



昭島市男女共同参画プラン

【昭島市男女共同参画推進計画（第4期）】

昭島市女性活躍推進計画
昭島市配偶者暴力対策基本計画

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

昭島市



はじめに

昭島市では、男女がいきいきと暮らせるまちを目指して、平成15年1月に男女共同参画都市を宣言し、現在「昭島市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を着実に推進しているところであります。

しかしながら、我が国では依然として、固定的な性別役割分担の意識や社会慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差など、男女共同参画社会の実現に際してのさまざまな課題が多く残されております。

この度、こうした課題や本市が推進してきた成果と課題を踏まえるとともに、国際連合が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」におけるゴールの一つである「ジェンダー平等」の視点を確保し、施策にも反映した、新たな「昭島市男女共同参画プラン（第4期計画）」を策定しました。

本プランでは、前期プランの基本理念を継承しつつ、本市のあらゆる分野別計画等との整合性を図りながら、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「昭島市女性活躍推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「昭島市配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画を包含するものとし、それぞれの法の趣旨の実現にも努めてまいります。

今後人口減少の本格化と並行し、人生100年時代を見据え、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、プランに掲げた施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。施策の推進には、市民の皆様と市が一つになって取り組むことが重要でありますことから、皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに本プランの策定にあたり、ご審議をいただきました男女共同参画プラン審議会委員の皆様、また、パブリックコメントなどを通して、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

令和3（2021）年3月

昭島市長 臼井伸介





目 次



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 国の動き	5
(3) 都の動き	8
(4) 本市の動き（これまでの取組）	10
3 計画の概要	13
(1) 計画の位置づけ	13
(2) 計画の期間	14
第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題	15
1 統計からみる現状	16
(1) 人口・世帯の状況	16
(2) 女性の社会参画の状況	21
(3) 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談の状況	24
2 市民意識調査等からみる現状	26
(1) 分野や場面ごとの男女の地位や立場	26
(2) 人権に係る実態・対策	29
(3) より充実した人生に向けての施策	33
(4) 男女共同参画社会のために必要な施策	37
3 前計画の推進状況	38
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念と基本的な視点	42
(1) 基本理念	42
(2) 基本的な視点	43
2 基本目標と重点的な取組	44
3 施策体系	46

第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

施策の方向【1】 男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成・・・・・・・・50

施策の方向【2】 人権・男女平等に関する教育・啓発・・・・・・・・53

施策の方向【3】 多様性への理解の促進・・・・・・・・55

基本目標Ⅱ 女性活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進 【昭島市女性活躍推進計画】・・・・・・・・57

施策の方向【4】 あらゆる分野における女性活躍の推進・・・・・・・・57

施策の方向【5】 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの実現・・・・・・・・59

施策の方向【6】 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの実現・・・・・・・・61

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援【昭島市配偶者暴力対策基本計画】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

施策の方向【7】 配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援の充実・・・・・・・・63

施策の方向【8】 あらゆる暴力に対する相談支援・関係機関の連携・防止啓発の推進・
・・・・・・・・・・・・・・・・66

基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり・・・・・・・・68

施策の方向【9】 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援・・・・・・・・68

施策の方向【10】 配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備・
・・・・・・・・・・・・・・・・70

施策の方向【11】 防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映・・・・72

施策の方向【12】 地域活動における男女共同参画の推進・・・・・・・・74

第5章 総合的な推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

1 男女共同参画センターの機能と役割・・・・・・・・78

（1）男女共同参画センターの機能及び事業展開・・・・・・・・78

（2）関係機関との連携・協働体制・・・・・・・・80

（3）国・都・他区市町村等との連携・・・・・・・・81

2 計画の策定・推進体制・・・・・・・・82

（1）計画の策定体制・・・・・・・・82

（2）PDCAサイクルによる計画の推進体制・・・・・・・・83

（3）目標・指標一覧・・・・・・・・85

（4）モニタリング項目一覧・・・・・・・・87

資料編	91
資料1 男女共同参画社会基本法	92
資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	95
資料3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	101
資料4 昭島市男女共同参画プラン審議会	105
資料5 昭島市男女共同参画プラン庁内検討委員会	107
資料6 男女共同参画に関する市民意識調査の概要	109
資料7 男女共同参画に関する用語集	110
資料8 男女共同参画に関する年表	111

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では平成 23（2011）年 3 月に、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「昭島市男女共同参画プラン」を策定し、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝く男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取組を進めています。

この計画期間内である平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同年、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが国際連合（国連）で採択されました。その中で持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；SDGs）として「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが提起され、取り組むべき課題の一つに「人権を保護し、ジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること。」が掲げられました。令和元（2019）年 6 月には女性活躍推進法が改正され、女性労働者の職業生活維持の援護を内容とする規定が追加されました。

このように国内外において、男女共同参画社会実現への動きが加速しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や男性中心型労働慣行が、社会のあらゆる分野に依然として残されており、その解消に向けた継続的な取組が必要となっています。さらには社会問題化している配偶者等からの暴力（DV）、若年層を対象とした性暴力等のあらゆる暴力の根絶に向けた対策を講ずる必要があります。

こうしたなか、本市では相談機能の拡充、市民活動支援の充実を図るべく、令和 2（2020）年 3 月に「男女共同参画センター」をアキシマエンス内に開設し、新たに男女共同参画推進の拠点施設として事業を開始しています。

今後、当該拠点を中心として、男女共同参画社会の実現及び女性の活躍支援並びに SDGs の目標達成に向けた施策の積極的な展開を進めるとともに、DV等の被害や性暴力等の根絶に向けての施策を推進します。そのための行動計画として、「昭島市女性活躍推進計画」、「昭島市配偶者暴力対策基本計画」を包含する、新たな「昭島市男女共同参画プラン」をここに策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際社会における女性差別撤廃への取組は、国連主導で行われてきました。女性の地位向上と男女平等を目指す取組から、女性の人権を守る取組（女性に対する暴力の撤廃、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ¹（性と生殖に関する健康／権利）等）、さらに女性・女児のエンパワーメント²への取組へと発展してきました。

現在では、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つに「ジェンダー³平等と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられるなど、世界が一致して取り組むべき重要な課題として位置づけられています。

なお、各国の男女格差を測る指標として、世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数（GGI）、国連開発計画によるジェンダー不平等指数（GII）等があります。GGIは経済、教育、健康、政治の4分野から構成され、2019年における日本の順位は、153か国中121位と男女格差が大きく開いた結果となっており、経済分野及び政治分野での男女格差の解消が求められています。GIIは、保健分野、エンパワーメント、労働市場の3側面から男女の不平等による人間開発の可能性の損失を測った指標で、2019年における日本の順位は162か国中23位と男女不平等による損失が高くなっています。

■昭和 50（1975）年 「国際婦人年」設定

女性差別撤廃に向けた世界規模の取組を行うとして、国連会議で「国際婦人年」を設定し、翌年（昭和51（1976）年）からの10年間を「国連婦人の10年」と決めました。また、「第1回国際婦人世界会議」が開催され、女性の自立と地位向上のために各国が10年間で取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

■昭和 54（1979）年 「女子差別撤廃条約」採択

第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野での女性差別をなくすために必要な措置が規定されました。

■昭和 56（1981）年 「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」採択

「家族的責任を男女がともに担う」という基本的な考え方を雇用の場で具現化した「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」が採択されました。

¹ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）とは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な健康状態及びそれを楽しむ権利、自己決定できる基本的人権。

² エンパワーメントとは、夢や希望、自信を与え、人が本来持っている力を発揮できるような力づけ。

³ ジェンダー（gender）とは、生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別（男らしさ、女らしさなど）。

■昭和 60（1985）年 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択

「国連婦人の 10 年」の最終年として、「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議が開催され、その成果の検討、評価を行いました。さらに西暦 2000 年に向けて各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■平成 5（1993）年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認され、国連総会において女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶を目指すための宣言がなされました。

■平成 6（1994）年 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」提唱

国際人口・開発会議（カイロ）において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）が提唱されました。

■平成 7（1995）年 「北京宣言及び行動綱領」採択

第 4 回世界女性会議が北京で開催され、21 世紀に向けて各国や NGO などが取り組む行動指針として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「女性のエンパワーメント」をキーワードとして、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」等、12 の重大問題領域に及んでいます。

■平成 12（2000）年 「女性 2000 年会議」開催

ニューヨーク国連本部において「女性 2000 年会議」が開催され、今後各国政府等のとるべき行動目標としての「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。ドメスティック・バイオレンス（DV）⁴に対する法整備等が含まれています。

■平成 17（2005）年 「北京+10」及び平成 22（2010）年「北京+15」開催

ニューヨーク国連本部で開催された国連婦人の地位委員会において、それぞれ「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われました。

■平成 23（2011）年 「UN Women（国連女性機関）」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として、前年の国連総会決議により設立された「UN Women（国連女性機関）」が発足しました。UN Women は、国連加盟国のジェンダー平等の達成をめざし、国際基準を策定する支援をします。

■平成 27（2015）年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連総会において採択された「2030 アジェンダ」の中で、経済・社会・環境等の開発課題対応のための 17 の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；SDGs）の 1 つに「ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられました。

⁴ ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれる。

(2) 国の動き

国際社会における女性差別撤廃への取組を受けて、国も女性の地位向上に向け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」等の法整備を行ってきました。また、内閣府「男女共同参画局」や諮問機関としての「男女共同参画会議」を設置し、「男女共同参画基本計画（第5次）」を令和2年12月25日に閣議決定、国全体における男女共同参画社会の実現を推進しています。

「第5次男女共同参画基本計画」（令和3（2021）年度からの10か年計画）によると、施策の基本的な方向として、①あらゆる分野における女性の参画拡大（政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁵）、地域における男女共同参画の推進、科学技術・学術における男女共同参画の推進）、②安全・安心な暮らしの実現（女性に対するあらゆる暴力の根絶、男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備、生涯を通じた健康支援、防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進）、③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備、教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献）、④推進体制の整備・強化が挙げられています。

■昭和 50（1975）年 「婦人問題企画推進本部」設置

「第1回国際婦人世界会議」で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、婦人の社会的地位向上を図るための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置されました。

■昭和 52（1977）年 「国内行動計画」策定

「世界行動計画」をもとに「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等が明らかにされました。

■昭和 60（1985）年 「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約」批准

「女子差別撤廃条約」批准に向けて、国は、民法の改正、国籍法・戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の制定等の国内法等の整備を進め、72番目に同条約を締結しました。

■昭和 62（1987）年 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定

「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。平成3（1991）年には、固定的性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るために、同計画の第1次改定が行われました。

■平成 6（1994）年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。また、総理府に置かれていた「婦人問題企画推進本部」が全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」に改組されるなど、国の推進体制の拡充・強化がなされました。

⁵ ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和を自ら希望するバランスでとること。

■平成 7（1995）年 「育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」制定
「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」批准

平成 4（1992）年施行の「育児休業等に関する法律（育児休業法）」に介護休業制度を付加し、「育児・介護休業法」として改正されました。「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO 第 156 号条約）」を批准しました。

■平成 8（1996）年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

「北京行動綱領」や男女共同参画審議会で答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「新国内行動計画」を見直し、「男女共同参画 2000 年プラン」として総合的・体系的に整備されました。

■平成 11（1999）年 「男女共同参画社会基本法」施行

「男女共同参画 2000 年プラン」の下で、男女雇用機会均等法の改正、労働基準法の改正、育児・介護休業法の改正等、雇用分野における制度改革が実施され、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。同法により、男女共同参画社会の実現に向けた国・地方公共団体、国民の責務が明らかになり、地方公共団体が男女共同参画基本計画を策定することが定められました。

■平成 12（2000）年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）施行

「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、施策の基本的な方向や具体的内容が示されました。また、ストーカー規制法によりストーカーの定義がされ、その処罰等が規定されました。

■平成 13（2001）年 「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行

中央官庁等の再編に伴い、これまでの総理府「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が、内閣府「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」となり、推進体制が強化されました。また、「DV 防止法」が施行され、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

■平成 15（2003）年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」

「次世代育成支援対策推進法」施行

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が令和 2（2020）年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。また、「次世代育成支援対策推進法」の施行により、国・地方公共団体、事業者、地域住民が一体となって次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための「次世代育成支援対策」が進められました。

■平成 17（2005）年 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定

■平成 19（2007）年 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

「仕事と生活の調和のための行動指針」策定

「男女雇用機会均等法」改正

国民全体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が持続可能な社会の実現に不可欠であることとして、ワーク・ライフ・バランスの制度的枠組みの構築や環境整備等の促進に取り組むための「憲章」と「行動指針」が策定されました。また、雇用機会均等法の改正により、性差別禁止の拡大（間接差別）、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性へのセクシュアル・ハラスメント

⁶防止対策等が義務づけられました。

■平成 22（2010）年 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
「児童扶養手当法」改正

児童扶養手当法改正により、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

■平成 25（2013）年 「日本再興戦略」閣議決定
「DV 防止法」改正
「ストーカー規制法」改正

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが再興戦略の中核に位置づけられました。また、DV 防止法を改正し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も適用対象となりました。加えて、ストーカー規制法を改正し、被害者から拒まれたにもかかわらず執拗に連続した電子メールを送信する行為を新たに規制対象としました。

■平成 26（2014）年 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
（以下「リベンジポルノ⁷被害防止法」という。）」制定

私的に撮影された性的な画像などを本人の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制するリベンジポルノ被害防止法が制定されました。

■平成 27（2015）年 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要だとして、女性活躍推進法が、10 年間の時限立法として公布・施行されました。これにより国や地方公共団体、民間事業主等の責務が明らかになり、基本方針や行動計画の策定・公開や女性の活躍状況の「見える化」等の情報公開が求められています。

■平成 30（2018）年 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行

「政治分野における男女共同参画推進法」では、男女の候補者数ができる限り均等となるよう国及び地方公共団体の責務、政党その他の政治団体の努力等を定めています。

■令和元（2019）年 「女性活躍推進法」改正

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」及び「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」について規定され、事業主行動計画において数値目標を定め、それぞれの行動計画の策定を求めています。

■令和 2（2020）年 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」
閣議決定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル化社会への対応など近年の社会情勢の現状を踏まえて予想される環境変化への対応を盛り込み、課題政策・方針決定過程への女性の参画拡大を強化するとしています。

⁶ セクシュアル・ハラスメントとは、望まない性的言動を受けたり、それらへの拒否や抵抗によって働く上での不利益を被ったりすること。また、性的言動により就業環境が妨げられること。

⁷ リベンジポルノ（復讐ポルノ）とは、離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のこと。

(3) 都の動き

東京都においても、国際婦人年に始まる国際的な動きや国の婦人問題企画推進本部の設置の動きを受けて、昭和 51（1976）年に都民生活局婦人計画課が設置され、その後名称を変えながら、現在は生活文化局都民生活部男女平等参画課が男女共同参画社会の実現を推進しています。

平成 7（1995）年には男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、ホール、会議室、相談室、資料室等の施設を有する「東京ウィメンズプラザ」を設置し、相談事業、普及・啓発及び交流事業を実施しています。

平成 12（2000）年には全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、それに基づいて平成 14（2002）年に男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2002）」を策定しています。その後 5 年ごとに改定を重ね、直近では平成 29（2017）年に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しています。「東京都男女平等参画推進総合計画」は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV 防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の 2 つから成り立っており、5 つの領域（領域Ⅰ：働く場における女性の活躍、領域Ⅱ：女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現、領域Ⅲ：多様な人々の安心な暮らしに向けた支援、領域Ⅳ：配偶者暴力対策、領域Ⅴ：男女平等参画を阻害するさまざまな暴力への対策）で構成されています。

さらに、平成 29（2017）年には「特定異性接客営業等の規制に関する条例」、平成 30（2018）年には「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」と、2 つの条例を新たに制定しました。前者は青少年の健全な育成を阻害する行為や青少年を被害者とする犯罪の防止を目的としており、後者は性自認や性的指向等による差別と不当な差別的言動は許されないとしたオリンピック憲章にうたわれる人権尊重理念の実現を目的としています。

■昭和 51（1976）年 「都民生活局婦人計画課」設置

「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言

国際婦人年に始まる国際的な動きや国の婦人問題企画推進本部の設置の動きを受けて、都民生活局に婦人計画課が設置されました。国際婦人年世界行動計画の採択を受け、東京都婦人懇話会によって都としての基本的な考え方が提言されました。

■昭和 53（1978）年 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定

■昭和 54（1979）年 「東京都婦人情報センター」開設

都は全国に先駆けて「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定し、その計画に基づき「東京都婦人情報センター」が開設されました。

■昭和 58（1983）年 「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定

第 2 次行動計画として「婦人問題解決のための新東京都行動計画（男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン）」が策定されました。

■平成 3（1991）年 「女性問題解決のための東京都行動計画」策定

「東京都男女平等推進基金」設置

第 3 次行動計画として「女性問題解決のための東京都行動計画（21 世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン）」が策定され、「東京都男女平等推進基金」が設置されました。

■平成 4（1992）年 「財団法人東京女性財団」設立

男女平等の社会的風土づくりを目的とした「財団法人東京女性財団」が設立され、実践的な6つの自主事業（研究事業、研修及び普及事業、活動支援及び支援事業、情報収集及び提供事業、相談事業、出版及び配布事業）が展開されました。

■平成 7（1995）年 「東京ウィメンズプラザ」開館

男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として、「東京ウィメンズプラザ」を開館しました。

■平成 10（1998）年 「男女平等推進のための東京都行動計画」策定

第4次行動計画として、「男女平等推進のための東京都行動計画（男女が平等に参画するまち東京プラン）」を策定しました。

■平成 12（2000）年 「東京都男女平等参画基本条例」制定

■平成 14（2002）年 「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2002）」策定 「配偶者暴力相談支援センター」設置

都は全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。この条例に基づき、「男女平等参画のための行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2002）」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター」が設置されました。

■平成 18（2006）年 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定

平成 16（2004）年の「DV防止法」改正で都道府県における基本計画の策定が定められ、「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。

■平成 19（2007）年 「男女平等参画のための行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2007）」策定

■平成 24（2012）年 「男女平等参画のための行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2012）」策定

「男女平等参画のための行動計画（チャンス&サポート東京プラン）」は、5年ごとに行動計画が見直され改定されました。

■平成 28（2016）年 「東京都女性活躍推進白書」策定

全国の自治体で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定し、東京の特徴・東京の女性の現状を取りまとめ、変革をもたらすための取組の方向性を明らかにしました。

■平成 29（2017）年 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 「特定異性接客営業等の規制に関する条例」施行

「東京都男女平等参画推進総合計画」は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両方で構成されています。また、女子高生にマッサージをさせたり、制服や水着姿の撮影などを行う、いわゆる「JKビジネス」の規制を盛り込んだ「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

■平成 30（2018）年 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重理念の実現に向けた条例が制定されました。「性的

マイノリティ（LGBT 等）を理由とする差別のない東京の実現」、「ヘイトスピーチ（本邦外出身者への不当な差別的言動）のない東京の実現」を柱としています。

（４） 本市の動き（これまでの取組）

本市では、平成6（1994）年策定の「昭島市女性プラン」以来、今まで3回の男女共同参画に関する行動計画の策定を行い、それらに基づいて施策を推進してきました。市民、有識者による会議を設置し、施策の検討（「昭島市男女共同参画プラン審議会」）や計画の成果や進捗の評価（「昭島市男女共同参画推進委員会」）を実施してきました。行動計画の策定にあたっては、市民を対象とした「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施し、パブリックコメント（意見公募手続）により意見を募集するなど市民の声を反映してきました。

平成15（2003）年には、「男女共同参画都市宣言」を行いました。市としての「目指すまち」を掲げることによって、市民一人ひとりの男女がいきいきと暮らせるまちに一丸となって取り組んでいく姿勢を明文化することができました。また、より具体的なイメージが浸透するようシンボルマークと標語も決めました。

第1期の「昭島市女性プラン」に基づき、女性問題についての啓発活動の一環として、女性の手による女性情報誌として、平成7（1995）年「Hi,あきしま」が創刊されました。その後も、市民の男女共同参画の意識の醸成を目指し、市民公募の編集委員により年に2回発行しています。また、毎年男女共同参画講演会やセミナーなども実施しています。

男女共同参画を推進する拠点としては、平成14（2002）年に男女共同参画ルーム「おあしす」を開設し、男女共同参画に関する団体やグループの活動支援や交流の場を提供し、情報提供も行ってきました。さらに、令和2（2020）年3月には男女共同参画推進のワンストップ機能を持った「昭島市男女共同参画センター」を開設しました。専門相談員を増員し、女性相談、男性相談、DV等の男女共同参画に関する相談事業を充実させています。また、男女共同参画に関する活動支援や交流の場の提供、関連資料の閲覧・貸出も行っています。

- 昭和 62（1987）年 「昭島市婦人問題行動計画策定委員会」設置
- 平成 元（1989）年 「昭島市婦人問題審議会」設置
「婦人問題に関する市民意識・実態調査」実施
- 平成 3（1991）年 昭島市婦人問題審議会答申～男女共同参画型社会の形成に向けて～
- 平成 4（1992）年 「昭島市女性行動計画策定委員会」設置
- 平成 6（1994）年 企画課に「女性担当」設置
「昭島市女性プラン関連事務担当課長会議」設置
「昭島市女性プラン」策定（第1期）

国や都の流れを受けて、本市でも市民の声が反映された女性問題解決に向けた行動計画を策定することとなりました。委員会や審議会を設置して意見交換を重ね、市民の実態やニーズを把握するために市民意識・実態調査を実施し、平成6（1994）年に最初の行動計画「昭島市女性プラン」を策定しました。

- 平成 7（1995）年 「Hi,あきしま」創刊

女性問題についての啓発活動の一環として、女性の手による女性情報誌として、公募の市民編集委員

の企画・編集による「Hi,あきしま」が創刊されました。

■平成 10（1998）年 「昭島市女性施策推進委員会」設置

「昭島市女性プラン」の成果の検証、課題の検討を行うため、「昭島市女性施策推進委員会」を設置しました。翌年「昭島市女性プランの推進のために」を提言しました。

■平成 11（1999）年 「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施

「昭島市男女共同参画プラン審議会」設置

■平成 13（2001）年 「あきしまジェス⁸21ー昭島市男女共同参画プラン」策定（第2期）

「第1期男女共同参画推進委員会」設置

第2期の行動計画「あきしまジェス 21ー昭島市男女共同参画プラン」の策定に向けて、「昭島市男女共同参画プラン審議会」を設置し、「男女平等に関する市民意識調査・実態調査」を実施しました。プランの策定後、計画の成果や進捗状況の検証、課題の検討を行うための「第1期男女共同参画推進委員会」を設置しました。

■平成 14（2002）年 男女共同参画ルーム「おあしす」開設

男女共同参画に関する団体やグループの活動支援や交流の場として、気軽に利用できる男女共同参画ルーム「おあしす」を開設しました。

■平成 15（2003）年 「男女共同参画都市」宣言

男女共同参画社会の実現に向けて、生活に密着した地域社会から男女共同参画が進むようにとの願いを込めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

■平成 17（2005）年 「第2期男女共同参画推進委員会」設置

■平成 20（2008）年 「第3期男女共同参画推進委員会」設置

「第1期男女共同参画推進委員会」に引き続き、計画の成果や進捗の確認・検証、課題の検討を行うために、「第2期」及び「第3期男女共同参画推進委員会」が設置されました。

■平成 21（2009）年 「昭島市男女共同参画プラン審議会」設置

「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施

■平成 23（2011）年 昭島市男女共同参画プラン審議会答申

～男女共同参画プランの基本的な考え方と施策のあり方について～

「昭島市男女共同参画プラン」策定（第3期）

第3期の男女共同参画行動計画としての「昭島市男女共同参画プラン」の策定に向けて、「昭島市男女共同参画プラン審議会」を設置し、「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

■令和 元（2019）年 「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施

第4期の男女共同参画行動計画としての「昭島市男女共同参画プラン」の策定に向けて、「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

■令和 2（2020）年 「昭島市男女共同参画センター」開設

「昭島市男女共同参画プラン審議会」設置

男女共同参画支援のワンストップ機能を持った「昭島市男女共同参画センター」を開設しました。

また、第4期の男女共同参画の行動計画としての「昭島市男女共同参画プラン」の策定に向けて、「昭島市男女共同参画プラン審議会」を設置しました。

⁸ ジェス(GES)とは、Gender Equal Society の頭文字を合わせたもの。



【SDGs】持続可能な開発目標に向けて



SDGsとは、経済・社会・環境の3つの側面から、これらの相互関連性を意識して取組を推進する持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27（2015）年9月国連総会において全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標です。

この目標は、地球上の「誰一人取り残さない」（leave no one behind）持続可能でよりよい社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的（ユニバーサル）なものであり、2030年を年限として17のゴールと169のターゲットの指標が示され、その目標達成に向けすべての人が理解し、それぞれの立場で行動することが求められています。

国では、平成28（2016）年にSDGs推進本部を設置、同年、中長期戦略である「SDGs実施方針」、平成29（2017）年「SDGsアクションプラン2018」、令和元（2019）年「SDGsアクションプラン2020」を策定し、この方針を地方自治体の各種計画等に盛り込み、浸透させ、その要素を反映することを奨励しています。

その中で、国際社会における普遍的価値として人権の尊重とあらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsのすべてのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であるとしています。

本市では、男女共同参画プランの策定にあたり、基本目標である「多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり」、「女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」、「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」「すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり」を掲げ、SDGsの17のゴール達成に向けて貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の概要

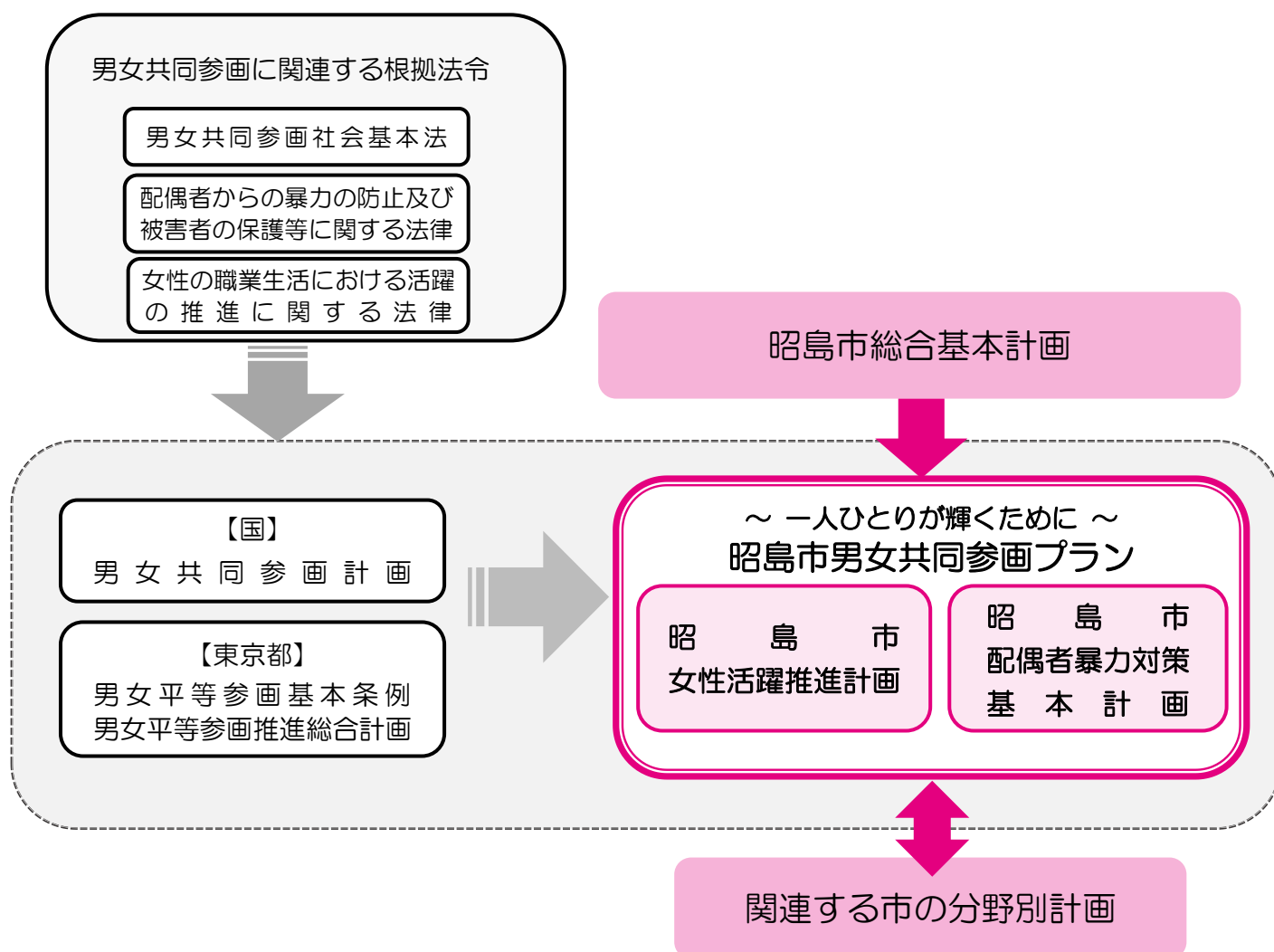
(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を以下の位置づけに基づき総合的・体系的に策定したものです。

■本計画は、昭島市総合基本計画に定める施策の分野別計画で、男女共同参画社会の実現を推進するための各施策（事務事業）の基本となる本市の行動計画として、**男女共同参画社会基本法**第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために定める、「昭島市男女共同参画推進計画（第4期）」です。

■本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定められた市町村推進計画として位置づけ、**「昭島市女性活躍推進計画」**を包含するものです。

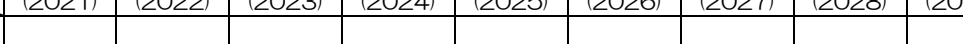
■本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定められた市町村基本計画として位置づけ、**「昭島市配偶者暴力対策基本計画」**を包含するものです。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。5年経過後に中間評価を行い、後期の取組に反映させていきます。

また、国内外の社会情勢の変化や国の制度等の改正により、必要に応じて事業等の見直しを行うものとします。

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
昭島市 男女共同 参画プラン										
										
				中間評価（事業の見直し等）						

第 2 章 本市における男女共同参画の現状及び課題

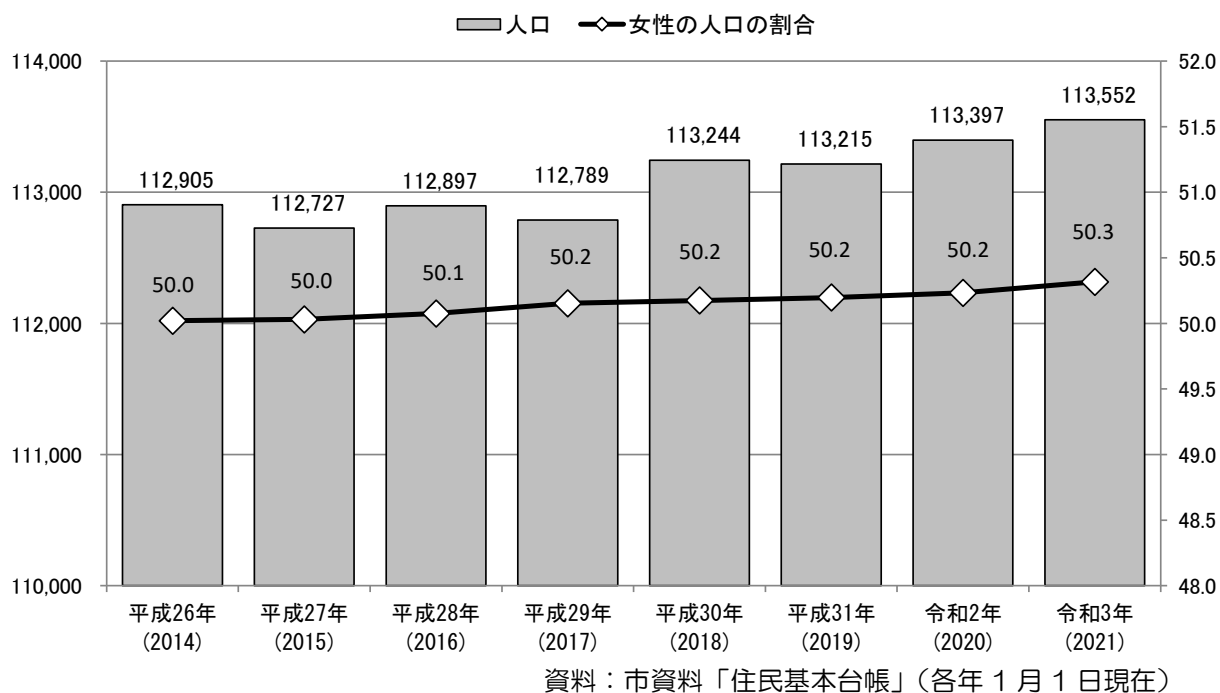
1 統計からみる現状

(1) 人口・世帯の状況

① 人口及び女性の割合の推移

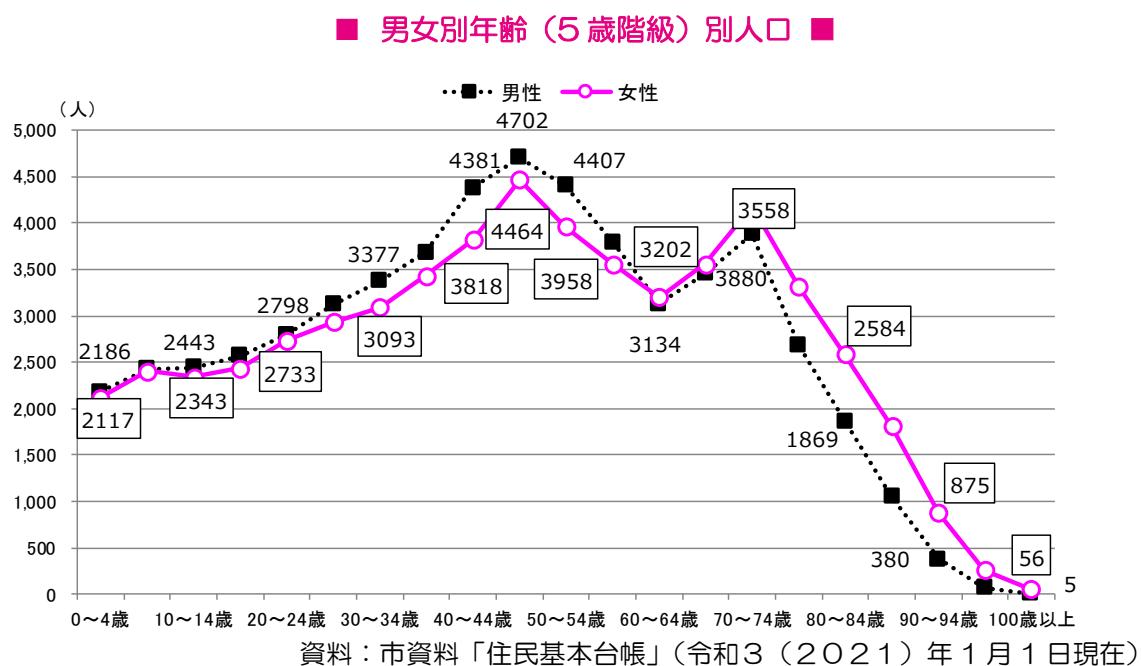
本市の人口は、増減を繰り返しながらも増加の傾向を示しており、令和3（2021）年には113,552人となっています。女性の人口割合は微増傾向で、同年で50.3%ですが、男女比はほぼ均衡しています。

■ 人口及び女性の割合の推移 ■



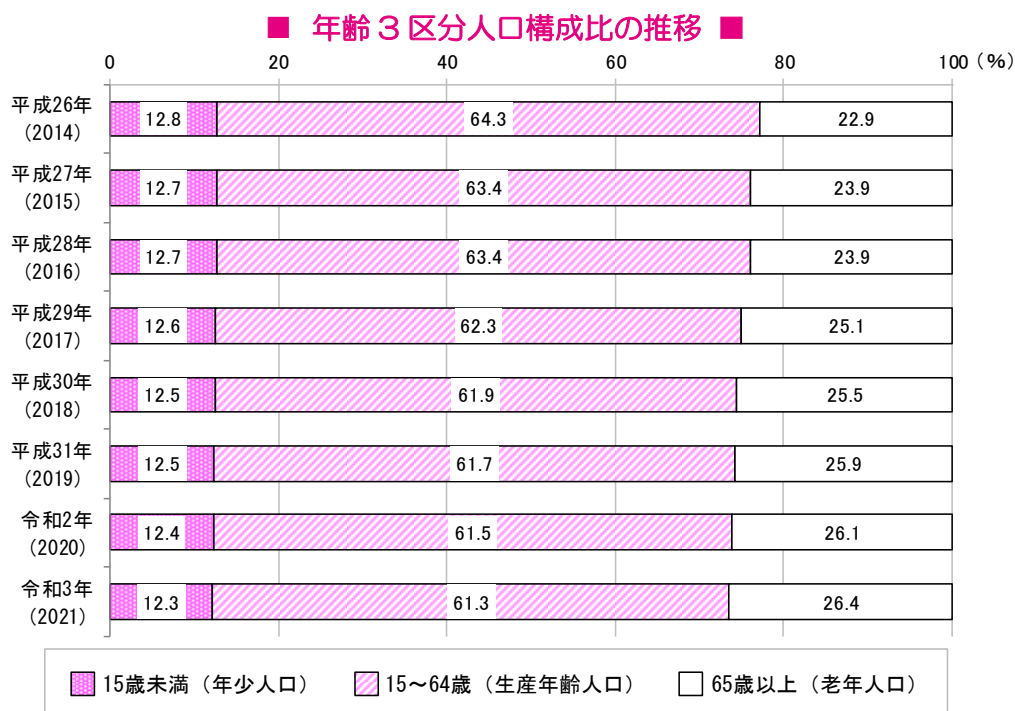
② 男女別年齢（5歳階級）別人口

令和3（2021）年の男女別年齢（5歳階級）別人口をみると、60歳未満は女性より男性の人口が多く、60歳以上になると男性より女性の人口が多くなっています。



③ 年齢3区分人口構成比

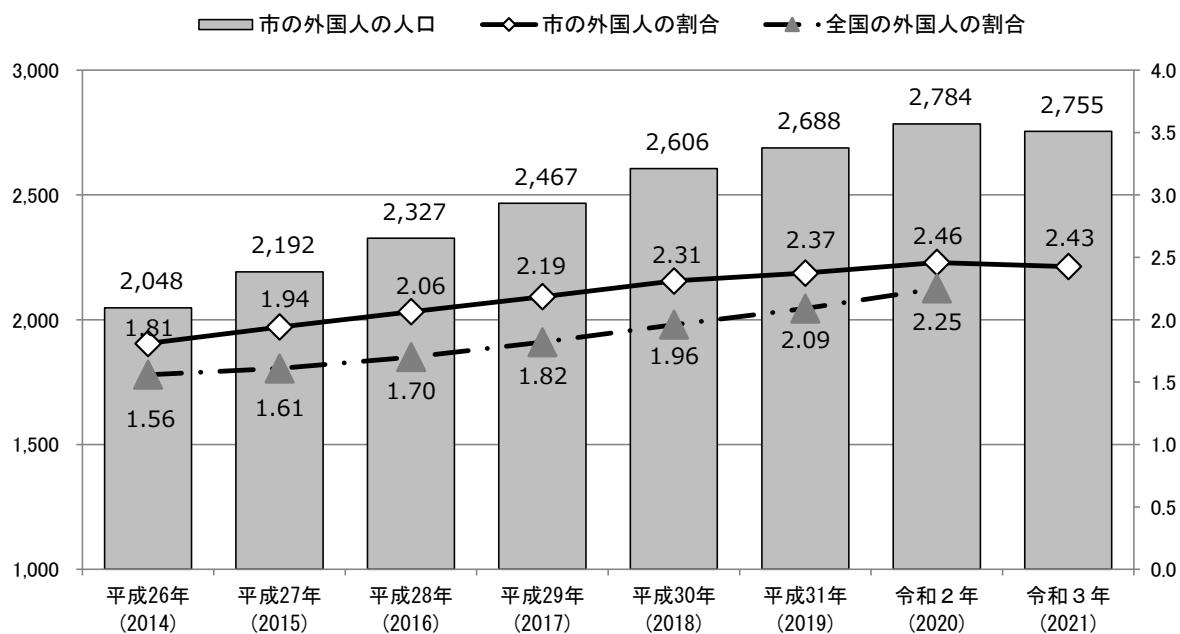
本市の年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、ゆるやかに少子高齢化が進行しており、生産年齢人口（15歳～64歳）構成比は、7年間で3ポイント低下しています。



④ 外国人の人口及び人口割合

本市の外国人の人口は令和2(2020)年まで年々増加していましたが、令和3(2021)年には微減して 2,755 人となりました。本市の全人口における外国人の割合は 2.43% であり、全国の外国人の割合と比較してもやや高いといえます。

■ 外国人の人口及び人口割合の推移 ■

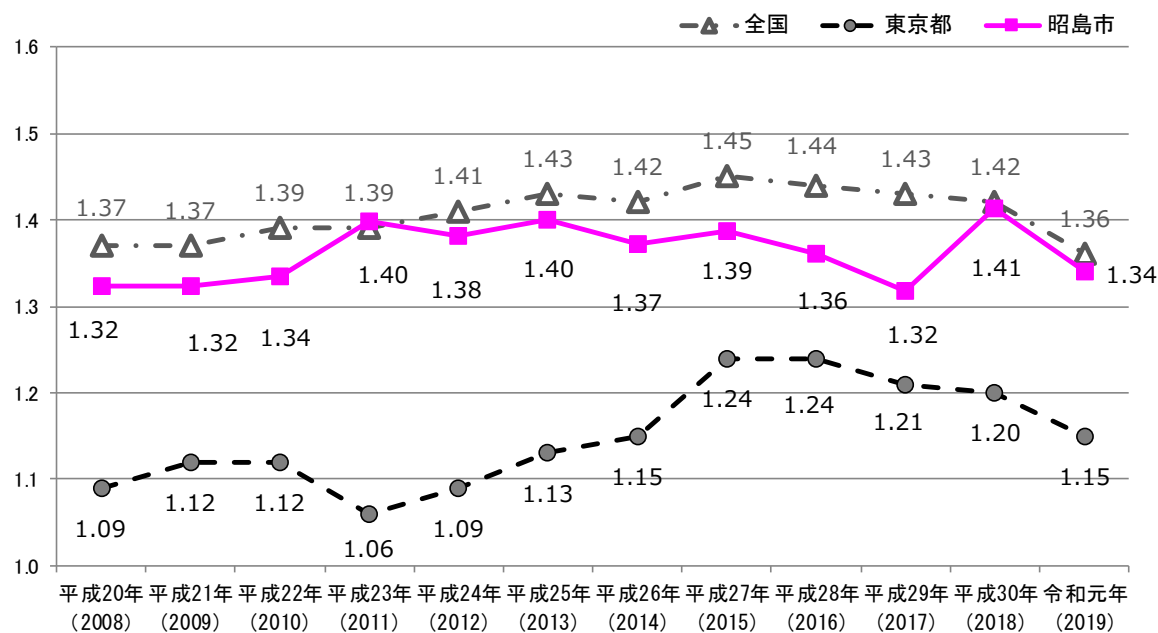


資料：市資料「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

⑤ 合計特殊出生率¹

本市の合計特殊出生率は、全国より低めで推移していますが、平成 30（2018）年には約 0.1 ポイント上昇し、全国とほぼ同じレベルの 1.41 となりましたが、令和元（2019）年には 0.07 ポイント下がり、1.34 と例年とほぼ同じレベルとなっています。東京都全体と比較すると一貫して高く、平成 23（2011）年に最大 0.34 ポイントの差がありましたが、令和元（2019）年では約 0.2 ポイントの差となっています。

■ 合計特殊出生率の推移 ■



資料：厚生労働省「人口動態市調査」

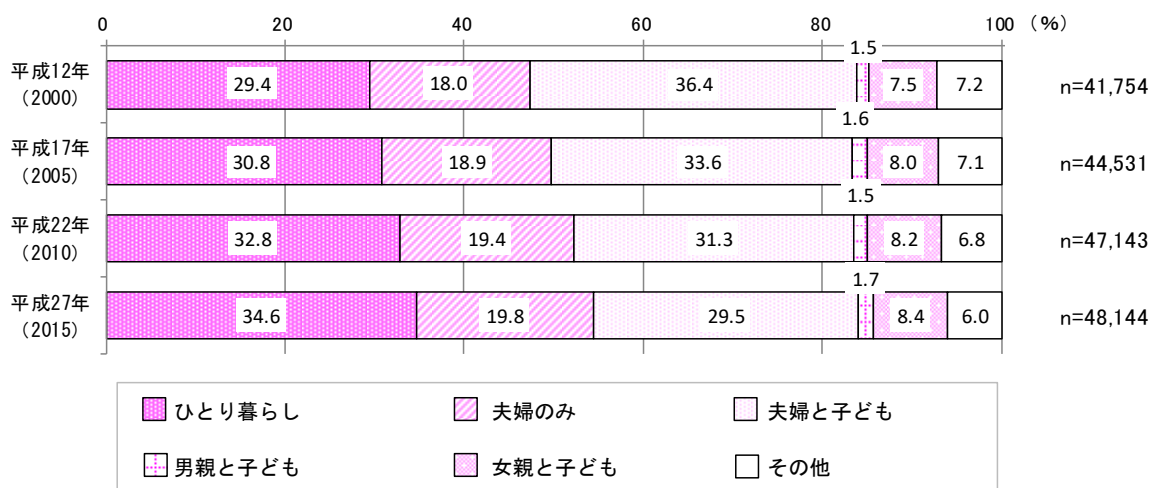
¹ 合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

⑥ 世帯の家族類型別割合

本市の一般世帯の家族類型割合の推移をみると、ひとり暮らし、夫婦のみの世帯の割合が増えており、夫婦と子ども世帯の割合は減少しています。女親と子ども世帯の割合も微増しています。

18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、全一般世帯の4分の1以下です。家族類型割合をみると、夫婦と子ども世帯の割合が約8割で推移しています。平成27（2015）年では、男親と子ども世帯は1.4%、女親と子ども世帯は10.0%となっています。

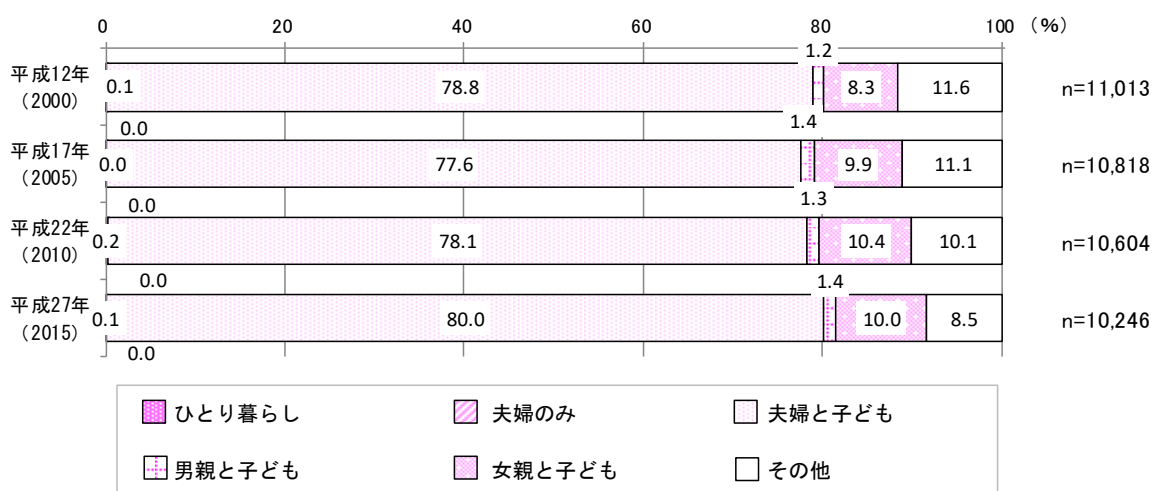
■ 一般世帯の家族類型別割合の推移 ■



資料：総務省「国勢調査」

n は不明を除いた全一般世帯数

■ 18歳未満世帯員のいる一般世帯の家族類型別割合の推移 ■



資料：総務省「国勢調査」

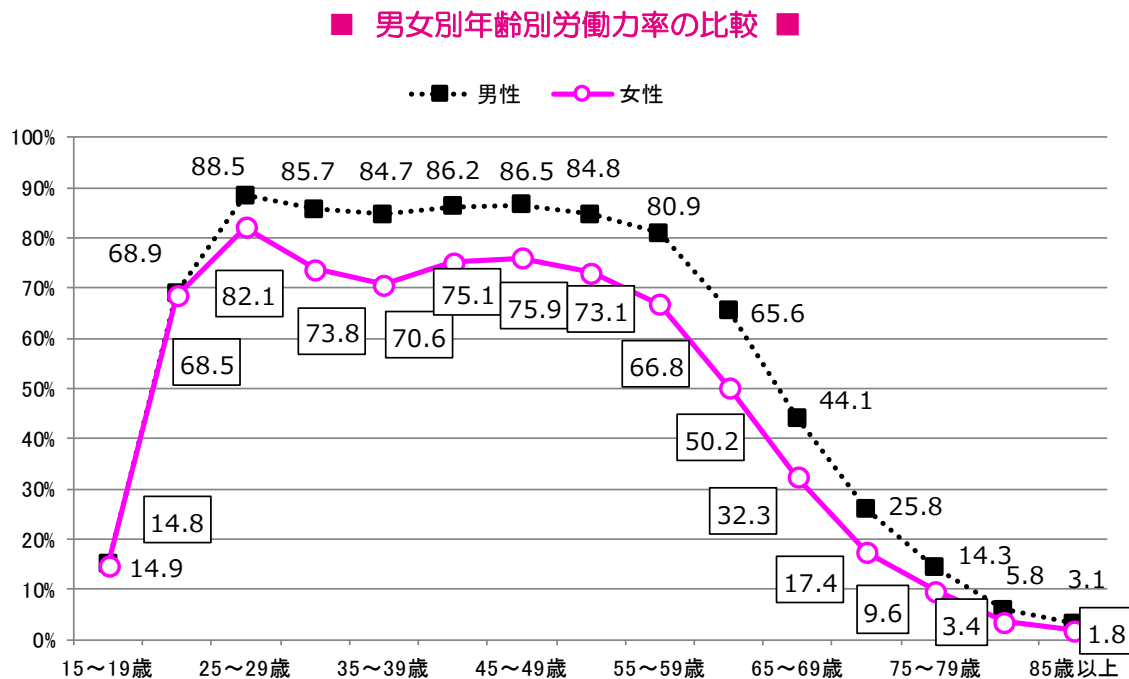
n は 18歳未満世帯員のいる全一般世帯数

(2) 女性の社会参画の状況

① 男女別年齢別労働力率²

平成 27（2015）年における本市の年齢（5 歳階級）別労働力率をみると、男女とも 20 代から 50 代までがいわゆる「働き盛り」であり、60 代から一気に下降しています。

男女別にみると、一貫して男性の方が高く、30 代から 60 代までは 10 ポイント以上の差が出ています。なお、女性は出産期と思われる 30 代で約 10 ポイント下がり、40 代で約 5 ポイント上がっています。

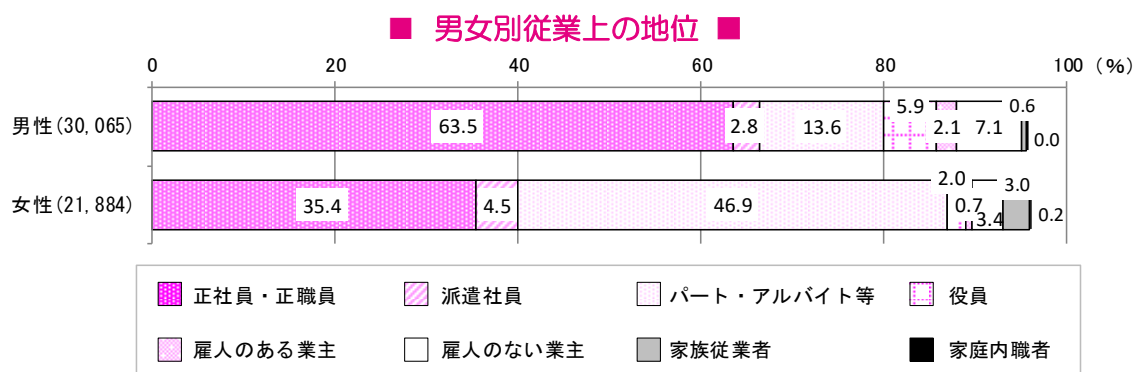


資料：総務省「国勢調査」（平成 27（2015）年）

² 労働力率とは、総人口に占める労働力人口（就業者数に完全失業者数を加えた人数）の割合。

② 男女別従業上の地位

平成 27（2015）年における本市の従業上の地位をみると、男性は正社員・正職員の割合が 63.5%と最も高いのに対し、女性の正社員・正職員の割合はわずか 35.4%であり、パート・アルバイトの割合が 46.9%と最も高くなっています。また、役員の割合をみると、女性は男性の約 3 分の 1 となっています。



資料：総務省「国勢調査」（平成 27（2015）年）

③ 市職員における女性の参画状況

本市の職員における女性の参画状況をみると、事務職総数における女性の割合、事務職係長職における女性の割合はともに 35%を超えています。事務職管理職（課長職以上）の割合は 23.1%となっています。

都内区市町村合計、東京都（都庁）と比較すると、事務職総数における女性割合は低いものの、事務職管理職、係長職における女性の割合は、ともに都内区市町村合計、東京都（都庁）よりも高くなっています。

■ 行政職員における女性の参画状況 ■

		職員総数	うち女性数	女性の割合(%)	係長職総数	うち女性数	女性の割合(%)	管理職総数	うち女性数	女性の割合(%)
昭島市	事務職	287	119	41.5	111	44	39.6	65	15	23.1
	福祉職	13	13	100.0	3	3	100.0	0	0	-
	技術職	70	23	32.9	23	4	17.4	6	0	0.0
	技能職	42	1	2.4	0	0	-	0	0	-
都内区市町村合計	事務職	33,093	16,138	48.8	11,406	3,084	27.0	3,853	563	14.6
	福祉職	14,784	13,353	90.3	3,451	2,983	86.4	164	99	60.4
	技術職	9,549	5,309	55.6	3,654	1,295	35.4	1,266	280	22.1
	技能職	7,458	1,890	25.3	739	95	12.9	7	0	0.0
東京都（都庁）	事務職	13,192	6,783	51.4	5,155	1,952	37.9	1,854	369	19.9
	福祉職	990	747	75.5	299	156	52.2	23	6	26.1
	技術職	12,891	6,964	54.0	4,603	1,281	27.8	1,514	309	20.4
	技能職	6,773	254	3.8	225	0	0.0	22	0	0.0

資料：東京都男女共同参画推進状況

（昭島市及び都内区市町村（令和 2（2020）年 4 月 1 日、東京都（都庁）平成 31（2019）年 4 月 1 日）

※昭島市の職員数は派遣職員を除く

④ 委員会・審議会への女性の参画状況

本市の地方自治法(第 180 条の 5)に定める委員会³における女性の参画状況をみると、比較年度は異なりますが、女性委員がいる委員会の割合は、都内区市町村合計より高く東京都(都庁)より低くなっています。一方で、委員会全体における女性委員数の割合は、都内区市町村合計、東京都(都庁)より低くなっています。

また、本市の地方自治法(第 202 条の 3)に定める審議会⁴における女性の参画状況についても比較年度は異なりますが、女性委員がいる審議会の割合は、都内区市町村合計より高く、東京都(都庁)と同じ割合です。また、審議会全体における女性委員数の割合は、都内区市町村合計より高いものの、東京都(都庁)より低くなっています。

■ 委員会等における女性の参画状況 ■

地方自治法(第 180 条の 5)に定める委員会						
	委員会等数	うち女性委員のいる委員会等数	女性委員のいる委員会等の割合(%)	委員総数	うち女性委員数	女性委員数の割合(%)
昭島市	5	3	60.0	26	4	15.4
都内区市町村合計	272	157	57.7	1,453	249	17.1
東京都(都庁)	9	6	66.7	91	15	16.5

資料：東京都男女共同参画推進状況

(昭島市及び都内区市町村(令和2(2020)年4月1日、東京都(都庁)平成31(2019)年4月1日)

■ 審議会における女性の参画状況 ■

地方自治法(第 202 条の 3)に定める審議会						
	審議会数	うち女性委員のいる審議会数	女性委員のいる審議会の割合(%)	委員総数	うち女性委員数	女性委員数の割合(%)
昭島市	39	36	92.3	512	150	29.3
都内区市町村合計	1,952	1,702	87.2	29,659	8,537	28.8
東京都(都庁)	52	48	92.3	662	219	33.1

資料：東京都男女共同参画推進状況

(昭島市及び都内区市町村(令和2(2020)年4月1日、東京都(都庁)平成31(2019)年4月1日)

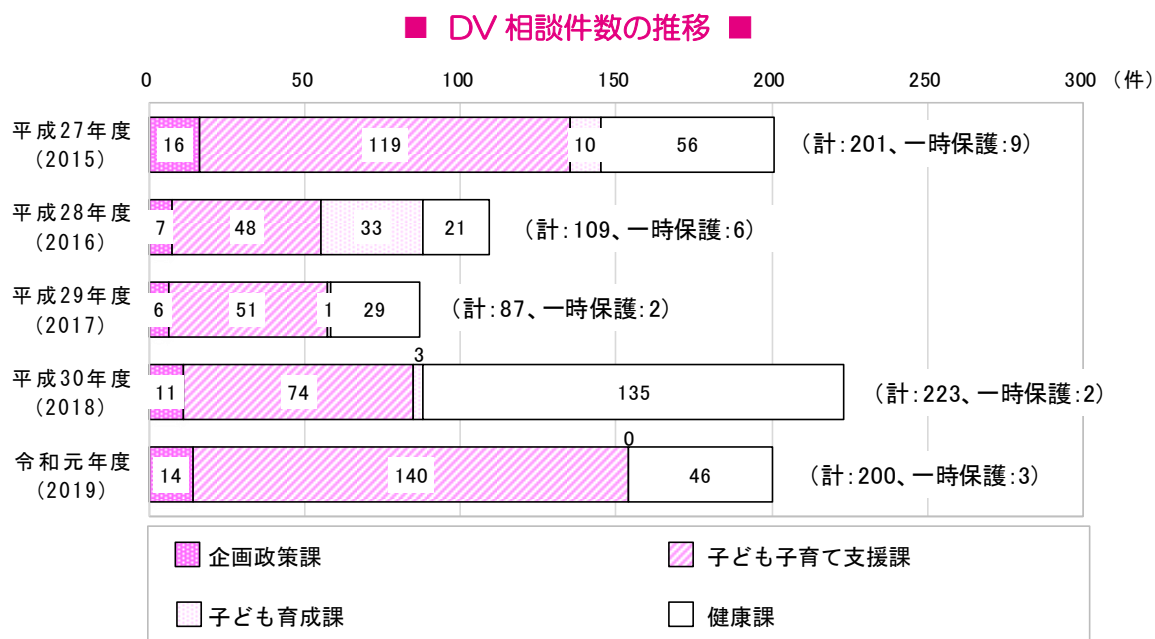
³ 地方自治法第 180 条の 5 では、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員、それ以外に法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会を定めている。前者については、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、後者については、農業委員会、固定資産評価審査委員会が挙げられている。

⁴ 地方自治法第 202 条の 3 では、地方公共団体の執行機関としての附属機関について定めている。

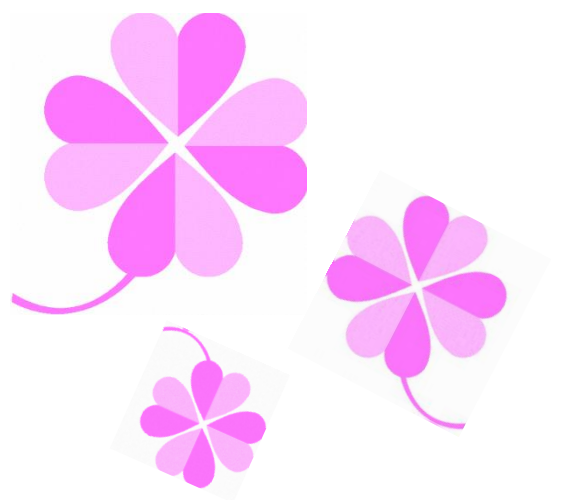
(3) 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談の状況

本市におけるDV相談件数は、平成29（2017）年度に87件まで減少していましたが、平成30（2018）年度は増加に転じ、令和元（2019）年度は200件となっています。相談場所としては、平成30（2018）年度では健康課への相談件数が最多でしたが、子ども子育て支援課への相談件数も増えており、令和元（2019）年度には140件と最多となっています。

令和2（2020）年度から、男女共同参画センターでDV相談を受け付けています。



資料：市資料



2 市民意識調査等からみる現状

(1) 分野や場面ごとの男女の地位や立場

令和元（2019）年に実施した「昭島市市民意識調査」によると、男女の地位や立場について【全体】的に 40.0%が「対等」とであると回答していますが、「男性の方が優遇、やや優遇」が 41.9%とこれを上回っています。【全体】の対等感指標⁵は 29.2 であることから、男性優位に寄っていることがわかります。【全体】及びすべての分野において、「男性の方が優遇、やや優遇」の割合が「女性の方が優遇、やや優遇」の割合を上回っており、対等感指標も対等である 50 を下回っています。

対等感指標が 50（対等）に近い分野は、【余暇生活】（44.1）、【家庭生活】（42.8）、【教育の場】（42.6）ですが、男女別にみると、【家庭生活】における女性の対等感指標は 36.9 と高いとはいえず、男性とは 12.9 ポイントの差があります。

女性の対等感指標が高い分野は、【余暇生活】（41.4）、【教育の場】（40.4）であり、低い分野は【しきたりや習慣】（18.6）、【職場】（21.2）、【法律や制度】（24.4）となります。

また、令和元（2019）年に実施した「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「男女共同参画市民意識調査」という。）で 10 年前との比較を尋ねたところ（P28）、【全体】的に 10 年前より「対等になってきたと思う」割合が 30.5%であり、「変わらないと思う」割合の 44.3%を下回っています。

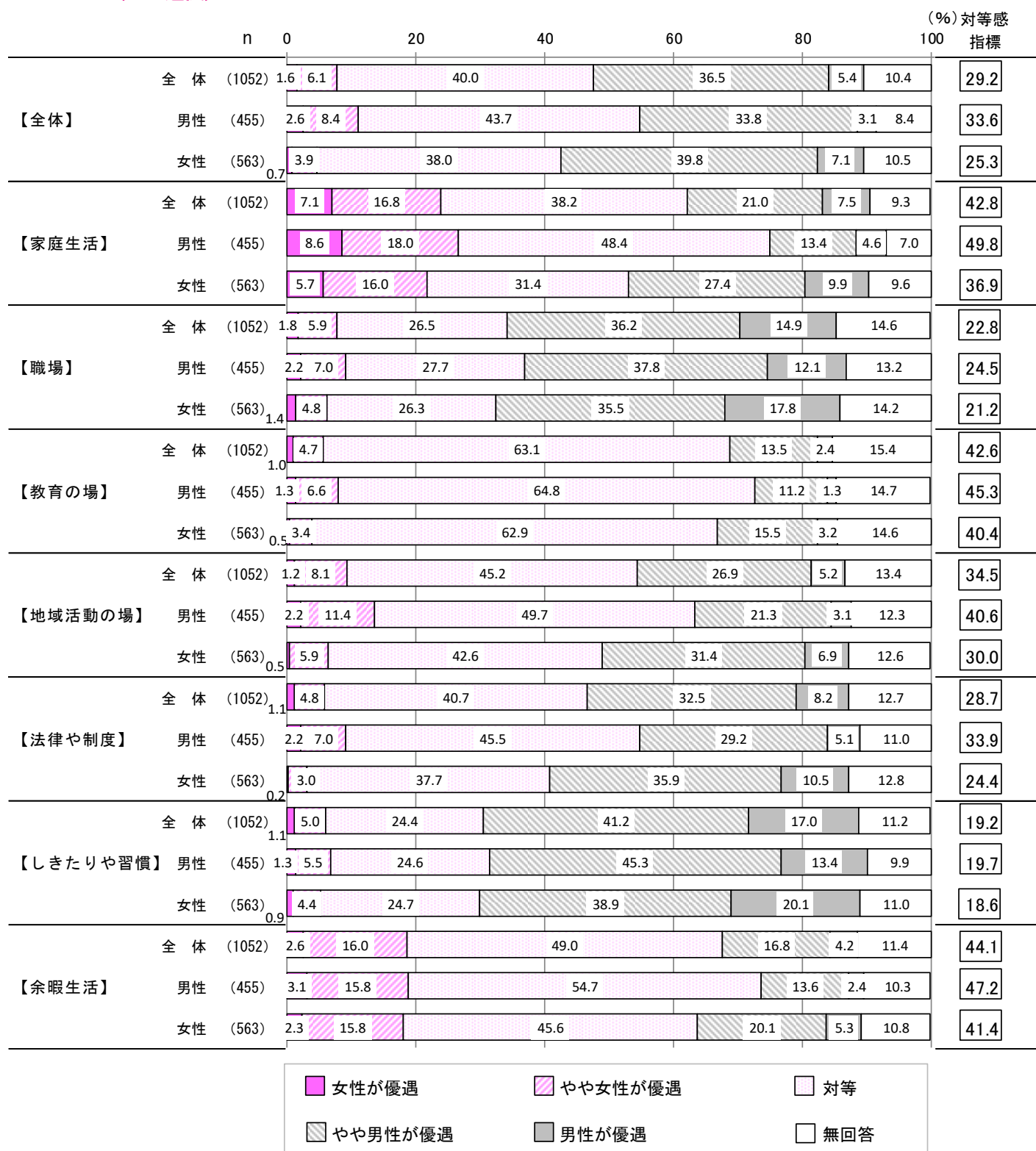
なお、【全体】及びすべての分野において、女性は男性より「対等になってきたと思う」と回答する割合が低くなっています。

男女ともに最も「対等になってきたと思う」分野は【家庭生活】（39.9%）であり、男女差も 3.9 ポイントと最も低くなっています。

続いて、「対等になってきたと思う」割合が高いのは【職場】（31.2%）ですが、男女差は 16.2 ポイントと大きくなっています。男女の感覚の差がみられます。

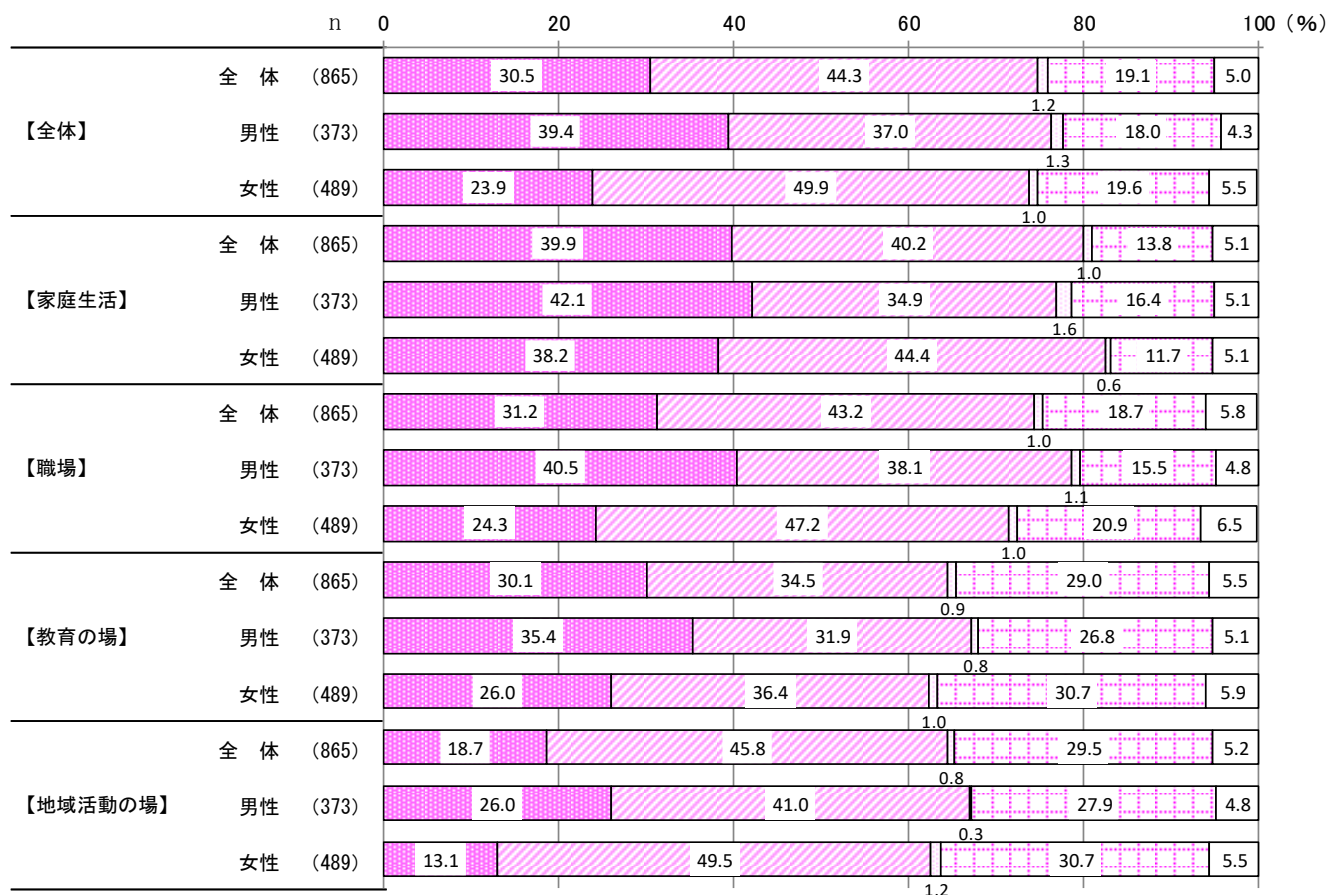
⁵ 対等感指標とは、「女性の方が優遇」を 100 点、「やや女性の方が優遇」を 75 点、「対等」を 50 点、「やや男性の方が優遇」を 25 点、「男性の方が優遇」を 0 点として回答があった割合で加重平均をとった指標です。50 点に近いと対等、0 点に近いと男性が優遇、100 点に近いと女性が優遇となります。

Q. あなたは、次の各分野において男女の立場または待遇が対等になっていると思いますか。
(一つ選択)



資料：「昭島市市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

Q. あなたは10年前と比べ、男女の地位は対等になったと思いますか。(一つ選択)



資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

(2) 人権に係る実態・対策

① 配偶者等からの暴力行為（DV）の実態と対策

配偶者やパートナー・恋人からの暴力行為（DV）には、身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。「男女共同参画市民意識調査」においてこれらについて具体例を挙げて尋ねたところ、どの行為においても女性の方が男性より受けている割合が高くなっています。

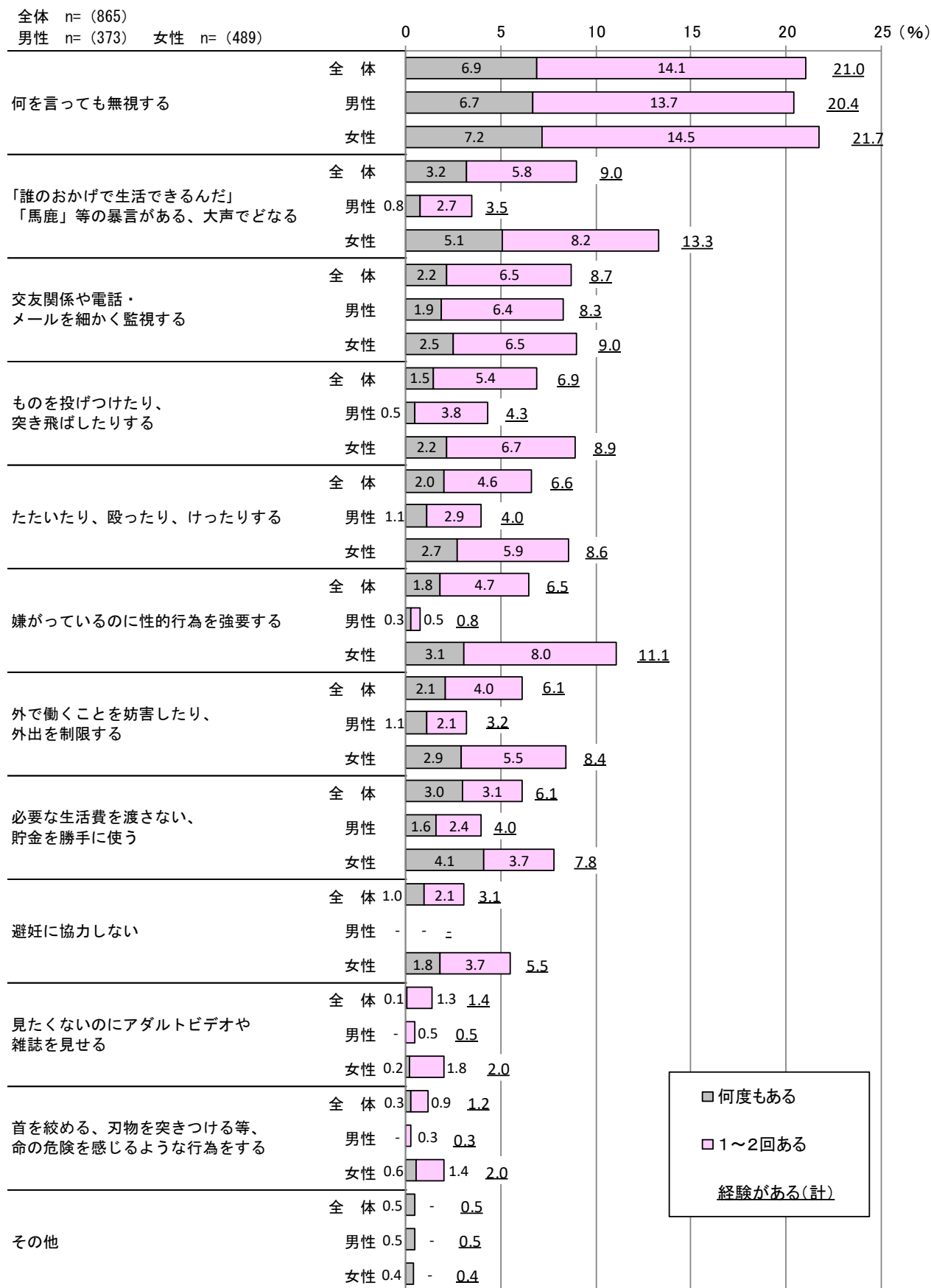
1 回以上「経験がある」割合が高い行為は「何を言っても無視する」（21.0％）であり、男女ともに最も高くなっています。特に女性が「経験がある」割合が高い行為は、「暴言、大声でどなる」（13.3％）、「性的行為の強要」（11.1％）です。より深刻な身体的暴力である「ものの投げつけ、突き飛ばし」（8.9％）、「たたく、殴る、ける」（8.6％）、「命の危険を感じるような行為」（2.0％）も少なからずあります。

また、男女差があり、女性にとって「何度もある」割合が高い行為は、「暴言、大声でどなる」（5.1％）、「必要な生活費を渡さない等」（4.1％）です。

DV などの暴力の防止及び被害者支援に必要な対策を尋ねたところ、「法律による規制の強化や見直しの実施」（45.5％）、「被害者の避難場所（シェルター）の充実」（37.6％）、「被害者の相談体制の充実」（36.0％）の順に高くなっています。

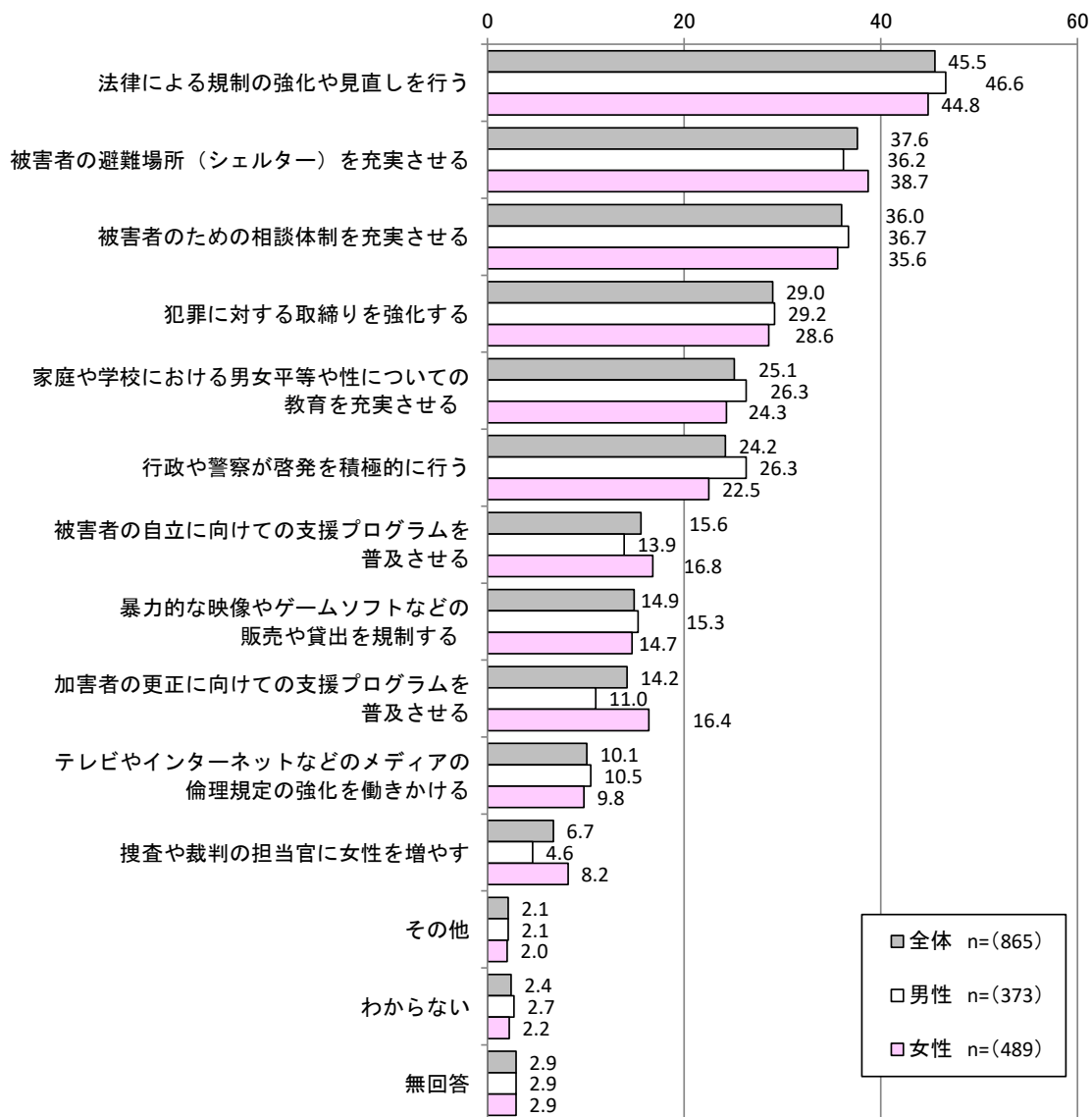
概ね男女とも同じ傾向の回答となっていますが、男女差がみられたのは、「加害者の更生支援プログラムの普及」（女性が 5.4 ポイント高）、「行政や警察による積極的な啓発」（男性が 3.8 ポイント高）、「捜査や裁判の女性担当官の増員」（女性が 3.6 ポイント高）です。

Q. 配偶者やパートナー・恋人などから次のような行為を受けたことがありますか。



資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

Q. あなたがDVなどの暴力の防止および被害者の支援のために必要だと思う対策を3つまで選んでください。



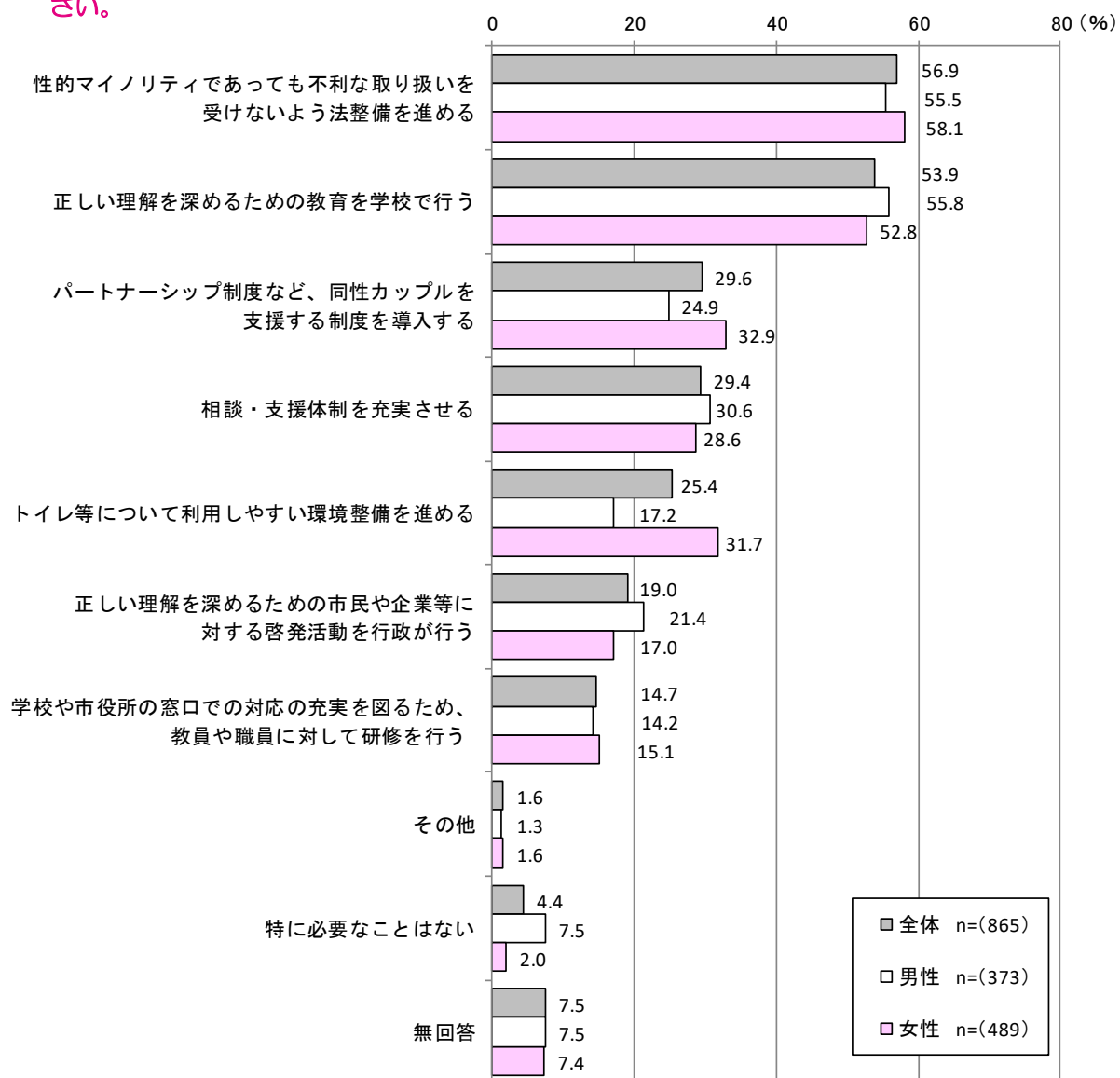
資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

② 性的マイノリティの人権を守るための施策

男女共同参画市民意識調査によると、性的マイノリティの人権を守るために必要な施策としての回答の割合が高かったのは、「不利な取り扱いを受けないような法整備」（56.9%）、「正しい理解を深めるための教育」（53.9%）です。

男女差がみられたのが、「トイレ等の環境整備」（女性が 14.5 ポイント高）、「パートナーシップ制度などの同性カップルの支援制度」（女性が 8.0 ポイント高）であり、具体的な取組も求められています。

Q. あなたは性的マイノリティの人々の人権を守るために必要だと思う施策を3つまで選んでください。



資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

(3) より充実した人生に向けての施策

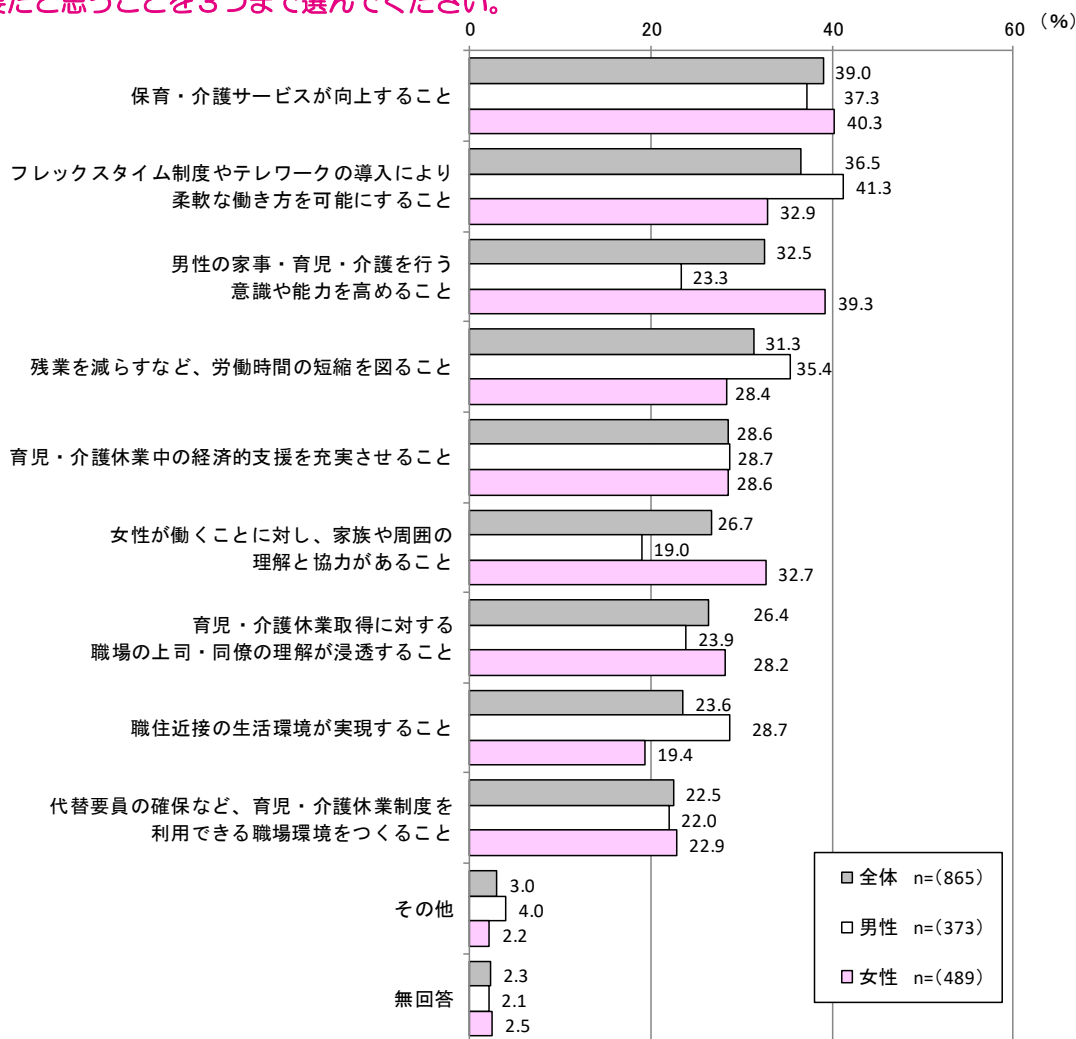
① ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なこと

男女共同参画市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なことは、「保育・介護サービスの向上」(39.0%)、「フレックスタイム制度やテレワークの導入による柔軟な働き方」(36.5%)、「男性の家事・育児・介護を行う意識や能力の向上」(32.5%)、「労働時間の短縮」(31.3%)の順に高くなっています。

男女別にみると、「男性の家事・育児・介護を行う意識や能力の向上」(女性が16.0ポイント高)、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力」(女性が13.7ポイント高)、「フレックスタイム制度やテレワークの導入による柔軟な働き方」(男性が8.4ポイント高)において男女の差が大きくなっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、各種支援サービス、制度の充実や働く環境の改善のほか、特に女性にとっては家族や周囲の意識や能力の向上が重要であることがわかります。

Q. 男性と女性がともに「ワーク・ライフ・バランス」を実現するための環境づくりにおいて、重要だと思うことを3つまで選んでください。



資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

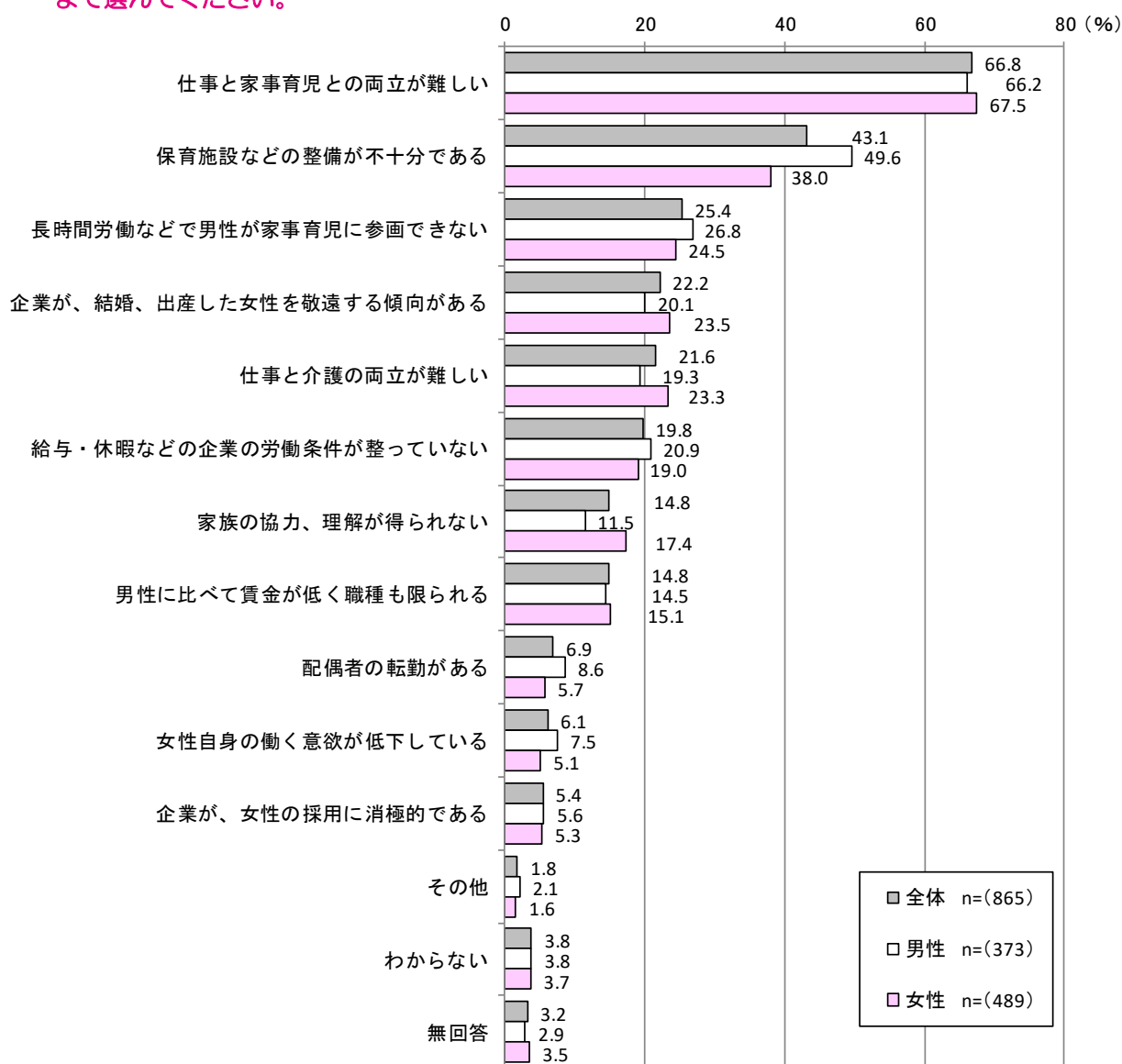
② 女性が働く上での障害

男女共同参画市民意識調査によると、女性が仕事を続けたり再就職するうえで障害となることとして高い割合だったのは、「仕事と家事育児との両立の困難さ」(66.8%)、「保育施設などの整備の不十分さ」(43.1%)です。

男女別にみると、概ね同じような傾向ですが、男女差がみられる項目は、「保育施設などの整備の不十分さ」(男性が11.6ポイント高)、「家族の協力、理解が得られない」(女性が5.9ポイント高)、「仕事と介護の両立の困難さ」(女性が4.0ポイント高)となります。

女性が働くためには、仕事と家事育児の両立のための制度や施策(特に保育施設の整備、職場における働き方改革など)の改善のほか、家族の協力や理解も必要であることがわかります。

Q. 女性が仕事を続けたり、一度やめて再就職しようとするうえで、障害となると思うものを3つまで選んでください。



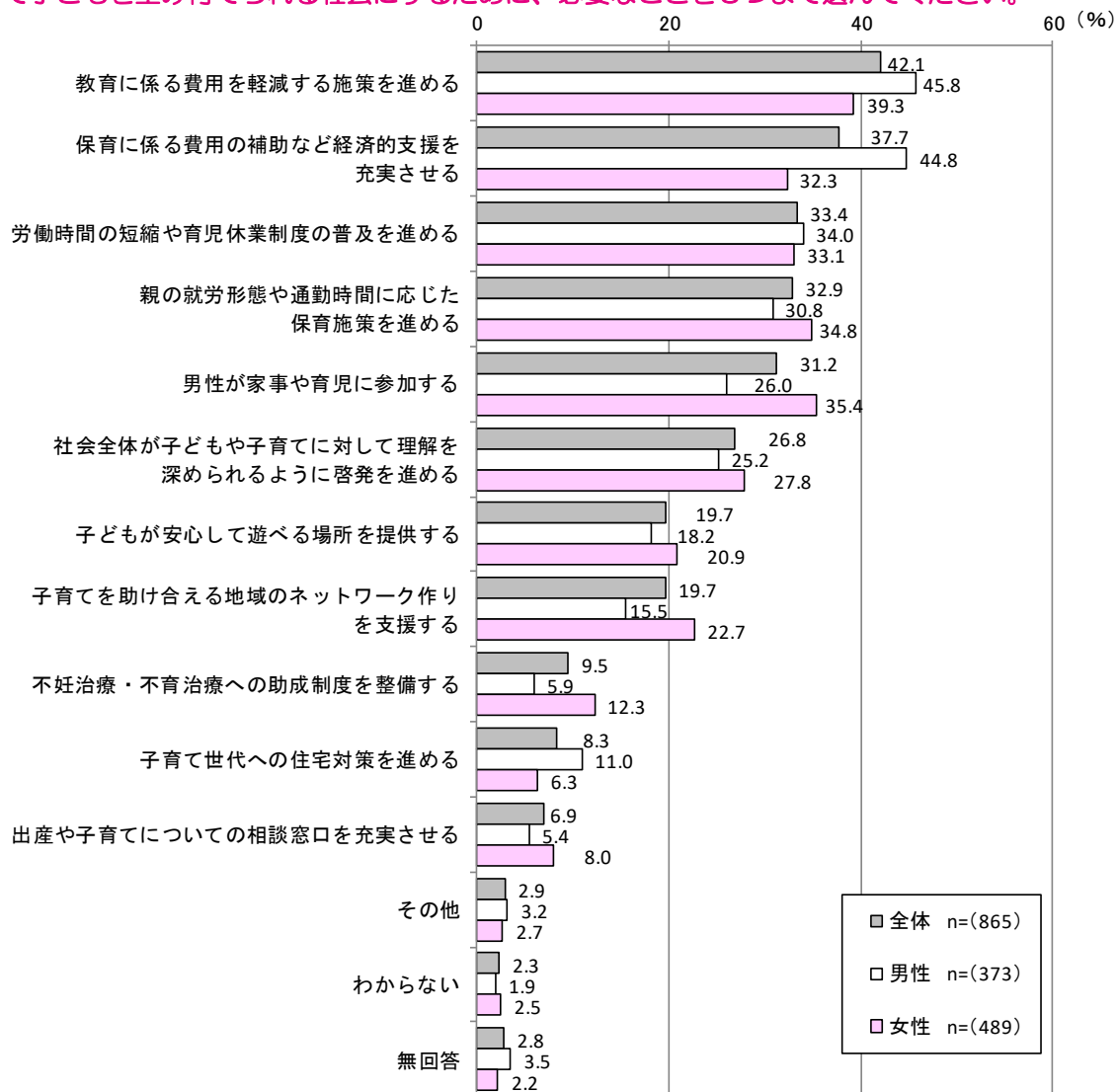
資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

③ 安心して子どもを生み育てられる社会にするために必要なこと

男女共同参画市民意識調査から、安心して子どもを生み育てられる社会に必要なことについて、「教育に係る費用軽減の施策」(42.1%)、「保育に係る費用の補助などの経済的支援」(37.7%)、「労働時間の短縮や育児休業制度の普及」(33.4%)、「親の就労形態や通勤時間に応じた保育施策」(32.9%)、「男性の家事や育児への参加」(31.2%)の順に高くなっています。

男女別にみると、男性の方が、「保育に係る費用の補助などの経済的支援」(男性が12.5ポイント高)、「教育に係る費用軽減の施策」(男性が6.5ポイント高)、「子育て世代への住宅対策」(男性が4.7ポイント高)と、より経済的・物理的支援を求めていることがわかります。これに対し、女性の方が、「男性の家事や育児への参加」(女性が9.4ポイント高)、「子育てを助け合える地域のネットワーク作りへの支援」(女性が7.2ポイント高)、「不妊治療・不育治療への助成制度」(女性が6.4ポイント高)の項目で男性を上回っており、女性は男性より協力体制を求めていることがわかります。

Q. 安心して子どもを生み育てられる社会にするために、必要なことを3つまで選んでください。



資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

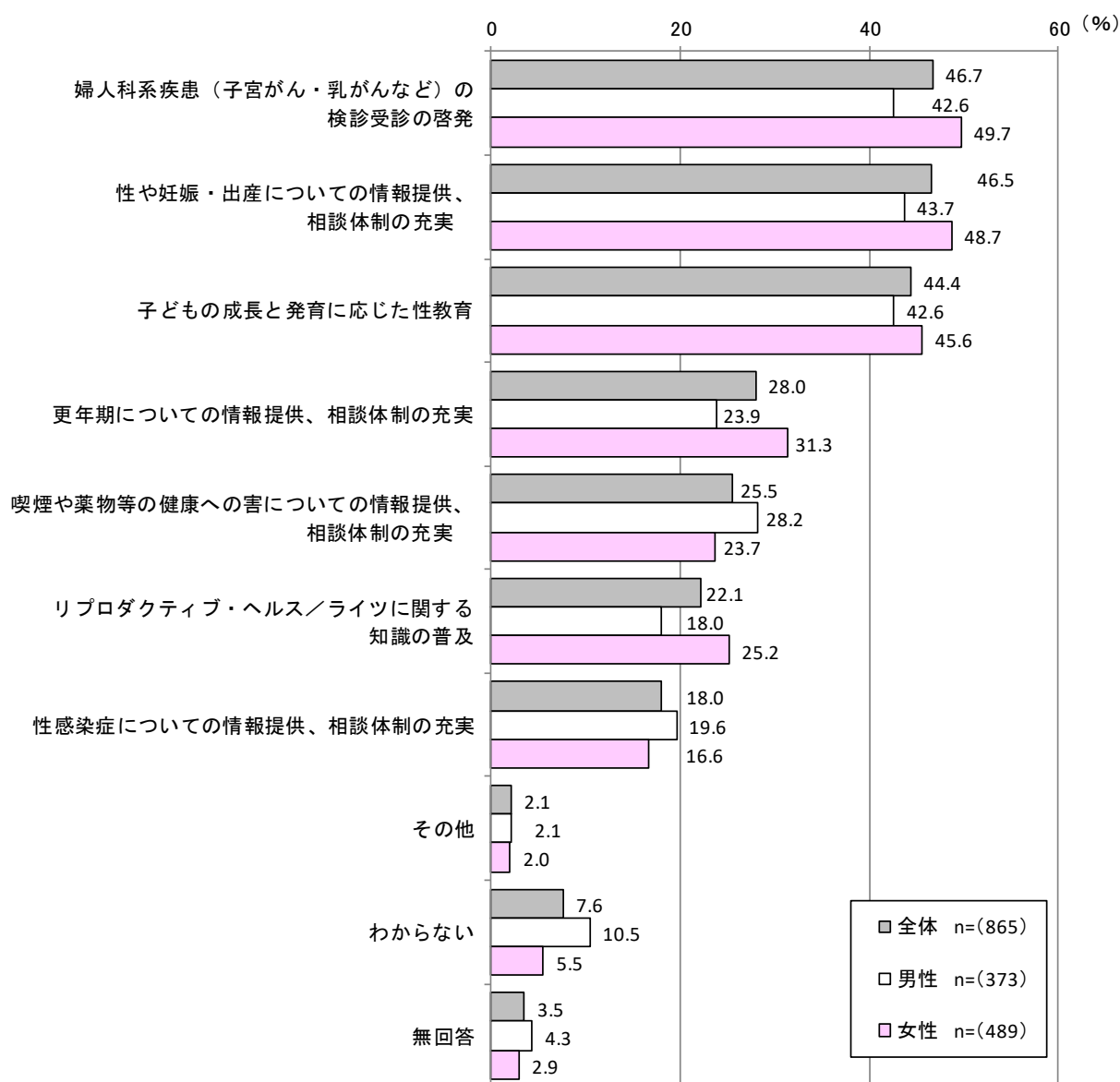
④ 女性の生涯の健康について大切なこと

男女共同参画市民意識調査によると、女性の生涯の健康について大切なことは、「婦人科系疾患（子宮がん・乳がんなど）の検診受診」（46.7%）、「性や妊娠・出産についての情報提供、相談体制」（46.5%）、「子どもの成長と発育に応じた性教育」（44.4%）の順に高くなっています。

男女別にみると、「更年期についての情報提供、相談体制」（女性が 7.4 ポイント高）、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識」（女性が 7.2 ポイント高）、「婦人科系疾患（子宮がん・乳がんなど）の検診受診」（女性が 7.1 ポイント高）の順に男女差が大きくなっています。

いずれも女性の生涯の健康について大切な項目であり、男性の理解も必要です。

Q. あなたが女性の生涯を通じた健康を考える上で、大切だと思うことを3つまで選んでください。



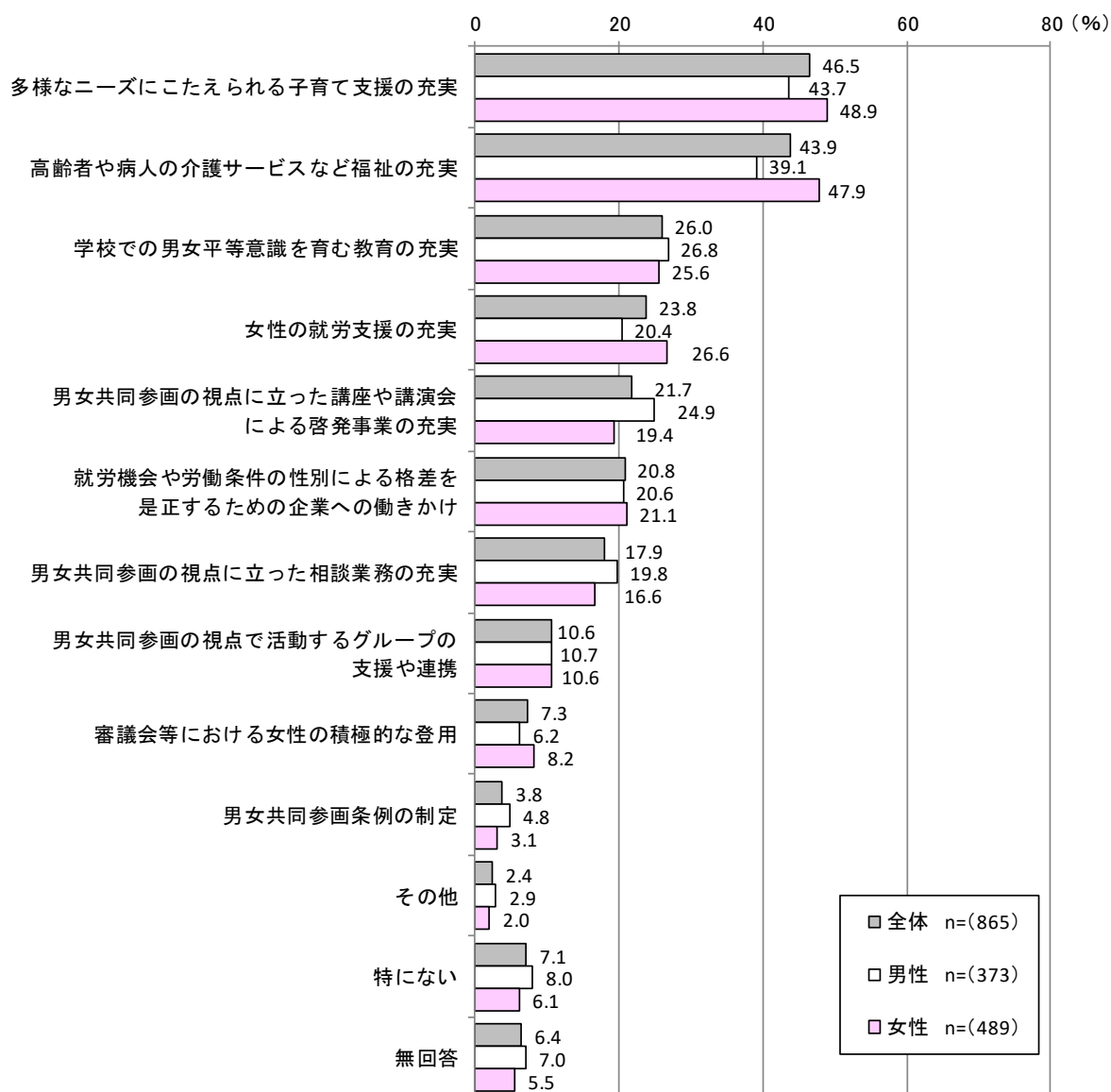
資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

(4) 男女共同参画社会のために必要な施策

男女共同参画市民意識調査によると、本市における男女共同参画社会の実現のために重要な施策は「多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実」(46.5%)、「高齢者や病人の介護サービスなど福祉の充実」(43.9%)の順に高くなっています。

男女別にみて、女性からのニーズがより高いのが、「高齢者や病人の介護サービスなど福祉の充実」(女性が8.8ポイント高)、「女性の就労支援の充実」(女性が6.2ポイント高)、「多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実」(女性が5.2ポイント高)となっています。

Q. 昭島市における男女共同参画を推進するために特に重要だと思うことを3つまで選んでください。



資料：「昭島市男女共同参画に関する市民意識調査」報告書（令和元（2019）年）

3 前計画⁶の進捗状況

【目標Ⅰ】人権の尊重と男女平等を育む社会づくり

社会情勢や市民ニーズを反映したさまざまなテーマ、手法で人権意識・男女共同参画意識を高めるような取組を行ってきました。

幼児教育・保育、学校教育の場における男女平等教育は一定程度成果を挙げているものと考えられますが、教育現場では SNS や性の多様性といった新たな課題への対応が求められており、指導に当たる教職員への研修などの取組が始められています。

男女共同参画に関する情報や市民活動の場の提供については、拠点となる男女共同参画ルームの利用頻度が低く、認知度も低いことが意識調査の結果から明らかになっています。

在住外国人支援については、市独自の取組が見られず、情報提供、相談体制の整備が進んでいないなど、増加する外国人児童・生徒への学習支援についても十分な対応がなされていない状況です。

【課題点】

- ・新たなメディアを利用した人権・男女共同参画の啓発
- ・性的マイノリティについての正しい理解への普及啓発及び相談体制の整備
- ・昭島市の男女共同参画推進拠点としてのセンターの利用拡大
- ・在住外国人に対する情報提供、相談体制の整備

【目標Ⅱ】配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援

若年層に対する DV 防止法の周知が進んでいないという意識調査の結果を踏まえ、SNS やデート DV⁷をテーマに、市内中学・高校に向けてチラシを配布するなど、若年層を対象とした暴力防止啓発にも取り組んでおり、DV 被害者支援に関する庁内連携体制の整備も進めています。

相談体制については女性悩みごと相談に加え、性の多様性や男性の DV 被害への対応として男性悩みごと相談を開始しました。

女性の健康保持・増進の一環として子育て世代包括支援センターを立ち上げ、すべての妊産婦が安心して出産・子育てに向かえるよう相談支援体制の充実を図っています。

【課題点】

- ・若年層への DV 防止法の周知
- ・DV 被害を受けた人のうち「相談した人」の割合の向上
- ・DV 被害者支援に関する連携体制の強化
- ・女性の生涯を通じた健康支援の推進

⁶ 前計画とは、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 か年を計画期間とした前「昭島市男女共同参画プラン」のこと。

⁷ デート DV とは、結婚前の恋人間の暴力のこと。特に若い世代への啓発が必要とされている。

【目標Ⅲ】働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るために市民、市内企業、市職員に対し、啓発を進めてきました。

女性の就業支援についてはセミナーの実施などを通じて支援を進めています。

また、誰もが働きやすい環境を目指し、保育環境の整備・待機児童削減に向けて、保育所・学童クラブの定員増を図るなど、子育て・家事参画の支援に取り組んでいます。

企業における働き方の見直しの観点より、多様な働き方が推進されてきましたが、新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大を契機に、新しい生活様式に見合った働き方が求められており、働き方改革としてテレワークの導入やそれを可能にするデジタル技術の普及・推進が求められています。

【課題点】

- ・他自治体の状況を踏まえ、効果的・効率的に企業にワーク・ライフ・バランスに取り組んでもらうための手法の検討
- ・女性の就業支援に向けての市独自の施策の検討
- ・多様で柔軟な働き方の実現
- ・介護・介助を担う人が働き続けることが可能な環境の整備に向けての啓発

【目標Ⅳ】男女共同参画の総合的推進

審議会等における女性委員比率については、前計画で掲げた目標値への達成には至っていないものの、多様な意見の反映、市主催行事での女性の活躍がみられ、また市庁内における女性の管理職への登用も進んできています。

地域活動においては、自治会加入率の低下、地域活動団体のリーダーの高齢化などの課題がある一方で、自然災害への対応など地域力の強化が求められています。男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりを推進する必要があります。

国際的取り組みとの協調については、国連で掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）の17の開発目標⁸の一つにジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの実現が含まれており、平和な社会の実現も求められています。

【課題点】

- ・女性リーダーの育成と活用
- ・防災・防犯・環境など新たな分野におけるまちづくりに男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の推進

⁸ SDGs（持続可能な開発目標）に示された17の開発目標とは、①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任 つかう責任（持続可能な消費と生産のパターンの確保）、⑬気候変動に具体的な対策を、⑭海の豊かさを守ろう、⑮陸の豊かさを守ろう、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう（グローバル・パートナーシップの活性化）。

■ 前計画の目標数値の達成状況 ■

		施策の方向	目標指標	平成 21 年 (2009) ＜策定時＞ ※1	平成 27 年(2015) ＜中間評価＞		令和 2 年(2020) ＜最終評価＞	
				実績値	目標値	実績値※2	目標値	実績値※3
【目標Ⅰ】 人権の尊重と男女平等を 育む社会づくり	1	人権が尊重される社会づくり	「男女共同参画社会基本法」を知っている人の割合	9.3%	20.0%	16.6%	30.0%	18.3%
	2	男女平等意識の醸成	男女の地位について「対等になっている」と思う人の割合（*）	[女性] 39.9%	[女性] 45.0%	[女性] 33.8%	[女性] 50.0%	[女性] 38.0%
				[男性] 50.0%	[男性] 55.0%	[男性] 45.8%	[男性] 60.0%	[男性] 43.7%
	3	男女平等教育・学習の推進	講座等における男性参加者率	12.7%	20.0%	19.4%	30.0%	20.6%
【目標Ⅱ】 配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援と男女の健康支援	1	あらゆる暴力の防止	「DV 防止法」を知っている人の割合（*）	33.7%	40.0%	31.1%	60.0%	41.0%
	2	配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立	DV の被害を受けた人のうち、「相談した」人の割合	[女性] 33.0%	[女性] 50.0%	[女性] 32.8%	[女性] 70.0%	[女性] 23.8%
				[男性] 2.9%	[男性] 10.0%	[男性] 27.6%	[男性] 30.0%	[男性] 7.6%
	3	生涯を通じた男女の健康支援	健康教育事業参加者数	[女性] 1,257 人	[女性] 1,330 人	[女性] 987 人	[女性] 1,480 人	[女性] 2,016 人
				[男性] 221 人	[男性] 270 人	[男性] 153 人	[男性] 320 人	[男性] 502 人
【目標Ⅲ】 働く男女の就業環境の整備 男女共同参画の推進	1	働く男女の就業環境の整備	「仕事と家庭生活をともに優先している（両立）」人の割合（*）	[女性] 21.1%	[女性] 25.0%	[女性] 18.5%	[女性] 30.0%	[女性] 21.9%
				[男性] 29.1%	[男性] 32.0%	[男性] 20.3%	[男性] 35.0%	[男性] 26.0%
	2	仕事と家庭生活の両立支援	保育園の定員数	2,467 人	2,530 人	2,783 人	2,600 人	2,862 人
			学童クラブの定員数	940 人	1,050 人	1,359 人	1,070 人	1,382 人
【目標Ⅳ】 男女共同参画の総合的推進	1	政策・方針決定過程への男女の参画	審議会等における女性委員の割合	29.2%	35.0%	26.7%	40.0%	30.1%
	2	地域社会への男女の参画	自治会長への女性の参画率	5.1%	8.0%	7.0%	10.0%	6.1%
	3	計画の推進	「昭島市男女共同参画プラン」を知っている人の割合（*）	6.0%	15.0%	10.3%	30.0%	9.2%

※ は、目標値に到達した項目

※1 プラン策定時（平成 21 年度）の数値は、平成 21 年度実績又は平成 22 年 4 月 1 日時点のもの。

※2 実績値（平成 27 年度）の数値は、平成 27 年度実績又は平成 28 年 4 月 1 日時点のもの。

※3 実績値（令和 2 年度）の数値は、令和元年度実績又は令和 2 年 4 月 1 日時点のもの。

※目標指標の（*）項目は、男女共同参画市民意識調査結果により評価するもの。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

<基本理念>

性別や世代を超えて、一人ひとりがいきいきと輝く 男女共同参画社会の実現

本計画は、すべての個人が互いに人権を尊重し合い、自らの意思に基づき、あらゆる分野の活動に対等な立場で参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の形成を目指して策定するものです。

「人生 100 年」といわれる時代において、安心の基盤となる生涯にわたる健康の実現に加え、学び続け、活躍し続けられる環境の整備、男女が共に充実した家庭・地域・職業生活を営むことを可能にする環境整備が大変重要であり、その実現が多様性に富んだ豊かな社会につながります。そこで平成 15（2003）年 1 月 1 日に行われた「男女共同参画都市宣言」に基づき、「一人ひとりがいきいきと輝くまち あきしま」を目指し、ここに基本理念を掲げます。

昭島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

平成 15 年 1 月 1 日

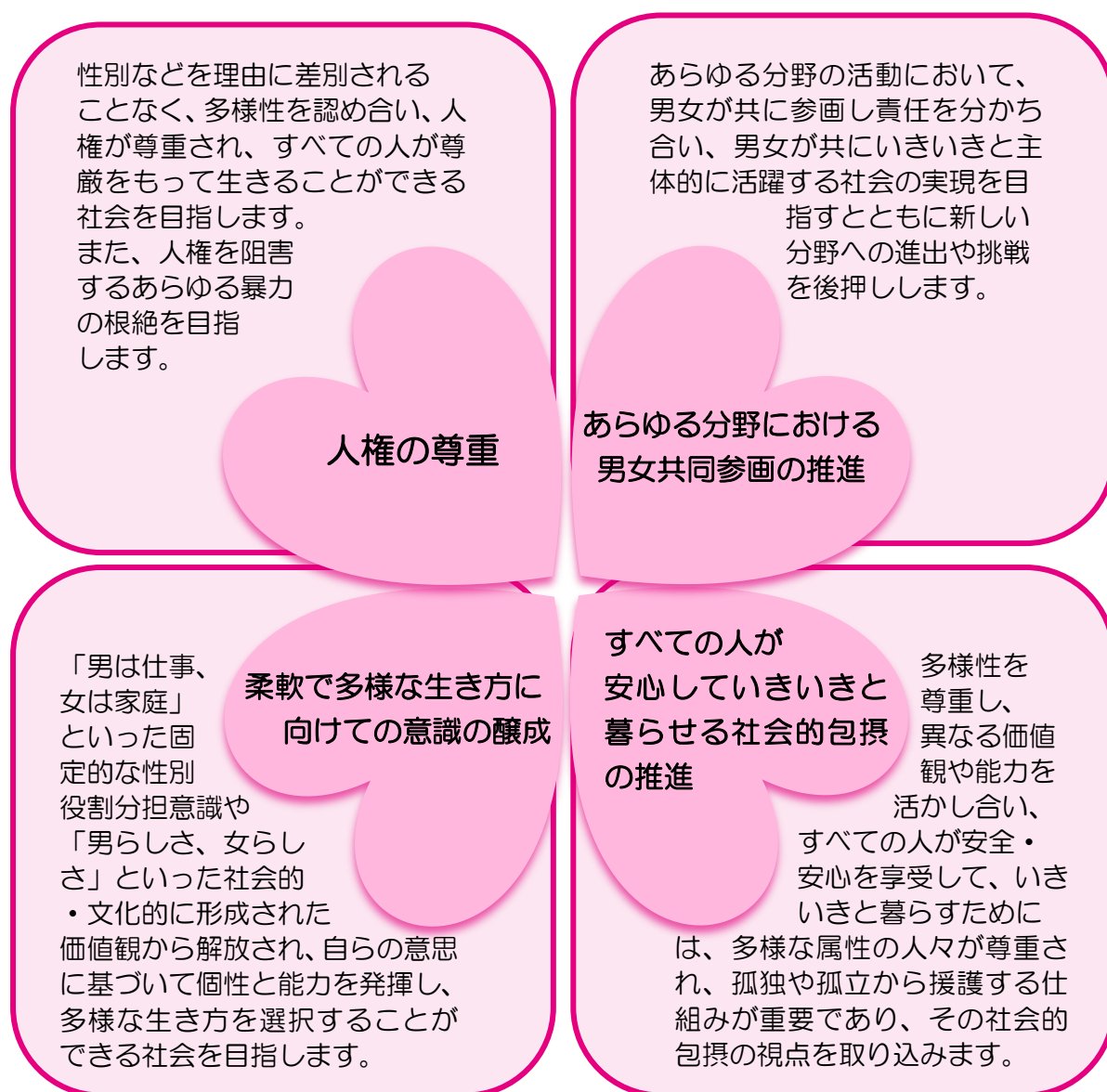
昭 島 市

(2) 基本的な視点

本計画では、基本理念の実現に向けて

- 人権の尊重
- 柔軟で多様な生き方に向けての意識の醸成
- あらゆる分野における男女共同参画の推進
- すべての人が安心していきいきと暮らせる社会的包摂（*）の推進

の4つの視点で計画を策定します。



*社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、社会的排除と対立する概念であり、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2 基本目標と重点的な取組

本計画では、基本理念の実現に向けて、基本的な視点のもとに以下の4つの基本目標を設定しました。これらの基本目標を柱として、施策の展開を進めていきます。

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり

男性・女性という性別を超えて、すべての人が互いにその人権を尊重し、また、子ども、高齢者、障害者や外国人など、すべての人がその違いを受け入れて対等な関係を築きながら、誰にとっても暮らしやすい調和のとれた地域づくりを推進していくことが求められています。

そのためには、固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスと呼ばれる無意識の思い込みや従来の慣行等を見直し、性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。市民生活のあらゆる場面においてダイバーシティ（多様性）が尊重され、インクルージョン（包摂）が推進されるよう意識啓発や情報提供を行います。

- 重点的な取組：男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成
- 新規の取組：多様性への理解の促進

基本目標Ⅱ 女性活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【昭島市女性活躍推進計画】

人口減少・超高齢社会に直面するなか、人々のライフ・スタイルや価値観が多様な時代において、性別や年齢を問わず、その個性と能力を発揮していきいきと充実した生活を送ることのできる社会が求められています。

従来のライフ・スタイルとして家事や育児を担ってきた女性たちが多いなかで、女性が職場や地域などあらゆる分野で活躍することは、持続可能な社会の実現につながります。また、社会全体における男女共同参画の推進のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現する仕組みづくりが必要です。

そのためには、女性のキャリア支援、各界における積極的な女性の登用などポジティブ・アクションの推進等が必要であり、社会全体で働き方改革を推進するとともに、保育・介護サービスを充実させることによって家庭における負担を軽減し、男性が育児休業などを積極的に活用することにより家事・育児への参画をさらに促進させることが求められています。

- 重点的な取組：あらゆる分野における女性活躍の推進

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援

【昭島市配偶者暴力対策基本計画】

暴力はその対象の性別や被害者・加害者の間柄を問わず決して許されるものではなく、なかでも、配偶者等による暴力、性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等は、長期にわたる心身の不調を招くなど深刻な被害となりうるものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

男女共同参画社会の実現を阻み、深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を未然に防止するためには、若年層から幅広い年代に向けて暴力根絶の普及・啓発が必要であり、早期発見につながる総合的な取組が必要です。

特に配偶者等による暴力は、その特性から、被害者が暴力から逃れ、将来に向けての安全・安心な生活の確保までの支援が必要となります。被害者に寄り添い、その意思を尊重しながら、相談、保護、自立までの支援を切れ目なく着実に行うためには、各関係機関の連携を緊密に行いながら進める総合的な支援の充実と体制整備が必要です。

・重点的な取組：配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援の充実

基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

人生 100 年時代を見据え、健康寿命の更なる延伸が見込まれる時代を安心して暮らしていくためには、生涯にわたる健康の実現と生活上の困窮を解決する社会環境の整備が必要であり、地域のつながりを促進していくことが重要です。

身体的な男女差に配慮し、思春期、出産期、更年期、高齢期などその時々ライフステージに応じた心身の健康づくりを包括的に推進します。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の理解を促進し、学齢に応じた性教育を充実させるなど、一人ひとりがいのちを大切にする学びを推進します。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭等に起こりやすい生活困窮への支援など、一人ひとりの多様性を尊重しながら推進し、経済的自立や自己実現を目指せるよう、すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

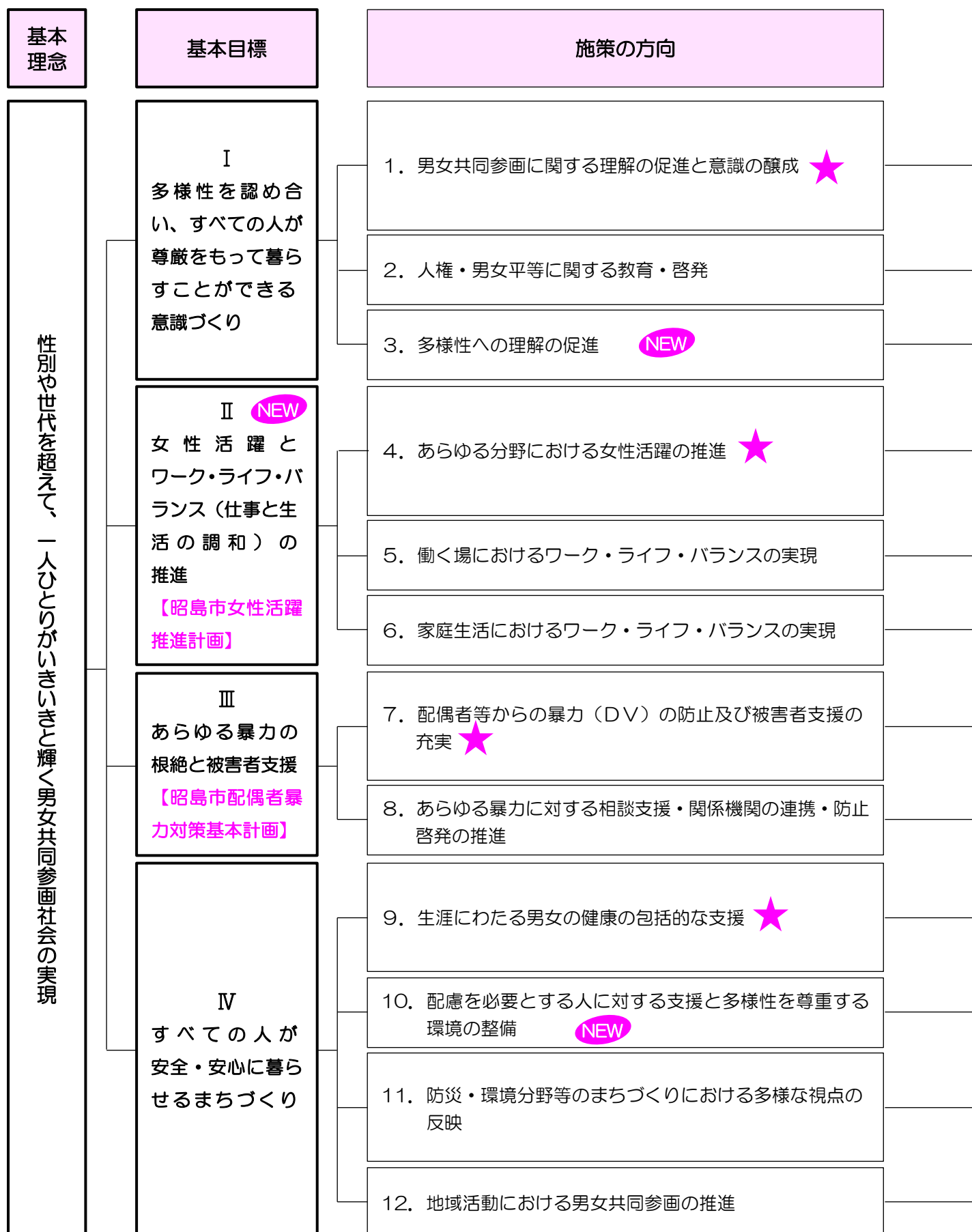
社会全体の持続可能な発展のためには、防災・都市計画・環境分野等におけるまちづくりは重要であり、これらの分野における男女共同参画を推進することは喫緊の課題です。

・重点的な取組：生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

・新規の取組：配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

3

施策体系





重点施策

新規に組み込んだ分野

主要施策

- ①男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進
- ②SDGs等国際的視点の反映と多文化共生の推進
- ③関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供
- ④固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進

- ①学校教育における人権・男女平等啓発
- ②家庭・地域等における人権・男女平等啓発

- ①多様性を認め合う意識づくり
- ②性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティへの支援の充実

- ①女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発
- ②女性のキャリア形成に向けた支援
- ③市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進
- ④地域における女性リーダーの育成

- ①ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進
- ②事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

- ①子育て支援サービスの推進
- ②介護支援サービスの推進
- ③男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備

- ①暴力の未然防止・早期発見
- ②若年層への意識啓発と教育の推進
- ③配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援
- ④被害者の安全確保のための関係機関の連携

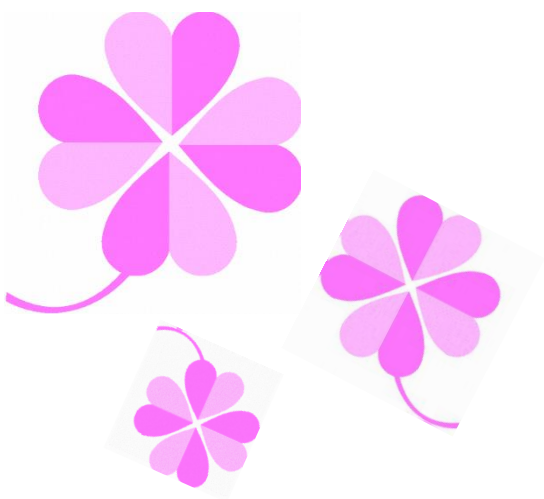
- ①性犯罪及びストーカー被害等の暴力防止の啓発・相談支援
- ②ハラスメント防止のための啓発・相談支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）についての理解の促進
- ②年代や性差に応じた健康づくりの支援
- ③こころの健康に関する支援

- ①高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援
- ②ひとり親家庭等への支援の充実

- ①防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進
- ②地域防災活動における男女共同参画の推進
- ③都市計画・環境分野における男女共同参画の推進

- ①地域団体・社会団体等への活動支援
- ②地域活動等への男性の参画の推進



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり

施策の方向【1】

男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成

★重点項目

男女共同参画社会の実現には、多様性を認め合い、人権が尊重され、性別などを理由に差別されることなく、自分らしく生きることができる社会をつくることが求められます。あらゆる人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって活躍の場を選択して自己実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消やそれに基づく社会慣行の打開が必要です。

国連で掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）の17の開発目標の一つに「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」が含まれており、国際的取組との協調も重要です。本市では、外国人口が増加傾向にあることから（※第2章1-（1）-④）、さまざまな文化的背景を持つ人々との共生も視野に入れた男女共同参画社会の形成も課題であり、在住外国人への情報提供や相談支援体制の強化も必要です。

本市では、これまでも家庭、職場、教育、地域、市政などあらゆる場面での男女共同参画意識の浸透・醸成に向けて、情報提供・啓発活動に取り組んできました。しかし、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果によると、「SDGs」の認知度（知っている割合）が6.8%、「男女共同参画社会基本法」の認知度が18.3%、「女性活躍推進法」の認知度が14.2%、「DV防止法」の認知度が41.0%であり、男女共同参画の関係法令・制度・用語等の認知度をさらに高める必要があります。

今後も、広報誌や市のホームページでの周知を推進し、各種講演会やセミナーなどを充実させ、男性の参加も促進するよう工夫するとともに、市が発信するあらゆる情報において、人権尊重と男女平等の観点から適切な表現に努めていきます。さらに、市民がさまざまなメディアに含まれるジェンダー感覚を正しく読み解き判断する力を身につけ、インターネットやSNS上での人権侵害の被害者にも加害者にもならないために、メディア・リテラシー¹の向上を目指します。

¹ メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を無意識に受けるのではなく、その内容の背景や社会的な課題などを読み解く力。正しい情報を選択する力や発信力など、メディアを使いこなす能力全般を含む。

主要施策 1—① 男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進

主要事業	担当課
男女共同参画に関する情報提供・啓発活動の充実 男女平等意識に基づく男女共同参画について、男女共同参画週間におけるキャンペーン活動や、講演会・セミナーの開催等、さまざまな機会や広報（刊行物、ホームページ）等を通じて、市民の理解を深めるための情報提供や啓発活動を行います。	女性活躍支援担当
男女共同参画に関する男性の理解の促進 各種講座・学習会等を通じて、男性の男女共同参画に関する理解の促進を図ります。	女性活躍支援担当
市職員への人権・男女平等研修の実施 人権意識・男女平等意識を高めるための研修を市職員に対し実施します。	秘書課 職員課 女性活躍支援担当

主要施策 1—② SDGs 等国際的視点の反映と多文化共生の推進

主要事業	担当課
SDGs 等国際的な課題についての情報提供及び在住外国人への各種相談支援の充実 SDGs の目標として掲げられている「ジェンダー平等」について、学習会や広報（刊行物、ホームページ）等で啓発を進めます。また、市内に住む外国人が暮らしやすくなるよう、国や都、民間の関係機関等との連携を図り、情報提供や相談体制の充実に努めます。	広報課 企画政策課 女性活躍支援担当 社会教育課 関係各課

主要施策 1—③ 関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供

主要事業	担当課
関係法令・制度やその見直しに関する広報・情報提供 広報（刊行物、ホームページ）等の情報誌において男女平等に関する法律・制度、それらの改正等についての周知を進めます。	秘書課 女性活躍支援担当

主要施策 1—④ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進

主要事業	担当課
ジェンダー（社会的性別）にとらわれない意識の啓発・広報 刊行物等の発行の際に「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消に向けた情報提供、意識啓発に努めます。	秘書課 女性活躍支援担当
広報や行政資料における適切な表現の推進 市の事業にかかわるさまざまな広報（刊行物、ホームページ）等を作成する際に男女平等の視点から適切な表現に努めます。	広報課 関係各課
メディア・リテラシー向上に向けた啓発の推進 さまざまなメディアの特性を理解し、差別や人権侵害につながる表現に気づき、問題を読み解く能力を養うメディア・リテラシーの学習・啓発を推進します。 また、児童・生徒を取り巻くインターネット、SNS 等の現状やそのトラブル回避についての指導を推進します。	秘書課 女性活躍支援担当 指導課

施策の方向【2】

人権・男女平等に関する教育・啓発

「昭島市市民意識調査」において、【全体的に】男女の待遇や立場が対等になっているかの回答では、40.0%が「対等」と回答していますが、「男性の方が優遇、やや優遇」が41.9%とこれを上回っています。【全体】の対等感指標²は男性 33.6、女性 25.3 であることから、男性優位に寄っていることがわかります（※第 2 章 2-（1））。

男女共同参画社会の実現に立ちはだかる固定化した社会通念、慣行、偏った意識等は、環境要因がとて大きく、長年の積み重ねの中で形成されていきます。職場、学校、家庭、地域など、個人を取り巻くあらゆる環境において、人権・男女平等の意識啓発が必要です。

「男女共同参画に関する市民意識調査」において、本市における男女共同参画社会の実現のために重要な施策についての回答では、「多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実」（46.5%）、「高齢者や病院の介護サービスなど福祉の充実」（43.9%）の次に、「学校での男女平等意識を育む教育の充実」（26.0%）が上がっています（※第 2 章 2-（4））。

男女平等意識が浸透した社会を実現し、人々がジェンダーにとらわれない多様で自由な生き方を選択できるようになるためには、とりわけ幼少期からの教育や啓発が重要です。そのためには、まず教育に携わる者の意識や価値観が、男女共同参画に基づいたものでなければならず、その果たす役割はとても重要です。

家庭や地域における人権・男女平等の意識啓発も重要であり、講座や学習会を通じて男女がともに学べるように、開催日時や内容に工夫を重ねて企画の検討を行っていきます。

² 対等感指標とは、「女性の方が優遇」を 100 点、「やや女性の方が優遇」を 75 点、「対等」を 50 点、「やや男性の方が優遇」を 25 点、「男性の方が優遇」を 0 点として回答があった割合で加重平均をとった指標。50 点に近いと対等、0 点に近いと男性が優遇、100 点に近いと女性が優遇となる。

主要施策 2-① 学校教育における人権・男女平等啓発

主要事業	担当課
男女平等意識に基づいた教育・学習の充実 さまざまな教育的取組の中で、人権・男女平等意識を高める教育・学習を推進します。	指導課 女性活躍支援担当
教職員等への研修の実施 教職員・指導員に対し、人権・男女平等意識を高める研修を実施します。	指導課

主要施策 2-② 家庭・地域等における人権・男女平等啓発

主要事業	担当課
男女平等・男女共同参画に関する講座・学習会の実施 各種講座・学習会を開催し、男女平等・男女共同参画に関する意識啓発を図ります。また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員等への啓発を進めます。	福祉総務課 女性活躍支援担当 市民会館・公民館
男性が参加しやすい講座・学習会の実施 各種講座・学習会の実施において、男性参加に配慮しつつ男女共同参画の視点から企画・検討にあたり、講座・学習会を実施します。	女性活躍支援担当 市民会館・公民館

施策の方向【3】 多様性への理解の促進

NEW

一人ひとりの人権が尊重される社会、一人ひとり誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現のためには、狭い固定観念にとらわれず、人としての多様性を互いに尊重し、受け入れることが大切です。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」に止まらず、年齢も国籍も性的指向・性自認に関することも含め、幅広く多様な人々を包摂していくことが重要です。

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成 30（2018）年制定）は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章の人格尊重理念の実現に向け、「性的マイノリティ³（LGBT⁴等）を理由とする差別のない東京の実現」、「ヘイトスピーチ（本邦外出身者への不当な差別的言動）のない東京の実現」を柱としています。

男女共同参画社会の実現のためには、社会全体で性の多様性を認め合うことが重要です。「男女共同参画に関する市民意識調査」において、性的マイノリティの人権を守るために必要な施策としての回答の割合が高かったのは、「不利な取り扱いを受けないような法整備」（56.9%）、「正しい理解を深めるための教育」（53.9%）です（※第2章2-（2）-②）。

性的マイノリティの人々の尊厳を守る相談支援体制を充実させるとともに、正しい情報提供・啓発に努めます。市職員・教職員への性の多様性についての意識を高める研修を実施し、学齢期の性的マイノリティの相談支援体制も強化します。

³ 性的マイノリティとは、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）と性自認（自分の性をどう認識しているか）において少数派であるということ。

⁴ LGBT とは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）のこと。

主要施策 3—① 多様性を認め合う意識づくり

主要事業	担当課
多様性を尊重するための情報提供及び意識啓発 誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるために、多様性を認め、受け入れるための意識づくりについて「人権週間」等を通じてパネル展や人権作文コンテストを実施し、啓発を進めていきます。	秘書課

主要施策 3—② 性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティへの支援の充実

主要事業	担当課
性の多様性についての情報提供・啓発活動の促進 多様な性のあり方を認めるという観点から、講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等において、性的マイノリティの人々の人権尊重のために必要な情報提供・啓発に努め、理解の促進を図ります。	秘書課 女性活躍支援担当 指導課 市民会館・公民館
性的マイノリティに対する相談体制・支援の充実 男女共同参画センター等において、性的マイノリティの人々の尊厳を守るため、相談体制を整備し、支援の充実に努めます。また、小中学校においては養護教諭やスクールカウンセラー等による相談体制を整備し、児童・生徒の性に関する相談に応じ、支援を進めます。	秘書課 女性活躍支援担当 指導課
市職員・教職員への性の多様性に関する研修の実施 性の多様性に関する理解を促進し、意識を高めるための研修を市職員・教職員に対し実施します。	秘書課 職員課 女性活躍支援担当 指導課

基本目標Ⅱ 女性活躍とワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

NEW

【昭島市女性活躍推進計画】

施策の方向【4】

あらゆる分野における女性活躍の推進

★重点項目

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが社会の対等な構成員として責任を持ち、社会のさまざまな分野に参画できるようにすることが重要です。

男女を問わず仕事を持つことは、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、女性があらゆる職業分野で担い手となり活躍することは、女性自身の自立や自己実現のためだけでなく、社会全体の持続的発展のためにも必要です。

平成 27 (2015) 年の国勢調査における男女別年齢別労働力率⁵をみると、30 代から 60 代において男女で 10 ポイント以上の差が出ています。女性は出産期と思われる 30 代で約 10 ポイント下がっています(※第 2 章 1-(2)-①)。

さらに、同調査における本市の従業上の地位をみると、男性は正社員・正職員の割合が 63.5%と最も高いのに対し、女性の正社員・正職員の割合はわずか 35.4%であり、パート・アルバイト等の非正規雇用者の割合が 46.9%と最も高くなっています(※第 2 章 1-(2)-②)。

こういった就業形態の差が男女の経済的不平等につながる一つの要因になっています。女性の採用・登用など、女性活躍推進に向けたポジティブ・アクション⁶は、女性の社会進出を後押しする力となります。一方で、女性も自らのキャリア形成にきちんと向き合うことが必要であり、学校・家庭・地域等におけるキャリア教育はとても重要です。ハローワーク等就労支援と連携して女性の就業・再就職のための支援を推進するとともに「創業ワンストップ窓口」において女性の起業・創業を支援し、多様な働き方を促進していきます。

また、男女共同参画の推進のためには、政策や方針等の意思決定における女性の積極的な参画の促進が必要です。これは民主主義の要諦でもあり、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現につながります。

本市では、市職員の事務職係長における女性の割合が 39.6%、事務職管理職における女性の割合が 23.1%と市内の女性の登用を積極的に進めています(※第 2 章 1-(2)-③)。また、本市の委員会、審議会における女性委員の割合は、それぞれ 15.4%、29.3%であり(※第 2 章 1-(2)-④)、引き続き女性委員の登用を進めていくことが必要です。さらに、市民グループやサークル活動の活性化や女性リーダーの育成を推進することによって、より多くの女性が市政に関わり、地域、まちづくりに参画できるように取り組みます。

⁵ 労働力率とは、総人口に占める労働力人口(就業者数に完全失業者数を加えた人数)の割合。

⁶ ポジティブ・アクションとは、男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきであるという考え方。

主要施策 4ー① 女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発

主要事業	担当課
ポジティブ・アクションの推進についての周知・啓発 女性が能力を発揮し活躍できる社会を目指し、雇用の場における格差是正のために、市内企業に対する効果的な取組についての研究を続け、広報（刊行物・ホームページ）等を通じて周知・啓発を進めます。	産業活性課 女性活躍支援担当

主要施策 4ー② 女性のキャリア形成に向けた支援

主要事業	担当課
家庭・地域・学校等におけるキャリア教育の推進 さまざまな教育的取組の中で、男女ともに社会人・職業人として自立するための教育を推進します。	女性活躍支援担当 指導課
女性の就業・再就職のための啓発及び相談支援 ハローワークやくらし・しごとサポートセンター等と連携し、女性の就業・再就職のための啓発、相談支援の充実に努めます。	産業活性課 福祉総務課 女性活躍支援担当
女性の起業・創業のためのキャリア形成、相談支援の充実 「創業ワンストップ窓口」において、女性が起業・創業にむけてキャリアを形成するための相談支援の充実に努めます。	産業活性課 女性活躍支援担当

主要施策 4ー③ 市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進

主要事業	担当課
市女性管理職の登用、審議会等における女性委員比率の向上 市女性管理職の登用及び市主催事業の女性参画や審議会等における女性委員比率の向上に向けた取組を進めます。	職員課 関係各課

主要施策 4ー④ 地域における女性リーダーの育成

主要事業	担当課
女性リーダー育成 講座や学習会を通じて、地域活動におけるリーダーとして活躍する女性の増加が図られるよう、育成を進めます。	生活コミュニティ課 女性活躍支援担当
女性リーダー活躍の促進 講座や情報誌の活用を通して、女性リーダーの活躍の場を広げるための機会の提供に努めます。	生活コミュニティ課 女性活躍支援担当

施策の方向【5】

働く場におけるワーク・ライフ・バランスの実現

「男女共同参画に関する市民意識調査」において、【職場】における男女の待遇や立場が対等になっているかを示す対等感指標を算出したところ、男性 24.5、女性 21.2 となり、【職場】では大きく男性優位であることがわかります（※第 2 章 2-（1））。

また、女性が働く上での課題について尋ねたところ、「仕事と家庭の両立が難しい」（66.8%）が圧倒的に高い割合を示しています（※第 2 章 2-（3）-②）。

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに、仕事と家庭、地域活動などさまざまな場面においてバランスよく活動できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

そのためには、男性片働き世帯が多い時代に形成された「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男女双方が育児や介護に関与できるよう長時間労働等を当然と考えるような職場風土や慣行を改善する必要があります。男女ともにワーク・ライフ・バランスが図れるよう、働く場において適正な雇用管理や労働条件を定め、それぞれが個性と能力を十分発揮し意欲を持って働くことのできる環境づくりが大切であるという事業所への働きかけが必要です。

「男女共同参画に関する市民意識調査」において、ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なこととして、「保育・介護サービスの向上」（39.0%）、「フレックスタイム制度やテレワークの導入による柔軟な働き方」（36.5%）、「男性の家事・育児・介護を行う意識や能力の向上」（32.5%）、「労働時間の短縮」（31.3%）の順に高くなっており（※第 2 章 2-（3）-①）、職場における働き方改革を求める声が上がっています。育児・介護休業については、法制度の整備が進んでいるものの、男性の育児・介護休業取得率は依然として低く、普及啓発が必要です。市男性職員の育児・介護休業取得率も高めていけるよう職場環境を整えていきます。

主要施策 5ー① ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進

主要事業	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発 個人の生活や人生の段階に合わせて、多様な働き方・生き方を選べるような環境づくりを考え、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりがいきいきと働けるようワーク・ライフ・バランスを図ることを目的に、講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等において啓発を進めます。	職員課 産業活性課 女性活躍支援担当
多様な働き方に関する普及啓発 育児・介護等に携わる人の就業継続を支援する観点から、広報（刊行物・ホームページ）等を活用し、柔軟で多様な働き方を促進するための情報提供を行います。また、テレワーク等多様な働き方への理解の普及啓発に努めます。	産業活性課 女性活躍支援担当

主要施策 5ー② 事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

主要事業	担当課
事業所への働きかけと支援 商工会等を通じて、広報（刊行物・ホームページ）等により市内事業所に向けてワーク・ライフ・バランスについての情報提供、啓発等の働きかけを行います。	産業活性課 女性活躍支援担当
育児・介護休業制度の普及啓発 男性の育児・介護休業取得に向けた取組を推進する観点から、広報（刊行物・ホームページ）等を通じて制度の普及啓発に努めます。	産業活性課 女性活躍支援担当
市男性職員に対する育児・介護休業の取得促進 市男性職員の育児・介護への参画を促進するため、職場において育児・介護休業の取得を促す意識づくり・環境整備に努めます。	職員課 関係各課

施策の方向【6】

家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの実現

少子高齢化が加速し、家族形態の多様化が進む状況にある中で、あらゆる分野において男女ともに社会参画を推進するためには、プライベートや家庭生活の充実が重要となります。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識から解放され、家事・育児・介護等を女性だけが担うのが当然と考えるのではなく、互いに対等なパートナーとして、男性も家事や育児、介護などの責任を積極的に共有していくことが大切です。

「男女共同参画に関する市民意識調査」により【家庭生活】における男女の待遇や立場が対等になっているかを示す対等感指標を算出したところ、男性 49.8、女性 36.9 となり、男性にとってはほぼ対等、女性にとっては男性優位であるという結果となっています（※第 2 章 2-（1））。

また、「男女共同参画に関する市民意識調査」で家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なことについての回答では、「保育・介護サービスの向上」（39.0%）、「男性の家事・育児・介護を行う意識や能力の向上」（32.5%）が挙がっています（※第 2 章 2-（3）-①）。家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現のためには、子育てや介護などの各種支援制度の充実や、男性の家事・育児・介護を行う意識や能力の向上が求められています。

本市の令和元（2019）年の合計特殊出生率は 1.34 とほぼ全国と同じレベルであり、東京都全体より約 0.2 ポイント高くなっています（※第 2 章 1-（1）-⑤）。

「男女共同参画に関する市民意識調査」において、安心して子どもを生み育てる社会にするために必要なことについての回答では、「教育に係る費用軽減の施策」（42.1%）、「保育に係る費用の補助などの経済的支援」（37.7%）、「労働時間の短縮や育児休業制度の普及」（33.4%）、「親の就労形態や通勤時間に応じた保育施策」（32.9%）、「男性の家事や育児への参加」（31.2%）の順に高くなっています（※第 2 章 2-（3）-③）。

安心して子どもを生み育てる社会にするためには、公的な経済的支援や職場の働き方改革、制度普及のほか、保育施策の充実や男性の家事・育児への参加が重要です。

親の介護を担うために子どもが仕事をやめてしまうとその家族には経済の担い手がいなくなり、家族全体が生活困窮に陥ることになりかねません。家族だけで介護を抱え込まずに公的な介護支援サービスが受けられるよう、介護のワンストップ相談窓口としての地域包括支援センターの利用を促進します。また、地域の見守り役も重要で、認知症の本人やその家族を地域で温かく見守る認知症サポーターの育成を推進します。

これらの各種支援制度を活用できるよう情報提供や相談支援体制を強化し、家事・育児・介護等を含めた家庭生活についての男性の意識や能力の向上を推進する学習機会を増やし、内容を充実させていきます。

主要施策 6—① 子育て支援サービスの推進

主要事業	担当課
保育サービスの推進 多様化する保育ニーズに対応し、男女がともに働きながら育児を担えるよう、教育保育施設の利用や病後児保育、一時保育等、各種保育サービスの提供に努めます。	子ども子育て支援課
子育て支援サービスの充実 ファミリー・サポート・センター事業、子どもショート・ステイ事業など、一時的に子どもの養育に関して支援が必要な場合に、多様なニーズに応じたサービスの提供に努めます。	子ども子育て支援課 子ども育成課
学童クラブの充実 男女がともに働きながら育児を担えるよう、学童クラブにおいて児童の放課後の保育の充実に努めます。	子ども子育て支援課
子育て支援に関する啓発・情報提供及び相談支援の充実 地域における子育て支援充実の観点から、子育て情報誌「あきしま子育てハンドブック」等による啓発・情報提供及び相談支援に努めます。	子ども子育て支援課 健康課 子ども育成課 指導課

主要施策 6—② 介護支援サービスの推進

主要事業	担当課
介護支援サービスの周知及び推進 男女がともに働きながら介護に携わることができるよう、リーフレット等により各種介護サービスの情報提供に努めます。	介護福祉課
地域包括支援センターにおける支援 地域で高齢者を支えるための情報提供、相談支援に努めます。	介護福祉課

主要施策 6—③ 男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備

主要事業	担当課
男性の家事・育児・介護への参画促進のための意識啓発 男女がともに家庭生活を担えるよう、男性の家事・育児・介護参画を促進するため、広報（刊行物・ホームページ）等を通じて啓発・情報提供を行います。	女性活躍支援担当
男性の家事・育児・介護のスキルアップのための学習機会の提供 男性の家事・育児・介護能力向上のための学習機会の提供に努めます。	健康課 介護福祉課 女性活躍支援担当 市民会館・公民館

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援

【昭島市配偶者暴力対策基本計画】

施策の方向【7】

配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援の充実★重点項目

配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス；DV）とは、配偶者やパートナー等親密な関係にある男女間における暴力です。特に家庭等の私的な生活の場で起こる暴力については、被害者がなかなか声を上げにくく、他者に見つかりにくい側面があります。そのため、暴力が深刻化しやすく長期に渡り繰返し行われることもあるので、被害者に恐怖や不安等の大きなダメージを与えてしまうことも多く、とても深刻な問題です。また、子どもの目の前で行われるDVは、子どもの心理的なダメージも大きく、子どもへの虐待となる行為です。

「男女共同参画に関する市民意識調査」におけるDVに関連する項目のすべてにおいて、男性より女性側が受けている割合が高くなっており、暴言や大声でどなられた、性的行為を強要されたことがある女性の割合はともに1割以上で、命の危険を感じるような行為をされた割合も2ポイントあります（※第2章2-（2）-①）。

また、市へのDV相談件数をみると、近年では200件以上の相談があり、一時保護に至るケースもあります（※第2章1-（3））。

さらに、ICTの進化やSNSなどの普及により、女性に対する暴力が一層多様化しています。

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すためには、性や人権に関する啓発を推進するとともに、幼い頃からの一貫した人権教育を推進することが必要であり、特に若年者への予防啓発は重要です。被害者が声を上げていい、誰かに相談していい、と思えるように啓発を進めるとともに、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者とならないための教育が重要であり、充実した相談支援体制の強化を行い、早期発見・支援につながるよう努めます。

また、高齢者や障害者に対する虐待防止につながるよう介護者等へのストレス・ケアに関する啓発も必要であり、早期発見につながる地域の見守り力の向上も重要です。

「男女共同参画に関する市民意識調査」において、DVなどの暴力防止及び被害者支援に必要な対策についての回答では、「法律による規制の強化や見直しの実施」（45.5%）、「被害者の避難場所（シェルター）の充実」（37.6%）、「被害者の相談体制の充実」（36.0%）の順に高くなっています（※第2章2-（2）-①）。

被害者の安全確保のためには、被害者の避難場所（シェルター）の確保も必要であり、関係機関との連携が重要です。また、たとえば夫婦や家族間でも個人情報を含めた守秘義務を徹底するなど、関係機関の連携体制や支援者となる職員や相談員への研修の強化を図ります。

また、DV被害者の支援として重要なのは、ダメージを受けた心身の回復とともに、生活再建に向けた就業等の自立支援であり、専門員によるカウンセリングが求められています。

主要施策 7-① 暴力の未然防止・早期発見

主要事業	担当課
配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発 DV、デートDV ⁷ 等の暴力は人権侵害であるという認識を広め、未然防止・早期発見に繋げるため、広報、ホームページ、セミナーやパンフレット等を通じて啓発に努めます。	女性活躍支援担当
家庭・地域・学校における人権教育・暴力を容認しない意識づくりの推進 暴力を容認しないという意識の醸成を図るため、家庭、地域や職場、教育現場での意識啓発を推進するため、防止啓発パンフレット等により、正しい知識・情報の提供に努め、あらゆる暴力の根絶を目指します。	秘書課 女性活躍支援担当 指導課

主要施策 7-② 若年層への意識啓発と教育の推進

主要事業	担当課
デートDV・JKビジネス⁸等防止啓発 講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等で、若年層を対象にデートDVやJKビジネス等の防止啓発に努めます。	女性活躍支援担当

主要施策 7-③ 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援

主要事業	担当課
被害者と子どもの安全確保及びケアに関する相談支援体制の充実 DV被害者とその子どもの個人情報保護、安全確保を考慮しながら、被害者が相談しやすい環境づくり・支援体制の充実に努め、個別のニーズに応じた支援を進めます。	関係各課
高齢者・障害者の被害者への支援 高齢者・障害者とその関係者がDVを含む虐待への認識を高められるよう、講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等で情報提供に努めます。また、地域の身近な相談役である民生委員等への啓発も進めます。	介護福祉課 障害福祉課 女性活躍支援担当 福祉総務課
被害者の自立に向けた相談支援 男女共同参画センターにおいて、DV被害者の心身の回復に向けたカウンセリング相談や生活再建に向けた就業等の相談支援、転宅に関する情報提供を行います。	生活福祉課 女性活躍支援担当

⁷ デートDVとは、結婚前の恋人間の暴力のこと。特に若い世代への啓発が必要とされている。

⁸ JKビジネスとは、女子高生（JK）による性的なサービスを売りにした商売。

主要施策 ７－④ 被害者の安全確保のための関係機関の連携

主要事業	担当課
市職員へのDV 被害者対応研修の実施 DV、デートDV等の暴力は人権侵害であるという認識を高め、被害者の安全確保の観点から被害者に適切な対応ができるよう、市職員への研修を実施します。また、被害者に対応する相談員に対しても、研修に取り組みます。	職員課 女性活躍支援担当
庁内連携体制の強化 庁内関係部署で連携を強化し、被害者支援にあたりとともに、個人情報保護の観点から被害者情報の漏洩を防止します。	関係各課
各関係機関との連携強化 個々の実情に配慮し、警察、民間支援団体等、必要な関係機関と連携体制の強化を図り、DV 被害者支援にあたります。	関係各課

施策の方向【8】

あらゆる暴力に対する相談支援・関係機関の連携・防止啓発の推進

性犯罪、性暴力、ストーカー行為などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。悪いのは被害者でなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図ることが重要であり、暴力防止の広報・啓発が求められています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も非常に大きく、特に性犯罪による被害者は、PTSD（心的外傷ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくありません。したがって、さまざまな状況におかれた被害者の心理状態を十分に理解し配慮したうえで、きめ細かく、迅速かつ的確な対応を図ることができるよう相談支援体制を充実させることが必要です。

職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント⁹、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント¹⁰など）も、個人の尊厳や人権を不当に傷つける重大な人権侵害です。ハラスメントについての外部相談窓口としての相談体制の整備や、ハラスメント研修の充実など組織的対応についての啓発も必要です。

令和元（2019）年6月5日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました（令和2（2020）年6月1日施行）。この改正により、職場におけるハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となっています。本市でも市職員に対するハラスメント研修を行い、ハラスメントに関する情報提供・啓発による市職員の意識向上を図ります。

⁹ セクシュアルハラスメントとは、望まない性的言動を受けたり、それらへの拒否や抵抗によって働く上での不利益を被ったりすること。また、性的言動により就業環境が妨げられること。

¹⁰ パワーハラスメントとは、職場における権力（パワー）を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を与えないなどの嫌がらせをすること。また、それによって部下の人格や権限を著しく傷つけること。

主要施策 8-① 性犯罪及びストーカー被害等の暴力防止の啓発・相談支援の推進

主要事業	担当課
性暴力及びストーカー被害等の暴力防止の広報・啓発 女性に対する暴力をなくす運動週間等でのキャンペーン活動を通じて、性暴力、ストーカー行為、虐待などあらゆる暴力を防止するための意識づくりを進めます。	秘書課 女性活躍支援担当
被害者のケアに関する相談支援体制の充実 男女共同参画センター等の相談窓口において、個人の事情に配慮しながら、被害者が相談しやすい環境づくり・支援体制の充実に努めます。	秘書課 女性活躍支援担当

主要施策 8-② ハラスメント防止のための啓発・相談支援

主要事業	担当課
ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等あらゆるハラスメント・暴力の防止に向けて、講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等で啓発、情報提供を進めます。	秘書課 職員課 女性活躍支援担当
ハラスメント被害者に対する相談支援の充実 男女共同参画センター等で、性別にかかわらず被害者が相談できる窓口の充実を図り、支援を進めます。	秘書課 職員課 女性活躍支援担当
市職員へのハラスメント研修の実施 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等あらゆるハラスメント・暴力防止への認識を高めるための研修を市職員に対し実施します。	職員課

基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

施策の方向【9】

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

★重点項目

人生 100 年時代を見据え、健康寿命の更なる延伸が予想される時代を安心して暮らしていくための基盤を築くために、性別や年代の特性に十分に配慮した包括的な心と身体健康支援が求められます。また、男女があらゆる年代において互いの性と健康について理解し、尊重し合えるような啓発も必要です。

特に女性の心身の状態は年代によって大きく変化するという特性があり、妊娠・出産という大きな節目のケアも必要です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）¹¹は男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされています。学校・家庭・地域において性の尊重に関する学習の機会を提供し、学校では教育課程として学齢に応じた性教育を行います。

「男女共同参画市民意識調査」の回答では、女性の生涯の健康について大切なことは、「婦人科系疾患（子宮がん・乳がんなど）の検診受診」（46.7%）、「性や妊娠・出産についての情報提供、相談体制」（46.5%）、「子どもの成長と発育に応じた性教育」（44.4%）の順に高くなっています（※第2章2-（3）-④）。

女性特有のがんは若年化が進み、20 歳代でも発症するケースが増えているため、早期発見のための検診受診の推進が必要です。子宮がん検診、乳がん検診は 2 年に 1 度の実施が推奨されており、本市の令和元（2019）年の子宮頸がんの検診受診率は 10.7%、乳がんの検診受診率は 14.6%と低く、さらに検診受診率を上げていく必要があります。

地域における妊娠・出産・子育ての支援を行う拠点として、子育て世代包括支援センターを設置し、良好な生育環境の実現・維持を図ることを目的に、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない包括的な支援を行っています。

また、保健福祉センター（あいぽっく）は、全世代に対して健康に関する正しい知識の普及、疾病の予防や早期発見に向けた特定健康診査や各種検診事業や予防接種事業の推進、健康相談、健康教育等の実施など、市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組を支援する拠点となっています。

なお、本市には、市民が主体的に健康維持活動に励み、継続することを目標とした「いきいき健康ポイント」「いきいき高齢者健康ポイント」制度があります。健康づくりのためのスポーツや、健康診断の受診、市のイベントに参加するなどの行動をポイント制にすることによって、健康意識の向上と具体的な行動の促進に役立っています。

健康とは身体的、精神的、社会的に健全な状態のことであり、こころの健康は人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。本市では、保健師等による健康相談を実施しているほか、ゲートキーパー¹²養成研修を実施し、地域全体で支え合う基盤づくりを推進しています。

¹¹ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）とは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きる権利。

¹² ゲートキーパーとは、「命の門番」の意味。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人のこと。悩む人に寄り添い関わりを通して「孤立・孤独」を防ぐことが目的。養成研修の受講が必要。

主要施策 9ー① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）についての理解の促進

主要事業	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発及び情報提供 講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等でリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発及び情報提供を進めます。	秘書課 健康課 女性活躍支援担当
年代に応じた性教育の推進 学校教育における教育課程において発達段階に応じた性教育を実施します。	指導課
家庭・地域等における性の尊重に関する学習機会の提供 講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等を通じて、家庭・地域における性教育の充実に努めます。	女性活躍支援担当

主要施策 9ー② 年代や性差に応じた健康づくりの支援

主要事業	担当課
妊娠・出産等に関する相談支援の推進 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努め、相談支援にあたり、男女がともに子育てに取り組むための意識づくりを推進します。	健康課 女性活躍支援担当
女性に対する検診（がん検診）事業の充実 保健福祉センターにおいて、女性特有の身体機能、乳がん、子宮頸がん等の病気を考慮した健康づくりを支援します。	健康課
ライフステージに応じた健康づくりに関する相談支援の推進 保健福祉センター等において、男女が生涯を通じて心身ともに健康で過ごせるようライフステージに応じた健康づくりを支援します。	健康課 スポーツ振興課
生活習慣病、介護予防対策の充実 人生 100 年時代を健康で過ごすために、保健福祉センター等で、各種がん検診の実施、また、生活習慣病、加齢に伴う心身機能低下（フレイル）や認知症等の予防、介護予防対策の充実に努めます。	健康課 介護福祉課

主要施策 9ー③ こころの健康に関する支援

主要事業	担当課
こころの健康に関する相談支援の充実 保健福祉センター等の窓口において、精神保健・自殺予防対策を進め、悩みを抱えた人が相談しやすい環境づくり・支援体制の充実に努めます。	健康課 障害福祉課

施策の方向【10】

NEW

配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

本市においても少子高齢化が徐々に加速しており、令和3（2021）年における65歳以上の老年人口の割合は26.4%です（※第2章1-（1）-③）。

「人生100年」と言われる時代において、健康寿命の延伸と経済的基盤の確保は重要であり、高齢者のさまざまな問題に対応する相談体制の充実が求められています。すべての高齢者にとってのワンストップの相談機関である地域包括支援センターでは、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行っています。

また、障害のある人となない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員としてともに生きる地域共生社会の実現を目指すことが必要です。本市では、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めており、相談支援事業所において、相談支援の充実を図ります。

平成27（2015）年における本市の18歳未満世帯員のいる一般世帯における男親と子ども世帯の割合は1.4%、女親と子ども世帯の割合は10.0%です（※第2章1-（1）-⑥）。

主な稼ぎ手であった伴侶との死別・離別等によりひとり親になった場合、経済的基盤を確保しながら、家庭における子育てを一人で担うことになるため、親としての負担はとても大きなものとなります。その支援に向けて、関係機関との連携を密にし、生活の自立に向けた相談体制の充実や情報提供の促進を図り、就労支援、経済的支援等を充実することが必要です。

主要施策 10—① 高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援

主要事業	担当課
高齢者への各種相談支援の充実 健康寿命の延伸、誰もが安全・安心に暮らしていくという観点から、高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めるために地域包括支援センター等において各種相談支援の充実に努めます。	介護福祉課 健康課
障害者への各種相談支援の充実 誰もが安全・安心に暮らしていくという観点から、障害者が暮らしやすいまちづくりを進めるために、相談支援事業所において各種相談支援の充実に努めます。	障害福祉課

主要施策 10—② ひとり親家庭等への支援の充実

主要事業	担当課
ひとり親家庭等への各種相談及び支援の充実 子ども家庭支援センター等、関係部署と連携し、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図ります。また、各種手当、貸付け等、ひとり親家庭等が利用できる制度の周知を進めます。	子ども子育て支援課 子ども育成課 女性活躍支援担当
ひとり親家庭・生活困窮世帯等への就労・自立に向けた相談支援の充実と関係機関との連携 ハローワーク、くらし・しごとサポートセンター等と連携し、ひとり親等の自立に向けた生活・就労に関する支援を実施します。高等職業訓練促進給付金等の制度の案内も行います。	福祉総務課 子ども子育て支援課 女性活躍支援担当
生活困窮世帯等の子どもへの支援 関係機関、関連部署と連携を図り、生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援を進めます。	福祉総務課 子ども子育て支援課 子ども育成課 指導課

施策の方向【11】

防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災等の甚大な災害経験から、男女により受ける影響やニーズの違いを把握して防災及び災害復興対策を進める必要があることを学びました。被災・復興状況における女性をめぐる特有の諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立することが必要です。

被災時の避難所において、復旧・復興の各段階で、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。このため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立しなければなりません。

防災対策は、行政の取組だけではなく、「自助・共助」の取組が重要であることから、自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組む必要があり、広く男女共同参画を推進することが求められています。そのために、防災分野及び地域の防災活動における女性の参画を推進します。

さらには、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題は自然災害との関連も大きく、とても重要な課題です。環境問題の改善には、身近な生活における取組の積み重ねも大きく影響し、市全域での取組が必要であることから、政策・方針決定の過程における男女共同参画が求められています。

また、本市では、各自治会においてごみ減量等推進員を選出し、地域活動からのごみの削減を推進していますが、女性推進員の割合が低く、さまざまな立場からの意見の集約を目指すためにも、この分野における男女共同参画が必要です。

主要施策 11—① 防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進

主要事業	担当課
防災分野における女性参画の推進 防災分野等におけるまちづくりの中で、政策・方針決定過程から女性の参画を進め、女性の視点を持った災害対策、計画の策定にあたり、女性の災害対応力の強化に努めます。	防災課

主要施策 11—② 地域防災活動における男女共同参画の推進

主要事業	担当課
避難施設・物資の運営における女性の参画 災害対策、避難所の運営に関して人権・男女共同参画の視点に配慮した事業の推進に努めます。	防災課 福祉総務課

主要施策 11—③ 都市計画・環境分野における男女共同参画の推進

主要事業	担当課
都市計画・環境分野における政策決定過程での女性参画の推進 都市計画・環境分野等におけるまちづくりの中で、政策・方針決定過程から女性の参画を進め、男女共同参画の視点に配慮した事業の推進に努めます。	環境課 ごみ対策課 都市計画課

施策の方向【12】

地域活動における男女共同参画の推進

高齢化や価値観の多様化から地域コミュニティ離れが進んでおり、住民同士の交流が希薄化しつつあるなか、市民・地域とともに今後の地域コミュニティのあり方を男女共同参画の視点からも検討する必要があります。そのための土台として、誰もが地域の活動に参加しやすい仕組みづくりや市民協働の意義を広める啓発を推進します。また、ボランティア団体やNPO活動を促進するため、地域団体のネットワークづくりや支援体制の充実を図ります。さらに、気軽に参加できる地域活動についての情報を効果的に発信し、男女とも社会活動・地域活動に参加するきっかけ作りを行います。

「男女共同参画に関する市民意識調査」において、【地域の間】における男女の待遇や立場が対等になっているかを示す対等感指標を算出したところ、男性 40.6、女性 30.0 となり、男女で対等感に差が大きく出ていることがわかります（※第 2 章 2-（1））。

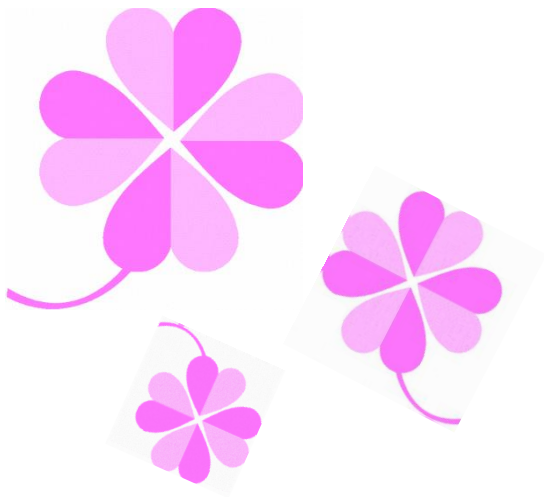
地域活動が片方の性に偏ることなく役割を固定化することのないよう、男女ともに幅広い年齢層の参画を促進し、地域社会においても男女共同参画を推進していきます。例えば仕事中心で地域活動との関わりが薄かった男性も、地域のつながりの中で活躍できるよう学習会や講座を開催し、地域活動の情報提供を充実させていきます。

主要施策 12—① 地域団体・社会団体等への活動支援

主要事業	担当課
地域活動に関する相談及び情報提供の充実 さまざまな地域活動への参加が促進され、誰もが暮らしやすい地域の形成につながるよう、昭島ボランティアセンター等で相談及び情報提供を行います。	生活コミュニティ課 福祉総務課 関係各課
地域団体のネットワークづくりや支援体制の充実 ワーク・ライフ・バランス推進の結果、家庭生活、地域活動の充実が図られるという観点から、広報（刊行物・ホームページ）等で情報提供に努め、男女ともに地域におけるさまざまな活動に主体的に参加できる環境づくりに努めます。	生活コミュニティ課 関係各課

主要施策 12—② 地域活動等への男性の参画の推進

主要事業	担当課
地域活動への関心を高めるための支援 講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）等において、早い段階から地域との接点を持つよう男性の地域参画を促進し、定年後の活躍の場を広げられるよう支援を進めます。	生活コミュニティ課 社会教育課 市民会館・公民館
地域活動、ボランティア、NPO 等の情報提供 さまざまな地域活動に男性が積極的に参加できるよう広報（刊行物・ホームページ）等により情報提供に努めます。	生活コミュニティ課 社会教育課 市民会館・公民館



第5章 総合的な推進体制

(1) 男女共同参画センターの機能及び事業展開

男女共同参画社会の実現に向けた地域の活動拠点として、本市では令和2（2020）年3月に昭島市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を開設しました。センターは、社会全体における男女共同参画の意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点としての役割が求められています。特に以下の分野における機能を重視しています。

- DV 防止・被害者支援体制の拠点
（広報・啓発、相談支援、居場所の確保等）
- 女性のエンパワーメントの推進拠点
（相談支援、子育て支援等各種支援策との連携、関係講座等による啓発、ポジティブ・アクションの推進等）
- 先進的な取組の実践、機能強化
（関係機関・団体との協働、広報・啓発、情報収集・提供、先進的な講座・学習会等の企画、調査・研究等）

これらを踏まえ、センターでは以下の3つの事業を柱とし、かつ互いが有機的に関係しながら機能する総合的なセンター機能を強化していきます。

① 情報提供・啓発事業

センターでは、男女平等に関する講演会やイベントについて、「男女共同参画週間」（毎年6月23日から29日）や「女性に対する暴力をなくす運動期間」（毎年11月12日から25日）に合わせたイベントをさまざまなかたちで実施しています。今後も情報収集を行いながら、新たなテーマやニーズを取り入れた企画を提案していきます。

広報、ホームページやSNSを活用して、広く情報の発信等を行うほか、年2回情報誌「Hi, あきしま」を発行しています。「Hi, あきしま」では、男女共同参画に関する講演会やイベント等の告知を行うほか、男女平等に関する法律・制度及びこれらの改正等について、周知しています。また、その時々男女共同参画に関するテーマやトピックスを取り上げて特集を組むなど、幅広く社会全体の男女共同参画意識の底上げを図っています。

ほかにも、男女共同参画に関する視点から幅広く収集した図書、その他刊行物、視聴覚資料の閲覧、貸出を行っています。

② 相談事業

センターでは、市民のさまざまな生活上の問題に対し、一人ひとりの生き方を応援する立場で、男女共同参画の視点から相談支援を行っています。

DV や職場のハラスメント、人間関係（家族、友人、ご近所）、キャリアや人生の選択、心や性に関する悩みなど、幅広い内容の相談を専門相談員が受け、関係機関と連携し、必要に応じてより専門的な相談先の紹介も行っています。また、女性・男性の専用相談窓口を設け、性差に配慮した相談先としてきめ細かい対応を図っています。

③ 活動拠点事業

センターは、昭島市における男女共同参画推進の拠点施設として、複合施設の特色を活かした事業を実施し、会議室等の活用も含め、より効果的な管理運営を行っています。今後は、国の指針にもあるように、オンラインを活用した事業の推進など、新しい生活様式に合わせたより利便性の高い運用を目指していきます。

市民グループ・団体等の活動や交流の場として、また、自主グループ等の打ち合わせやミーティングなどへのセンターの利用を促進するなど、地域活動の活性化を図っていきます。

また、センターは「昭島市男女共同参画プラン」の策定、推進及び進捗状況の点検・評価を行う事務局としての役割を担っています。中間評価時、プラン策定時には、「昭島市男女共同参画意識調査」を実施して市民の実態やニーズを把握し、施策に反映させるとともに、「昭島市市民意識調査」において男女共同参画に関する項目を設け、施策の推進について調査分析を行うなど、実態把握に努めます。

(2) 関係機関との連携・協働体制

地域の男女共同参画の拠点としての取組において、庁内の関係部署との密接な連携による事業の推進が必要であり、各事業の実施においては、関係機関、学校、企業、地域の活動団体との連携・協働が必須です。

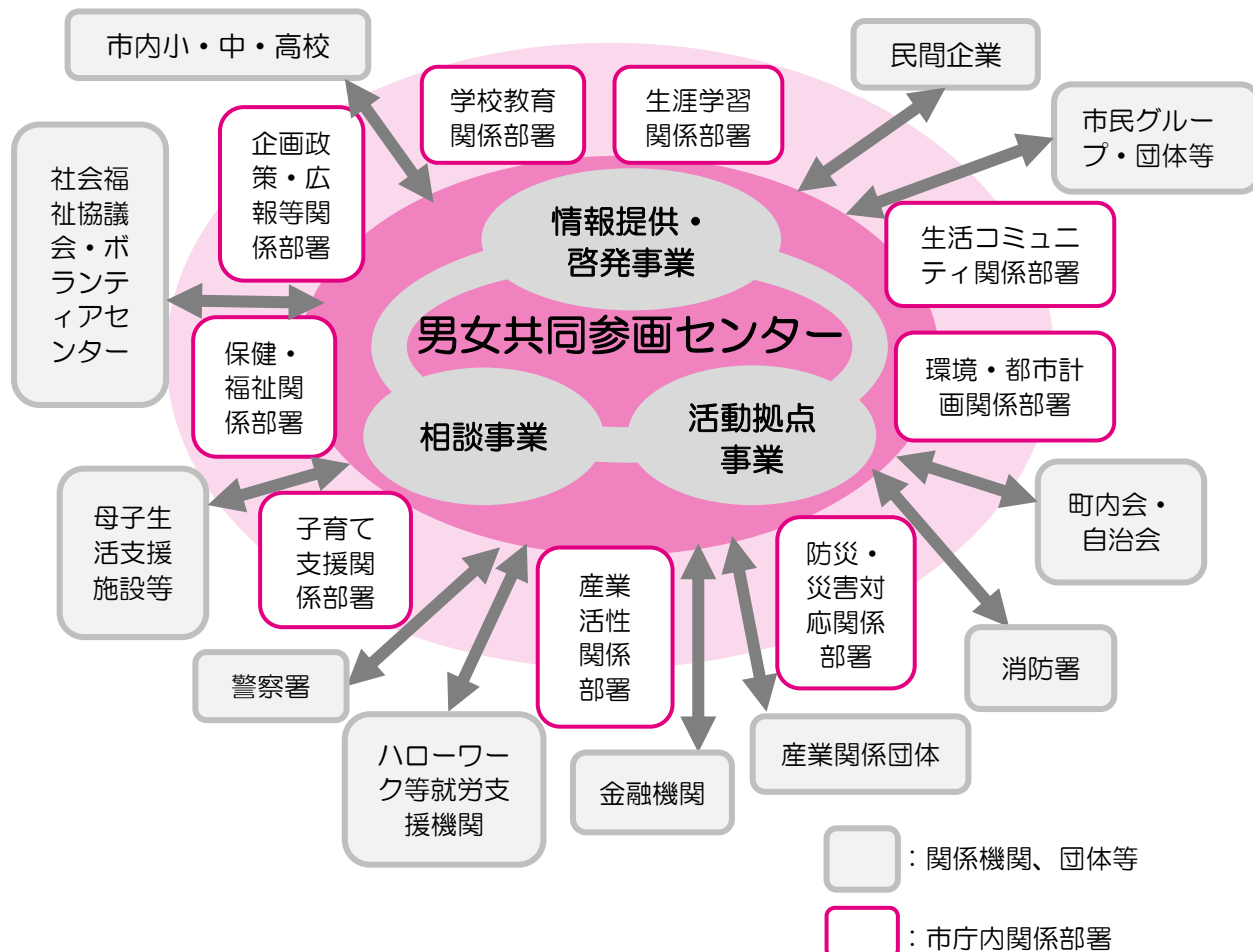
たとえば、DV 防止・被害者支援体制としての拠点機能について、相談業務が支援の入口になります。本センターのほか、子ども家庭支援センターや保健福祉センター等での相談の中でDV が発覚するケースや警察の介入が必要となるケースもあります。さらに居場所の確保を要する場合は、母子生活支援施設との迅速な連携が重要です。DV 防止策として人権教育は、学校教育、家庭教育等の場における啓発が重要であり、実施機関との連携が必要です。

女性のエンパワーメント、ワーク・ライフ・バランス推進のためには、子育て・介護等支援策の強化が求められており、また、女性のキャリア形成支援においては、就労支援機関等との連携も必要です。

また、地域における災害対応力の強化・推進を図るためには、女性の視点を取り入れ、消防署や町内会・自治会、市民グループ等地域の活動団体との連携・協働が重要です。

このように、情報提供・啓発事業、相談事業、活動拠点事業のすべての事業の柱において、関係機関との横断的な連携・協働体制が必要不可欠であり、本センターの運営において重要な位置づけとなっています。

■男女共同参画センターと関係機関との連携・協働体制イメージ図■



(3) 国・都・他区市町村等との連携

① 国・都・他区市町村との連携

国や東京都等の動向を踏まえ、全国の先進的な取組や事例等を取り入れながら事業を推進します。また、国や都主催の研修や学習会に積極的に参加し、オンラインを活用した事業等の推進を図ります。

また、他区市町村とも連携し、情報交換を行いながら広域で協働できる事業を推進します。

② 国・都等への要望

国や東京都等関係機関への働きかけを進め、市長会等を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた要望を行っていきます。

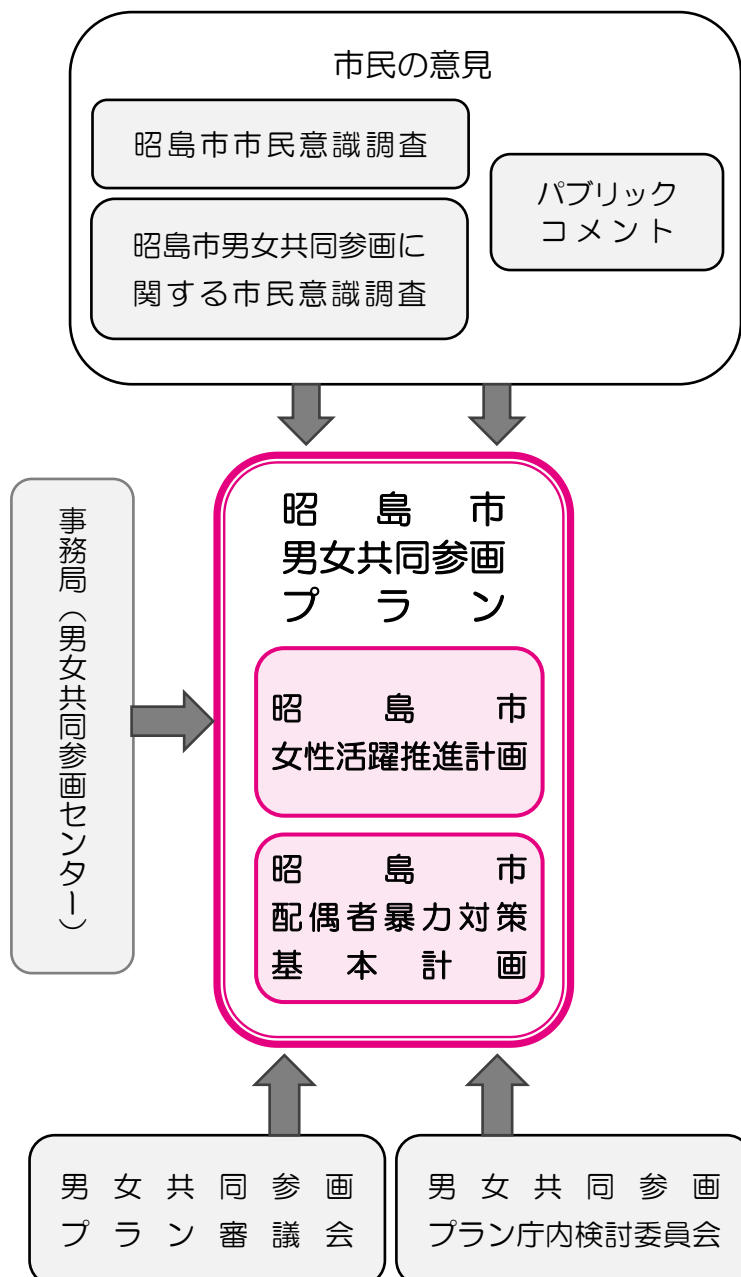
2

計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や関係市民団体の代表、公募委員で構成された「男女共同参画プラン審議会」での意見や、令和元（2019）年度に実施した「昭島市市民意識調査」、「男女共同参画市民意識調査」やパブリックコメントを通して寄せられた市民の意見等をもとに策定しています。また、「男女共同参画プラン庁内検討委員会」において本計画の内容を検討し、庁内各部署と横断的に連携・調整を行いました。

■計画策定体制図■



(2) PDCA サイクルによる計画の推進体制

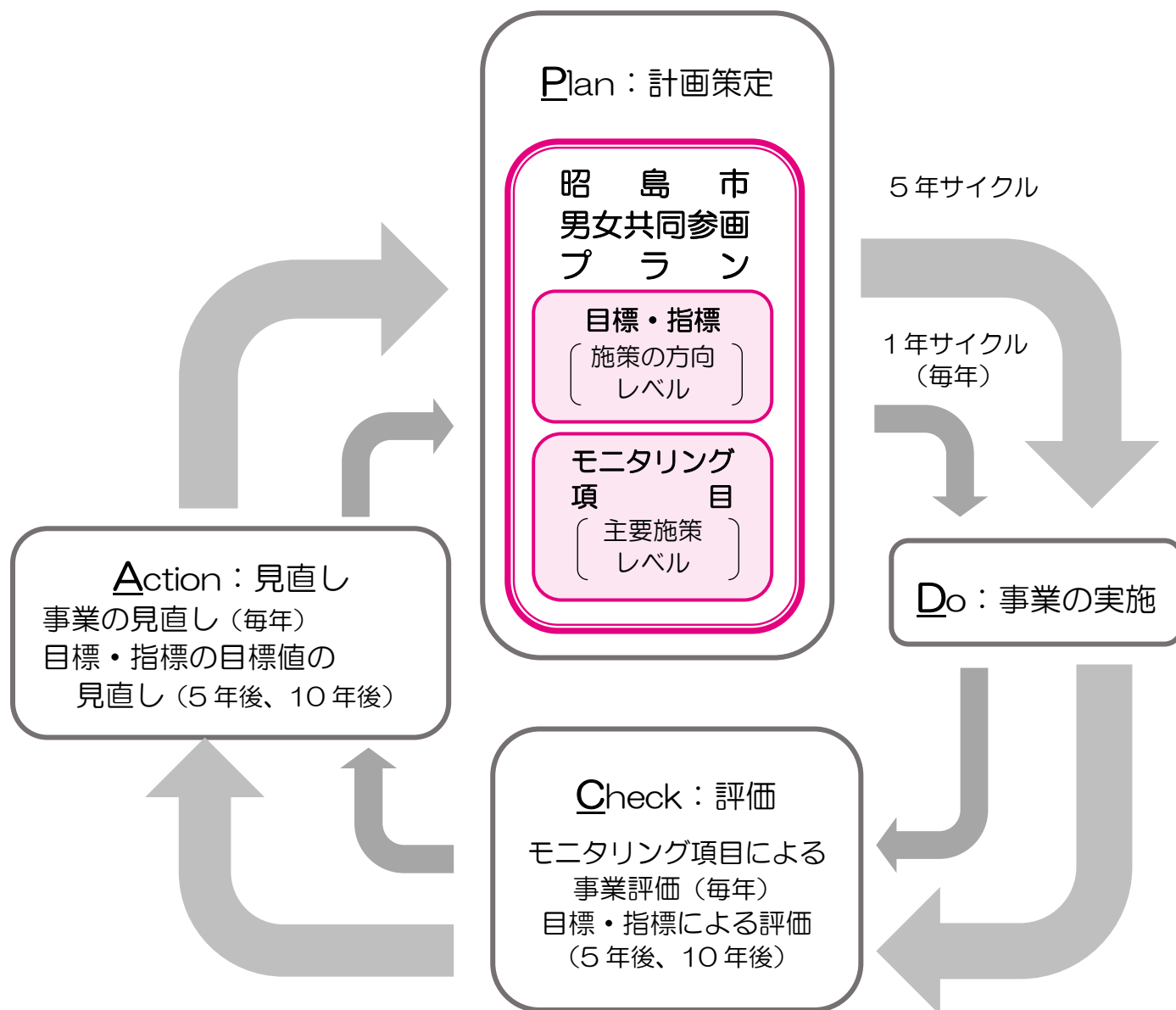
計画策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のPDCA サイクルに基づいて、本計画を着実に推進していきます。

本計画では2層のPDCA サイクルを想定しており、施策の方向レベルの目標・指標とともに、主要施策レベルのモニタリング項目を設定しています。

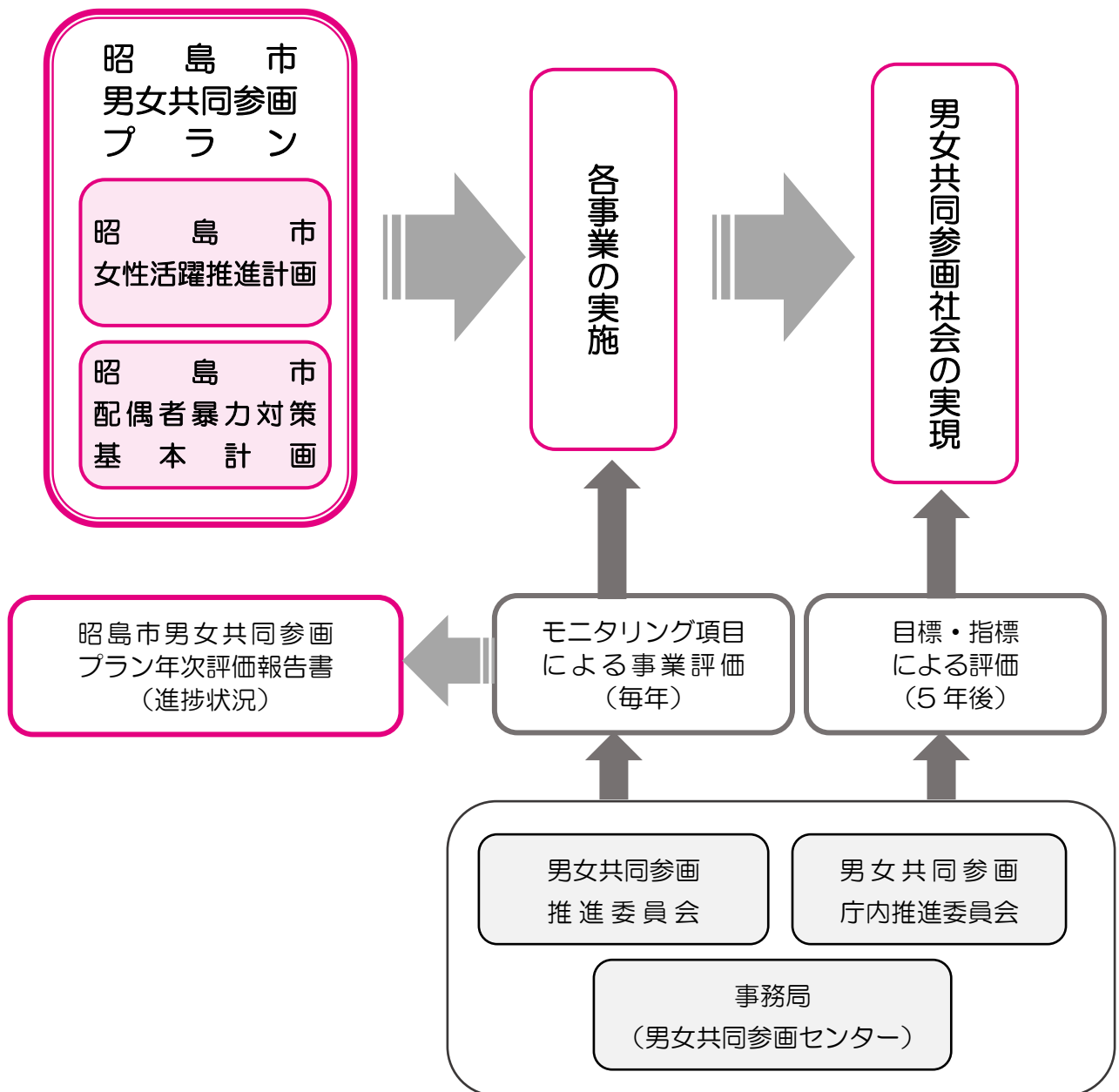
モニタリング項目を用いて毎年実施される各事業の振り返りを行い、年次評価報告書（進捗状況）を作成します。また、目標・指標の到達状況から5年後に中間評価を行い、どの程度、男女共同参画が達成されているかを検証し、さらに計画策定から10年後に向けての目標・指標の目標値を見直します。

各評価にあたっては、「男女共同参画庁内推進委員会」において意見集約した事業実績及び評価をもとに、学識経験者と公募委員からなる「男女共同参画推進委員会」による外部評価を実施し、本市ホームページで公表します。

■PDCA サイクルによる推進体制図■



■本計画の評価の仕組み■



(3) 目標・指標一覧

基本目標	施策の方向		目標・指標	現状値 令和元年 (2019)	目標値 令和7年 (2025)	目標値 令和12年 (2030)
【基本目標Ⅰ】 多様な人々が 尊重される意 識づくり	1	男女共同参画 に関する理解 の促進と意識 の醸成	「男性も家事・育児を行 うことは当然である」と いうイメージを持つ市民 の割合	59.1 % (令和元年都 の参考値) 平成27年)	60 %	70 %
			SDGsの認知度	6.8 %	30 %	50 %
	2	人権・男女平等 に関する教育・ 啓発	「【全体】として男女の 待遇や立場が対等になっ ていてと感じる」人の 割合	[女性] 38.0 %	[女性] 40 %	[女性] 43 %
				[男性] 43.7 %	[男性] 45 %	[男性] 48 %
3	多 様 性 へ の 理 解 の 促 進	LGBT の認知度	57.6%	60 %	70 %	
【基本目標Ⅱ】 女性活躍と 昭島市と女 性活躍調進 計画の推進	4	あらゆる分野 における女性 活躍の推進	市職員女性管理職の割合	18.3%	20 %	30 %
			委員会・審議会等 における女性委員の割合	30.1%	35 %	40 %
	5	働く場におけ るワーク・ライ フ・バランスの 実現	「【職場】における男女の 待遇や立場が対等になっ ていてと感じる」人の 割合	[女性] 26.3 %	[女性] 27 %	[女性] 30 %
			[男性] 27.7 %	[男性] 27 %	[男性] 30 %	
	6	家 庭 生 活 に おけるワーク・ ライフ・バラン スの実現	市職員における男性の 育 児 休 業 の 取 得 率	31.3 %	35 %	40 %
			「【家庭生活】における 男女の待遇や立場が対等 になっいてと感じる」 人の割合	[女性] 31.4 %	[女性] 35 %	[女性] 40 %
				[男性] 48.4 %	[男性] 50 %	[男性] 55 %
				保育所の待機児童数	12人	5人
学童クラブの利用を希望 するが利用できない児童 数	15人	5人	解消を目指す			
【基本目標Ⅲ】 被害者 昭島市配 偶者支 援と	7	配偶者等から の暴力（DV） の 防 止 及 び 被害者支援の 充実	配偶者から暴力を受けた ことがある人の中で 「相談した」ことがある 人の割合	[女性] 23.8 %	[女性] 25 %	[女性] 30 %
			[男性] 7.6 %	[男性] 10 %	[男性] 15 %	
【基本目標Ⅲ】 被害者 昭島市配 偶者支 援と	8	あらゆる暴力 に対する相談 支援・関係機 関の連携・防 止啓発の推進	市職員向け DV 被害者 対応研修の参加者数	0人	150人 (5年間で)	300人 (10年間で)

基本目標	施策の方向		目標・指標		現状値 令和元年 (2019)	目標値 令和7年 (2025)	目標値 令和12年 (2030)
【基本目標Ⅳ】 すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり	9	生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	がん検診受診率	乳がん	[女性] 14 %	[女性] 20 %	[女性] 30 %
				子宮頸がん	[女性] 10.7 %	[女性] 15 %	[女性] 20 %
				前立腺がん	[男性] 13.2 %	[男性] 15 %	[男性] 20 %
		特定検診（国保）受診率		51.7%	60%	65%	
	10	配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	生活困窮者自立相談支援の新規相談件数における支援プラン作成率(※)		57.4%	50%以上	50%以上
			いきいき高齢者健康ポイント参加者数		418人	450人	500人
	11	防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映	避難所運営委員における女性の割合		24%	27 %	30 %
	12	地域活動における男女共同参画の推進	「【地域活動の場】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合		[女性] 42.6 %	[女性] 45 %	[女性] 50 %
					[男性] 49.7 %	[男性] 55 %	[男性] 60 %

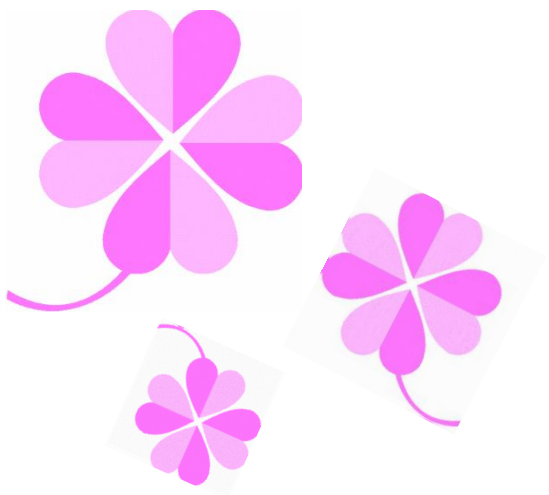
※生活困窮者自立相談支援の新規相談件数における支援プラン作成率は、毎年50%以上を目標とする。

(4) モニタリング項目一覧

基本目標	施策の方向		主要施策	モニタリング項目	現状値
【基本目標Ⅰ】 多様性を認め合い、 暮らすことができる 人が尊厳をもって	1	男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成	① 男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進	「Hi,あきしま」等の広報誌の配布数、設置場所数	発行部数 7,000 部 設置場所数 40 箇所
			② SDGs 等国际的視点の反映と多文化共生の推進	外国語版市民便利帳の配布数	-
			③ 関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供	関係法令・制度の改正があったときにそれを男女共同参画センターで広報した件数	-
			④ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進	固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした男女共同参画センターの啓発事業数	-
	2	人権・男女平等に関する教育・啓発	① 学校教育における人権・男女平等啓発	教職員に対する研修の回数、参加者数	研修回数 4 回 参加者数 55 人
			② 家庭・地域等における人権・男女平等啓発	市主催の男女共同参画関連講座・学習会における男性の参加率	20.6 %
	3	多様性への理解の促進	① 多様性を認め合う意識づくり	人権身の上相談件数	16 件
			② 性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティへの支援の充実	性的マイノリティに関する講座、学習会、イベント等の開催回数	-

基本目標	施策の方向		主要施策	モニタリング項目	現状値
【基本目標Ⅱ】 「女性活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」 〔女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進〕	4	あらゆる分野における女性活躍の推進	① 女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発	ポジティブ・アクションについて、男女共同参画センターで広報した件数	-
			② 女性のキャリア形成に向けた支援	「創業ワンストップ窓口」利用者における女性の割合	41.7 %
			③ 市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進	市職員管理職における女性の割合（再掲）	18.3 %
			④ 地域における女性リーダーの育成	自治会長における女性の割合	6.1 %
	5	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの実現	① ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・学習会・イベント等の開催数	4 事業
			② 事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	商工会等へのワーク・ライフ・バランスに関する働きかけの内容及び回数	3 回
	6	家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの実現	① 子育て支援サービスの推進	保育所の定員数	2,862 人
				学童クラブの定員数	1,382 人
			② 介護支援サービスの推進	地域包括支援センターにおける介護者からの相談件数	37,261 件
				認知症サポーター登録者数	601 人
			③ 男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備	男性の家事・育児・介護に関するスキルアップ講座への参加者数	311 人

基本目標	施策の方向		目標・指標		モニタリング項目	現状値
【基本目標Ⅲ】 あらゆる暴力の根絶と被害者支援 【昭島市配偶者暴力対策基本計画】	7	配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援の充実	①	暴力の未然防止・早期発見	暴力の未然防止・早期発見について広報誌における特集掲載回数	1回
			②	若年層への意識啓発と教育の推進	若年層対象の講座、学習会、イベント等の開催回数	1回
			③	配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援	市におけるDV相談件数	200件
			④	被害者の安全確保のための関係機関の連携	市職員向けDV被害者対応研修の実施回数、参加者数	実施回数：0回 参加者数：0人
	8	あらゆる暴力に対する相談支援・関係機関の連携・防止啓発の推進	①	性犯罪及びストーカー被害等の暴力防止の啓発・相談支援	女性に対する暴力をなくす運動週間キャンペーン（イベント等）の有無	1回
			②	ハラスメント防止のための啓発・相談支援	市職員向けハラスメント研修の参加率	47%
【基本目標Ⅳ】 すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり	9	生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）についての理解の促進	市が開催するセミナーやパネル展等の周知・啓発活動	2回
			②	年代や性差に応じた健康づくりの支援	子育て世代包括支援センターにおける出産・子育てに関する相談件数	10,160件
			③	こころの健康に関する支援	ゲートキーパー講習会参加者数	148人
	10	配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①	高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援	地域包括支援センターにおける相談内容別相談件数 障害者に関する相談支援事業所等における相談件数	37,261件 12,244件
			②	ひとり親家庭等への支援の充実	子ども家庭支援センター等への相談件数	8,027件
	11	防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映	①	防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進	防災会議における女性委員数、割合	女性委員数 5人 割合 13%
			②	地域防災活動等における男女共同参画の推進	避難所運営委員における女性委員数・割合（再掲）	女性委員数 89人 割合 24%
			③	都市計画・環境分野における男女共同参画の推進	昭島市環境審議会における女性委員の割合	41.7%
	12	地域活動における男女共同参画の推進	①	地域団体・社会団体等への活動支援	昭島ボランティアセンター登録団体数	107団体
			②	地域活動等への男性の参画の推進	地域活動に関する講座の開催回数、参加者数	開催回数 3回 参加者数 38人



資 料 編

資料 1 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったとき

は、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2）男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。た

だし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第4条 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成11年7月16日法律第102号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 〔略〕

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1～10 〔略〕

11 男女共同参画審議会

12～58 〔略〕

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和 元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1） 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2） 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1） 面会を要求すること。

（2） その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3） 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4） 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

（5） 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

（6） 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7） その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8） その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- （1） 申立人の住所又は居所の所在地
 - （2） 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- （1） 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- （2） 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- （3） 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- （4） 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- （5） 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り

消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

- 第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

- 第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法

（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

- 第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

- 第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

- 第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

- 第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

- 第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

- 第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- （1） 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - （2） 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - （3） 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - （4） 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- （1） 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - （2） 市が前条第2項の規定により支弁した費用。

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28八条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成16年6月2日法律第46号〕
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第3条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成25年7月3日法律第72号〕
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕
（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
（2）第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日
（3）〔略〕

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月26日法律第46号抄〕
（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
（2）・（3）〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
〔検討等〕

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を

目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、 第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び 第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

資料3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正 令和元年6月5日法律第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方

向

（2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4）前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

（3）その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1

項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、

国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- （1） 第18条第4項の規定に違反した者
- （2） 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- （1）第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- （2）第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- （3）第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- （1）第10条第2項の規定に違反した者
- （2）第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- （3）第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- （4）第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後

も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- （2）・（3） 〔略〕
- （4） 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日
- （5） 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年12月政令174号により、令和2年6月1日から施行〕

- （1） 〔前略〕附則第6条の規定 公布の日
- （2） 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年12月政令174号により、令和4年4月1日から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料4 昭島市男女共同参画プラン審議会

(1) 昭島市男女共同参画プラン審議会条例

平成 元年3月30日条例第5号
最終改正 平成21年3月30日条例第6号

(設置)

第1条 昭島市男女共同参画プランの策定に資するため、昭島市男女共同参画プラン審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 関係市民団体の代表者 4人以内
- (3) 公募による市民 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条** 審議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 会長は、審議会の議長となる。
 - 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 昭島市男女共同参画プラン審議会委員名簿

自 令和2年7月 8日

至 令和3年2月16日

氏 名	所 属 団 体 等
◎ 金 野 美奈子	学識経験（東京女子大学教授）
○ 柴 田 邦 臣	学識経験（津田塾大学准教授）
鳥 生 尚 美	学識経験（弁護士）
並 木 浩 子	学識経験（中学校長）
浦 崎 暁 子	関係市民団体（女性団体）
佐 藤 之 崇	関係市民団体（労働組合）
長 瀬 尚 子	関係市民団体（商工会）
長谷川 京 子	関係市民団体（子育て支援）
大 井 晶 子	公募市民
新 田 紘 一	公募市民
長谷部 高 史	公募市民

◎ 会長 ○ 副会長

(3) 昭島市男女共同参画プラン審議会開催経過

	開 催 日	内 容
1	令和2年7月8日	- 委員の委嘱 - 会長、副会長の選任 - 諮問 - 昭島市男女共同参画プラン策定の趣旨について
2	令和2年8月4日	本市における男女共同参画の現状及び課題について
3	令和2年9月10日	計画の施策体系（案）について
4	令和2年11月12日	- 昭島市男女共同参画プラン（素案）について - パブリックコメントの実施について
-	令和2年12月14日 ～令和3年1月18日	パブリックコメントの実施
5	令和3年2月16日	- パブリックコメントの意見について - 昭島市男女共同参画プラン答申（案）について

資料5 昭島市男女共同参画プラン庁内検討委員会

(1) 昭島市男女共同参画プラン庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市男女共同参画プランを策定するため、昭島市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 昭島市男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員13人をもって組織する。

- 2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、政策担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

別表(第3条関係)

1	企画部企画政策課長
2	総務部職員課長
3	市民部市民課長
4	市民部生活コミュニティ課長
5	市民部産業活性課長
6	保健福祉部健康課長
7	保健福祉部介護福祉課長
8	子ども家庭部子ども育成課長
9	学校教育部統括指導主事
10	生涯学習部市民会館・公民館長
11	企画部秘書課オンブズパーソン・人権担当係長
12	総務部職員課人材育成担当係長
13	保健福祉部障害福祉課障害福祉係職員（保健師）

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(2) 昭島市男女共同参画プラン庁内検討委員会委員名簿

氏 名	職 名
◎ 板 野 浩 二	子ども家庭部長（委員長）
○ 萩 原 秀 敏	企画部政策担当部長（副委員長）
青 柳 裕 二	企画部企画政策課長
並 木 映 子	総務部職員課長
細 田 美恵子	市民部市民課長
関 野 実	市民部生活コミュニティ課長
薬 袋 州 子	市民部産業活性課長
枝 吉 敦 子	保健福祉部健康課長
小 林 大 介	保健福祉部介護福祉課長
野 口 明 彦	子ども家庭部子ども育成課長
佐々木 光 子	学校教育部統括指導主事
吉 村 久 実	生涯学習部市民会館・公民館長
谷 部 朋 秀	企画部秘書課オンブズパーソン・人権担当係長
若 松 栄	総務部職員課人材育成担当係長
村 越 瞳	保健福祉部障害福祉課障害福祉係職員（保健師）

◎ 委員長 ○ 副委員長

(3) 昭島市男女共同参画プラン庁内検討委員会開催経過

	開 催 日	内 容
1	令和 2 年 6 月 8 日	・委員長、副委員長の選任 ・昭島市男女共同参画プラン策定について
2	令和 2 年 7 月 28 日	・本市における男女共同参画の現状及び課題について
3	令和 2 年 8 月 26 日	・計画の施策体系（案）について
4	令和 2 年 11 月 6 日	・昭島市男女共同参画プラン（素案）について ・パブリックコメントの実施について
5	令和 3 年 2 月 8 日	・パブリックコメントの意見について ・昭島市男女共同参画プラン答申（案）について

資料6 男女共同参画に関する市民意識調査の概要

(1) 調査実施の目的

男女平等に関する意識と実態を総合的に把握し、次期男女共同参画プランを策定並びに男女共同参画施策を検討する上での基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査方法と回収状況

調査地域：昭島市全域

調査対象：昭島市在住の満 18 歳以上の男女

標本数：2,000 人（男女各 1,000 人）

抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出（層化二段無作為抽出法）

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査期間：令和元（2019）年7月29日（月）～8月14日（水）

回収結果

発 送 数	回 収 数	回 収 率
2,000 件	865 件	43.3%

(3) 調査項目

1. 回答者属性
2. 家庭生活と社会生活の両立について
3. 家庭生活について
4. 子育て・介護について
5. 就労について
6. 地域活動について
7. 人権について
8. 男女共同参画事業について

資料7 男女共同参画に関する用語集

【あ行】

●SNS (social networking service)

社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするサービスの総称。

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と40 歳代後半が山になるアルファベットのMに似た曲線を描くことから名づけられた。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという傾向があるため、こういった特徴がみられる。

【か行】

●クオータ制（割当制）

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

●合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を表す。

●固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」など、役割を固定的に分けることをいう。

【さ行】

●ジェンダー

身体の特徴など、生来の生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」があり、そのような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

●ジェンダー主流化

全ての政策、施策及び事業について、実施、モニタリング、評価の各段階でジェンダー視点に立った上で課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するために必要な手段として認識されている。

●性的指向・性自認

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自

らの感覚として持っているかを示す概念であり、生物学的な性（からだの性）に対して「こころの性」と呼ばれることもある。

【た行】

●ダイバーシティ

「多様性」。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

●DV・デートDV

DV（ドメスティック・バイオレンス）は配偶者やパートナーなど親密な間柄にある、またはあったものから振られる暴力で、とくに中高生を含む若年層の恋人間で起きる暴力のことをデートDVと呼ぶ。

【は行】

●ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。「嫌がらせ・いじめ」をさす。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラ（パワーハラスメント）、性的言動によって嫌がらせを行うセクハラ（セクシュアルハラスメント）、言葉や態度等によって精神的に継続的な嫌がらせを行うモラハラ（モラルハラスメント）など、さまざまなハラスメントがある。

●ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、さまざまな分野で必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することによって、男女間の格差を改善することを目的として講じる暫定的な措置。

【ま行】

●メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【ら行】

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、「安全で満足できる性生活」「安全な出産」「子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人産むかを決定する自由」「生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられ、女性の重要な人権の一つとされている。

資料8 男女共同参画に関する年表

	世界	国・都	昭島市
1975	国際婦人年設定 国際婦人年世界会議・「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置	
1976		都民生活局婦人計画課設置(都)	
1977		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	
1978		「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(都)	
1979	国連総会「女子差別撤廃条約」採択	「東京都婦人情報センター」開設	
1980		「女子差別撤廃条約」署名	
1981	ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982			「婦人の地位向上のための関係者懇談会」開催
1983		「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(都)	
1985	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」採択	「男女雇用機会均等法」制定 「女子差別撤廃条約」批准	
1987		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	昭島市婦人問題行動計画策定委員会設置
1988			昭島市婦人問題行動計画策定のための懇談会開催
1989			婦人問題に関する市民意識・実態調査実施 昭島市婦人問題審議会設置
1990		東京都男女平等推進会議設置(都)	
1991		「育児休業法」の公布 「女性問題解決のための東京都行動計画」策定(都)	昭島市婦人問題審議会が「昭島市婦人問題審議会答申—男女共同参画型社会の形成に向けて—」答申
1992		婦人問題担当大臣設置 財団法人東京女性財団設立(都)	昭島市女性行動計画策定委員会設置
1993	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994	国際人口・開発会議（カイロ） ・「行動計画」採択（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱）	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部を改組） 男女共同参画室設置	企画課に女性担当設置 昭島市女性プラン策定（第一期） 昭島市女性プラン関連事務担当課長会議設置
1995	第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」制定 「ILO 第 156 号条約」批准 東京ウィメンズプラザ開館(都)	「Hi, あきしま」創刊
1996		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1997		「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布 「育児・介護休業法」改正	
1998		第4次行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(都)	昭島市女性施策推進委員会設置
1999		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正労働基準法」施行	昭島市女性施策推進委員会が「昭島市女性プランの推進のために」提言 昭島市男女共同参画プラン審議会設置 男女平等に関する市民意識・実態調査実施
2000	国連特別総会「女性 2000 年会議（ニューヨーク）」	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女平等参画基本条例」制定(都)	昭島市男女共同参画プラン審議会が「昭島市男女共同参画プラン審議会答申」答申

	世界	国・都	昭島市
2001		男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「DV 防止法」公布・施行	「あきしまジェス 21ー昭島市男女共同参画プランー」策定（第二期） 第一期男女共同参画推進委員会設置
2002		男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス & サポート東京プラン 2002」策定（都）「配偶者暴力相談支援センター」設置	男女共同参画ルーム「おあしす」開設
2003		「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	男女共同参画都市宣言
2004		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定	
2005	国連「北京+10 世界閣僚級会合（ニューヨーク）」	「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「次世代育成支援東京都行動計画」策定（都）	第二期男女共同参画推進委員会設置
2006	「東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）」	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定（都）	
2007	「東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）」	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「改正男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008	第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） 「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択		第三期男女共同参画推進委員会設置
2009	「東アジア男女共同参画担当大臣会合（ソウル）」	「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定（都）	男女平等に関する市民意識・実態調査実施 昭島市男女共同参画プラン審議会設置
2010	国連「北京+15 世界閣僚級会合（ニューヨーク）」	「育児・介護休業法」改正	
2011	「UN Women（国連女性機関）」発足		「昭島市男女共同参画プラン」策定（第三期）
2012		「男女平等参画のための行動計画」策定（都）	
2013		「配偶者暴力（DV）防止法」改正 「ストーカー行為等の規制に関する法律」改正	
2014		「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」制定	
2015	国連総会「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」採択	「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行	
2016		「東京都女性活躍推進白書」策定（都）	
2017		「東京都男女平等参画推進総合計画」策定（都） 「特定異性接客営業等に関する条例」施行（都）	
2018		「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定（都）	
2020		第5次男女共同参画基本計画策定（国）	「昭島市男女共同参画センター」開設

昭島市男女共同参画プラン

【昭島市男女共同参画推進計画（第4期）】

昭島市女性活躍推進計画

昭島市配偶者暴力対策基本計画

発行年月：令和3（2021）年3月

編集：昭島市子ども家庭部女性活躍支援担当

〒196-0012 昭島市つつじが丘3-3-15

アキシマエンス校舎棟2階 男女共同参画センター

TEL：042-519-2277

E-mail：joseikatsuyaku@city.akishima.lg.jp

